

平成25年第3回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 9月6日（金）

・開 会	5
・法令に基づく報告	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・諸般の報告	6
・議案等の上程（第52号～第68号）	8
・議案等に対する質疑	14
・請願の報告	14
・陳情の報告	14
・議案等の委員会付託	14

第2号 9月9日（月）

・一般質問	21
本田芳枝議員	21
1. 学校給食センター建て替え問題について	21
太田健策議員	39
1. 土地開発公社について	40
2. 各種団体の補助金について	50
田川正治議員	56
1. 学校給食センターの建て替えと運営について	56
2. 乳幼児の就学前の子育て支援について	68
3. 住宅リフォーム制度について	72
4. 県道伊賀・仲原線の道路拡幅について	73
川口 晃議員	74
1. 小学校の空調設備取付けの緊急性	74
2. 西小学校校区に公設の認可保育所の新設を	75
3. 学校給食センターの建て替えは公設・公営で	76
木村優子議員	89
1. 国民健康保険事業の医療費適正化について	89

第3号 9月10日（火）

・一般質問	99
久我純治議員	99
1. いつまで続く水没する道路、あふれる水路	99
2. ナイター設備の活用でスポーツの強化を	102
3. 公共用トイレ（洋式）は暖房便座へ	107
因 辰美議員	109
1. 当初予算について	109
2. ジュニアスポーツ育成について	117
小池弘基議員	121
1. 粕屋町都市計画基本方針（通称マスタープラン）の現状と今後の対策 について	121
福永善之議員	134
1. 学童保育の4年生以上の受入緩和可能性について	135
山脇秀隆議員	141
1. 高齢者福祉事業団の移転問題について	141

第4号 9月20日（金）

・議案撤回請求書の提出	161
議案第61号 工事請負契約の締結について	161

第5号 9月25日（水）

・糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合議会議員の選挙について	167
・糟屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員の選挙について	167
・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	168
議案第52号 粕屋町税条例の一部を改正する条例について	168
議案第53号 粕屋町駅舎コミュニティホールの設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例について	170
議案第54号 粕屋町自転車駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例について	171
議案第55号 粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	172
議案第56号 平成25年度粕屋町一般会計補正予算について	173
議案第57号 平成25年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について	180
議案第58号 平成25年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について	180
議案第59号 平成25年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について	180

議案第60号	平成25年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 について……………	180
議案第62号	平成24年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について……………	186
議案第63号	平成24年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	193
議案第64号	平成24年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について……………	193
議案第65号	平成24年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ いて……………	193
議案第66号	平成24年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	193
議案第67号	平成24年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決 算の認定について……………	198
議案第68号	平成24年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計収入支出決算 の認定について……………	198
意見書案第3号	「原発ゼロ」をただちに求める意見書（案）……………	200
請願第1号	「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国 の関係機関に求める意見書提出に関する請願……………	200
陳情第2号	本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書……………	200
	委員会の閉会中の所管事務調査……………	200
・閉会……………		202

平成25年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成25年9月6日（金）

平成25年第3回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成25年9月6日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 法令に基づく報告
- 第4. 諸般の報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 請願の報告
- 第8. 陳情の報告
- 第9. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

1番 木村優子	9番 久我純治
2番 川口晃	10番 因辰美
3番 安河内勇臣	11番 本田芳枝
4番 太田健策	12番 山脇秀隆
5番 福永善之	13番 八尋源治
6番 小池弘基	14番 安河内利明
7番 田川正治	15番 伊藤正
8番 長義晴	16番 進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信 ミキシング 古賀博文

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（24名）

町長 因清範 副町長 箱田彰

教 育 長	大 塚 豊	総 務 部 長	八 尋 悟 郎
住民福祉部長	水 上 尚 子	都市政策部長	野 中 清 人
教育委員会次長	関 博 夫	総 務 課 長	安河内 強 士
経営政策課長	山 本 浩	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
税 務 課 長	石 山 裕	収 納 課 長	瓜 生 俊 二
学校教育課長	八 尋 哲 男	社会教育課長	中小原 浩 臣
給食センター所長	城 戸 和 子	健康づくり課長	大 石 進
介護福祉課長	吉 原 郁 子	総合窓口課長	今 泉 真 次
子ども未来課長	安河内 涉	環境生活課長	因 光 臣
都市整備課長	吉 武 信 一	地域振興課長	安 松 茂 久
上下水道課長	山 野 勝 寛	総務課庶務人事係主幹	今 泉 真 希

(開会 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

さて、前回の6月定例会から9月定例会まで、7月、8月といろいろなことがありました。7月には、21日日曜日、参議院議員選挙がありました。結果は、皆さんご存じのとおりであります。結果に対する判断、思いは人それぞれであります。いずれにしても、民意を踏まえた政治、信頼性、そして安定感のある政治に努められたいと思います。8月は猛暑の日が続きました。また、豪雨による甚大な被害が生じた地方もあります。心からお見舞いを申し上げますとともに、我が粕屋町におきましては、災害に強いまちづくりにさらに努力されますことを強く求めておきたいと存じます。

今議会には、昨年度予算の決算と本年度の補正予算が上程されています。言うまでもなく、議会には、編成された予算が適正的確であるか、そしてその予算が適切に執行されたかを含め、いわゆる予算に関する審議が大きく課せられていると考えます。そういう意味からしまして、今議会の皆さんの活発にして真摯なご議論をお願い申し上げ、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、平成25年第3回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

今期定例会に町から提出された議案は17件であります。

提案理由の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

おはようございます。

本日、平成25年第3回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お元気に全員ご出席を賜り、心から感謝申し上げます。さて、去る8月30日から31日にかけての台風15号による福岡地方に出された大雨洪水警報につきまして、有事に備え、粕屋町も消防団への出動要請、並びに職員を待機させ、危険箇所等、町内の巡回を行いました。法面の崩落により、土砂の流出等が二、三カ所ございましたが、直ちに職員の手で除去し、大雨による被害は幸いにして特にございませんでした。今後もさらに防災意識を高め、地域防災力の充実に積極的に取り組んでまいり所存でございます。

それでは、法令に基づく報告をいたします。

報告第4号は、平成24年度粕屋町健全化判断比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

報告第5号は、平成24年度粕屋町公営企業の経営の健全化についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

以上2件、法令に基づく報告を終わります。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において、6番小池弘基議員及び8番長 義晴議員を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月25日までの20日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月25日までの20日間と決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

次に、諸般の報告を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

それでは、諸般の報告をいたします。

最初に、一部事務組合の平成24年度決算についてでございます。決算額につきましては、別紙資料に記載のとおりでございますので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、操法大会時における本部分団消防ポンプ自動車事故についての報告をいたします。

本年7月7日の粕屋町消防団ポンプ操法大会時の放水中における機械的トラブルについて、消防団員と関係者の皆様にご心配をおかけしたところでございます。操作をしていた団員のけがの状況については、おかげさまで大事に至らず、軽い打撲ということでございましたので、安堵したところでございます。事故原因についてでございますけれども、当消防自動車の製作をいたしました工場で、一月余りにわたり、徹底した原因究明に努めていただいたところでございます。その経緯の概略につきましては、大会翌日の7月8日に、中部消防署の正副署長、本部分団員、協働のまちづくり課職員、車両納入業者の立ち会いのもと、事故車両による再現テストを実施いたしましたけれども、異常の確認ができなかったところでございます。つきましては、車両を兵庫県三田工場に搬送し、検証と細部にわたる調査が行われたと聞いております。ここでも再三試験を行いましたが、事故時の同様の現象は発生しなかったとのことでございます。しかしながら、制御機上の表示異常が一部見られたということで、制御機全般を交換し、さらに信号的な誤作動を防止するため、制御機へ新たな安全対策プログラムを追加し、動作確認を実施した後、先月9日に納入されております。なお、他分団に配備された同型の消防車両が4台ございます。これにつきましても同様の安全対策プログラムの追加を実施していただいたところでございます。

以上、ご報告いたします。

次に、粕屋南部消防組合消防本部出張所についてでございます。

平成24年1月に策定されました第4次粕屋南部消防組合消防力整備計画で、志免町北部、北西部、並びに粕屋町西部の消防空白地域への出張所につきまして、これまでも議会の中でご報告し、また粕屋町内設置に向けて努力をしてきたところでございます。結果、去る8月20日に開催されました消防組合議会におきまして、その用地買収等に係る予算等の審議を経て、議決をいただいたところでございます。建設場所につきましては、粕屋町仲原地内、仲原大橋南側の博多駅志免線、貝田交差点付近を予定されております。志免町及び粕屋町における消防力空白地域の解消が図られるものと期待しておるところでございます。当町といたしましても、南部消防本部との連携を密にしながら、整備計画に沿って事業が円滑に進められるよう最大の協力をしていきたいと考えております。なお、今議会補正予算で、用地等を計上させていただいております。詳細につきましては、予算特別委員会にて、担当より説明いたさせますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたしまして、報告いたします。

次に、福岡県が実施する土砂災害警戒区域等の指定について報告いたします。

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害が発生するおそれがある区域をあ

らかじめ指定し、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限、建築物の構造規制を行うもので、県内では本年度末までに1万3,150カ所の指定がなされる予定になっております。当町に関しましては、江辻区、大隈区、長者原上区内の26カ所が指定予定箇所となっており、今後県と連携して、対象区域住民の方への説明会を開催しながら、ご理解を求めていきたいと思っております。

次に、学校給食センター建設事業についてでございます。

途中経過についてご報告をいたします。

学校給食センター建設事業につきましては、PFIアドバイザー業務の公募によるプロポーザルの企画提案が、株式会社日建設計総合研究所九州オフィスと株式会社長大福岡支社の2社から提案されております。つきましては、近々のうちに、審査委員会の中で、2社のいずれかを選択をしてまいる所存でございます。

最後に、福岡ソフトバンクホークス2軍本拠地誘致についてご報告いたします。

去る8月12日の全員協議会におきまして、候補地表明について、粕屋町の場所等について提示をしたところでございます。その後、粕屋町内単独での誘致については、諸般の事情がございまして、これを町単独で提案することは取りやめにいたしました。つきましては、粕屋町、志免町、須恵町の3町所有のボタ山へのファーム誘致については、去る8月30日に開かれました国鉄志免炭鉱ぼた山開発推進協議会において、全会一致で誘致提案書を提出することになりました。つきましては、今後は3町しっかりスクラムを組み、誘致活動に頑張ってまいりたいと思っております。

以上、報告を終わります。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案に対する提案理由の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

それでは、議案の上程を行います。

平成25年第3回粕屋町議会定例会に町から提案いたします案件といたしましては、条例の改正が4件、平成25年度補正予算が5件、工事請負契約の締結が1件、平成24年度決算認定が7件、以上17件でございます。

それでは、議案第52号から順次ご説明申し上げます。

議案第52号は、粕屋町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成25年3月30日に公布されました地方税法の一部を改正する法律の規定に基づ

き、6月議会の専決処分でご承認いただいた事項以外の関係政令及び省令が、それぞれ平成25年6月12日に公布されました。また、平成23年12月2日に公布されました経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置の一部を改正する法律等の規定に基づき、地方税に関する税務調査手続等に関して、所要の整備を行うものでございます。

今回の主な改正は、3点ございます。

まず1点目は、住民税関連で、金融所得課税として、公社債等の利子譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当、譲渡損益に対する課税を一体化し、平成28年1月1日から施行されることによる改正でございます。

2点目は、年金所得者の納税の便宜や市町村における徴収事務の効率化の観点から、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しは、平成28年10月1日以後実施分から施行されることによる改正でございます。

3点目は、国税に準じた地方税に関する税務調査手続等の改正により、徴税吏員等が行う徴税に関する調査等の手続に関し、条例で定める必要が出てまいりましたので、改正を行うものでございます。

議案第53号は、粕屋町駅舎コミュニティーホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、平成25年8月1日告示第39号による住居表示の実施に伴い、平成25年9月28日から、ハーモニーホール伊賀の位置の表示を変更するため、所要の措置を講ずるものでございます。

議案第54号は、粕屋町自転車駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案第53号と同様に、住居表示の実施に伴い、平成25年9月28日から、伊賀駅前自転車駐車場の位置の表示を変更するため、所要の措置を講ずるものでございます。

議案第55号は、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成25年3月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律の規定に基づき、地方税法施行令の一部を改正する政令等が、平成25年6月12日に公布されたことに伴い、所要の規定を整備するものでございます。今回の主な改正は、公社債等の利子、譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当、譲渡損益に対する課税を一体化すること等に伴いまして、国保税の課税の特例を変更するものでございます。

議案第56号は、平成25年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

今回は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,157万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を121億4,957万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、地方交付税を1億750万5,000円、県支出金を1億4,541万2,000円、繰越金を3億2,905万2,000円、町債を9,510万1,000円増額し、国庫支出金を2,275万2,000円、繰入金を1億2,850万3,000円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものとしたしましては、土地開発公社補助金を2億円、国民健康保険特別会計一般繰出金を1億1,000万円、保育施設整備事業費を1億2,270万円、消防施設設置補助事業費を1,700万円、小学校施設整備事業費を1,245万円などを増額するものでございます。

なお、今回の補正につきましては、教育環境の充実を図るため、来年度、小学校4校に設置いたしますエアコンの設置設計委託料420万円、及び安心して子供を産み育てられる環境づくりのための風疹等ワクチン接種補助金500万円を計上いたしております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議案第57号は、平成25年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

今回は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億360万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を41億8,657万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、国民健康保険税を本算定結果から514万9,000円、療養給付費等交付金過年度分を142万1,000円、繰入金を1億1,000万円、それぞれ増額し、また平成24年度決算見込みにより、歳入欠陥補填収入を1億3,881万3,000円、収支均衡を図るため、当年度財源不足分を8,049万1,000円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものとしたしましては、国庫支出金等返納金を3,994万6,000円増額し、額の確定に伴い、介護納付金を299万2,000円、後期高齢者支援金等を188万2,000円、前年度繰上充用金を1億3,881万3,000円減額するものでございます。

議案第58号は、平成25年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,236万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,387万1,000円としたすものでございます。

歳入としたしましては、繰越金2,236万6,000円を増額するものでございます。

一方、歳出としたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を2,005万9,000円、一般会計繰出金を230万7,000円増額するものでございます。

議案第59号は、平成25年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

今回の補正は、保険事業勘定で、歳入歳出予算のそれぞれに4,942万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億3,121万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫支出金1,337万7,000円、支払基金交付金1,031万4,000円、繰入金を325万2,000円、前年度繰越金を2,248万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

一方、歳出の主なものは、保険給付費を3,556万8,000円、諸支出金を1,505万4,000円、それぞれ増額するものでございます。

また、介護サービス勘定につきましては、歳入において、前年度繰越金を211万6,000円増額し、保険事業勘定からの繰入金を211万6,000円減額するものでございます。歳入歳出予算の総額には変更はございません。

議案第60号は、平成25年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

今回の補正は、歳入歳出予算それぞれに81万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を437万円とするものでございます。

歳入では、前年度繰越金を81万9,000円増額し、181万9,000円といたすものでございます。

一方、歳出では、一般会計繰出金を81万9,000円増額し、411万9,000円とするものでございます。

次に、議案第61号は、工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、粕屋中央小学校放課後児童クラブ室新築工事を実施いたすものでございます。現在、粕屋中央小学校の放課後児童クラブは、学校施設の教室等を利用して運営いたしておりますけれども、児童数の増加により、学校施設を利用することが難しくなっております。また、それぞれの児童室が離れ、管理上の問題もございます。つきましては、専用の放課後児童クラブ室を建設し、児童室を一つの施設にまとめることで、さらなる保育の充実を図るものでございます。今回、新築する粕屋中央小学校放課後児童クラブ室は、木造2階建てで、児童室4室、事務室、トイレ、昇降口、倉庫を設置いたすものでございます。この工事を実施するに当たり、平成25年8月28日に、10社による指名競争入札を行いましたところ、因建設株式会社代表取締役因善一が、工事請負金額6,930万円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から平成26年3月17日までとなっております。

議案第62号は、平成24年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成24年度一般会計の決算額は、歳入総額128億6,074万5,312円、歳出総額121億1,958万3,627円となっております。歳入歳出差し引き7億4,116万1,685円となっております。この額には、次年度への繰越明許費繰越額財源1億1,210万9,000円が含まれておりますので、これを差し引きますと、実質収支額は6億2,905万2,685円となります。また、一般会計の町債残高は、前年より6億7,092万9,000円減少し、97億890万3,000円となっております。基金残高は26億5,600万2,000円となっております。

議案第63号は、平成24年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成24年度国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額37億5,455万8,442円、歳出総額39億8,574万4,453円で、歳入歳出差し引き2億3,118万6,011円の赤字決算となりました。歳入総額では、前年度と比べ1億8,773万5,000円の増となっておりますが、歳出におきまして、保険給付費が前年度と比較して、5,285万8,000円、後期高齢者支援金等が5,887万5,000円増額しており、平成24年度単年度収支でも2,562万2,000円の赤字となっております。

議案第64号は、平成24年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成24年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額4億974万5,905円、歳出総額3億8,737万8,362円となり、歳入歳出差し引き2,236万7,543円が次年度への繰り越しとなっております。

本会計は、75歳以上の後期高齢者の医療を各市町村の国民健康保険から切り離し、平成20年度から開始されたものでございます。運営につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合が行っているところでございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の3億941万7,660円で、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の3億6,683万2,210円でございます。

議案第65号は、平成24年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成24年度の決算は、保険事業勘定で、歳入総額17億1,472万5,592円、歳出総額16億9,223万9,205円となり、歳入歳出差し引き額2,248万6,387円が次年度への繰り越しとなっております。

次に、介護サービス勘定では、歳入総額1,057万4,688円、歳出総額845万6,781円となり、歳入歳出差し引き額211万7,907円が次年度への繰り越しとなっております。

議案第66号は、平成24年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

の認定についてでございます。

平成24年度住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算額は、歳入総額773万6,270円、歳出総額591万6,578円となり、歳入歳出差し引き額は181万9,692円が次年度への繰り越しとなっております。貸付金の償還につきましては、現年度分の償還率が82.5%、過年度分の償還率が2.6%となっております。

議案第67号は、平成24年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成24年度粕屋町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり、減債積立金へ1,000万円、建設改良積立金へ1億5,000万円を処分するものでございます。

あわせて、平成24年度粕屋町水道事業会計決算は、配水管改良工事を7か所並びに浄水場内流入流量計等設備更新工事などを行ったところでございます。

収益的収支につきましては、消費税を除きまして事業収益9億3,243万2,418円、事業費用7億7,917万5,397円、差し引き1億5,325万7,021円の純利益を計上したところでございます。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして、収入総額43万2,000円、支出総額2億9,926万3,943円、差し引き不足額2億9,883万1,943円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたすものでございます。

最後に、議案第68号は、平成24年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計収入支出決算の認定についてでございます。

平成24年度は、門松地内の管渠築造工事及び粕屋町役場周辺雨水管渠布設工事などを行ったところでございます。

収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益12億4,786万2,225円、事業費用10億2,016万6,600円、差し引きの2億2,769万5,625円の純利益を計上いたしたところでございます。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして、収入総額6億1,881万3,390円、支出総額9億4,431万1,280円、差し引き不足額3億2,549万7,890円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填したところでございます。

以上の事業を実施いたしました結果、平成24年度末では、701.2ヘクタールの整備を完了いたしました。そして、整備率85.9%を達成したところでございます。また、下水道普及率は97.7%となったところでございます。

以上で今議会に提案いたします提案理由の理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

（町長 因 清範君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

議案等に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので質疑を終結いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、請願を受理しておりますので、事務局長が報告いたします。

事務局長。

◎議会議務局長（青木繁信君）

議事日程表の8ページをお開きください。

請願文書表、受理番号1番。受理年月日、平成25年8月23日。件名、少人数学級推進義務教育費国庫負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願。請願の要旨、請願書写し添付につき省略。請願者の住所及び氏名、粕屋町大字大隈1283の2、八尋喜美香さん。紹介議員氏名、田川正治議員、本田芳枝議員。川口晃議員。付託委員会、総務常任委員会を予定。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、陳情を受理しておりますので、事務局長が報告いたします。

事務局長。

◎議会議務局長（青木繁信君）

議事日程表の11ページをお開きください。

陳情文書表、受理番号2番。受理年月日、平成25年8月12日。件名、本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書。陳情の要旨、陳情書写し添付につき省略。陳情者の住所及び氏名、福岡市博多区千代4の30の2、日本会議福岡理事長山本泰藏さん。付託委員会、総務常任会を予定。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

本日上程されました議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

次に、請願及び陳情書につきましては、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前10時15分)

平成25年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成25年9月9日（月）

平成25年第3回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成25年9月9日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

1番	議席番号	11番	本	田	芳	枝	議員
2番	議席番号	4番	太	田	健	策	議員
3番	議席番号	7番	田	川	正	治	議員
4番	議席番号	2番	川	口		晃	議員
5番	議席番号	1番	木	村	優	子	議員

2. 出席議員（16名）

1番	木	村	優	子	9番	久	我	純	治	
2番	川	口		晃	10番	因		辰	美	
3番	安	河	内	勇	臣	11番	本	田	芳	枝
4番	太	田	健	策	12番	山	脇	秀	隆	
5番	福	永	善	之	13番	八	尋	源	治	
6番	小	池	弘	基	14番	安	河	内	利	明
7番	田	川	正	治	15番	伊	藤		正	
8番	長		義	晴	16番	進	藤	啓	一	

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木 繁信 ミキシング 古賀 博文

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町	長	因	清	範	副	町	長	箱	田	彰									
教	育	長	大	塚	豊	総	務	部	長	八	尋	悟	郎						
住	民	福	祉	部	長	水	上	尚	子	都	市	政	策	部	長	野	中	清	人
教	育	委	員	会	次	長	関	博	夫	総	務	課	長	安	河	内	強	士	

経営政策課長	山 本 浩	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
税 務 課 長	石 山 裕	収 納 課 長	瓜 生 俊 二
学校教育課長	八 尋 哲 男	社会教育課長	中小原 浩 臣
給食センター所長	城 戸 和 子	健康づくり課長	大 石 進
介護福祉課長	吉 原 郁 子	総合窓口課長	今 泉 真 次
子ども未来課長	安河内 涉	環境生活課長	因 光 臣
都市整備課長	吉 武 信 一	地域振興課長	安 松 茂 久
上下水道課長	山 野 勝 寛		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

それでは、ただいまから一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問の趣旨にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して意思表示をされますよう、あわせてお願いをいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

11番本田芳枝議員。

(11番 本田芳枝君 登壇)

◎11番（本田芳枝君）

おはようございます。

それでは、11番の本田芳枝でございます。それでは、始めさせていただきます。

その前に、オリンピックの開催、東京での開催決定は、本当にうれしいニュースでした。日本という国は、何か目標があると一生懸命に頑張るところがあるので、これを機に持続可能な経済体制を打ち立て、次世代にこの国を譲ることができたらいいなと本当に心から思っております。

それでは、一般質問に入ります。

私は、今回給食センターの問題だけに絞り、この与えられた60分という時間を皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

粕屋町の学校給食は、昭和58年にセンター方式で建設され、今日に至っています。小・中学校6校の児童・生徒、そして教職員の皆さんへ4,400食を現在毎日届けています。この問題に私がかかわりを持つようになったのは、平成22年1月からです。22年度に異物混入が続き、保護者の方から相談があったのがきっかけでした。もちろん保健所も動き、3月の一般質問でそのことを取り上げた次第です。一般質問をする前に、給食センターの内部を業務が終わる4時以降に見学させていただきましたところ、余りの老朽化にびっくり。しかも素人の私から見ても、衛生環境に問題がありそうでした。それ以後、3月、6月、9月と一般質問に取り上げました。

6月の一般質問のときに、篠崎町長は突然立たれて、補正を組んで検討委員会を立ち上げると明言してくださいました。その後、11月から検討委員会は審議を重ね、翌年の平成23年10月の終わりに諮問の回答を教育長に提出しておられます。その後、センター準備室が設置され、PFI導入可能性調査を開始し、本年はそのPFIアドバイザー業務を進めています。

粕屋町の公共施設に関しては、平成18年以降、維持管理の発想がなく、アウトソーシングで乗り切ろうという考えが主流でした。そのために18年に行財政大綱を決めたように私には思えます。3つの生涯施設に100億円、607号線の整備に22億円、20年にもなっていない東中学の整備に7億円、6億5,000万円ですね、正確には。それ以外に、駕与丁公園などにも莫大な金額をかけています。そんなお金をかける余裕があっても、保育所や給食センターは整備計画などなく、荒れたままでした。税収も目減り、民生費に予算が必要、それならPFIでの建て替えもありきかなと考えていました。何分、毎年の支払い金の中に整備維持費も組み入れた金額で、しかも建設業者が維持管理も担当、仕様発注ではなく性能発注ということで、新しいやり方にも理解をすべきと考えてもいいのかなと思っておりました。ところが、PFI導入可能性調査の結果を見て大変驚きました。維持管理費が異様に高いのです。しかも、調理業務の町直営という選択肢は、まるでないものとなっています。そうした中での今回の一般質問になりました。

そのような中で、私自身の立場は、新しく建設するのは大賛成で、できるだけ早急に。調理は今の町直営を堅持、建物建設維持に関しては態度を明確にせず、PFIもありきかなと、導入可能性調査の報告を待っていました。なぜなら、現在の給食センターに関して、異物混入で一般質問で取り上げる前の10年近くは、ダクトの清掃なし、揚げ物の換気扇も動かない、照明は暗い、地面は水だらけ、再三の保健所の勧告も無視という状況で、保健所に問い合わせますと、民間には業務停止命令を出せるが、公のところは勧告だけしかできないと戸惑っておられました。そういう状況の中で、町が独自に建設しても衛生基準に沿った建物が建つのかどうか、確信が持てずにいました。衛生基準に対する町の職員さんの意識が余りにもひどいのです。県雇いの栄養士さん、熟練の調理師の方たちの力で辛うじて支えられているように私には見受けられました。何度も改善しようという動きはあったのですが、半ば放置された状態に見受けられました。今は、異物混入も続いたこともあり以前とは違った状況、建物に関する維持管理費が多少なりともついております。

それで、今回築30年となる学校給食共同調理場の建て替えをどのような形で進めるべきか検討委員会を設け審議した結果、民営化も時代の流れとの回答を得たとして、町はPFI導入可能性調査を行いました。今年は、さらにPFI方式での建設

を進めるためにPFIアドバイザー業務の委託費を予算に計上し、3月の議会では再度説明し、承認を得るようにとの附帯決議をつけての可決となりました。その後、教育委員会では、6月と7月にかけて説明会を開催しています。

その経過を踏まえて、4点質問をいたします。1点ずつ申し上げたいと思いますので、ご回答をよろしく願いいたします。

まず教育長に、この検討委員会の審議の回答、諮問による回答ですが、回答にある民間委託のデメリット対策はということについてお答えを願いたいと思います。その内容に関しては、多分教育長が話をしてくださると思うので詳しくはここで申し上げませんが、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

おはようございます。

給食センター建て替えの件につきましては、建設準備室長からお答えをさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

検討委員会で上げられました民間委託のデメリットということは、3点ございました。まず、1点目につきましては、調理や衛生管理の指示が伝わりにくいということですが、調理日の前日に必ず町側の栄養士と職員、民間側の調理責任者と栄養士等で動線の打ち合わせや作業の打ち合わせを行うようにいたしますので、町の指示は伝わるものと考えております。

2点目でございますが、2点目は、調理員の入れかえが激しいことが予測されるというようなことございました。現在の施設での調理は、夏場40度近い温度の中で調理をしておりますので、多くの臨時の調理員さんが半年を待たずに辞めておられるのが実情でございます。新しい施設になりましたら、快適な作業環境と最新の設備を導入いたしますので、調理員の負担もかなり軽減され、長期間の雇用が可能になるのではなかろうかと考えております。

3点目のデメリットでございます。災害時の食事の提供が難しいことが考えられるというようなことございましたが、新しい給食センターのPFI事業では、BTO方式を採用いたしますので、施設と設備は町の所有になります。また、災害時における民間の調理員の協力も契約の内容に含む予定でございますので、災害時の

食事の提供はできるものと考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

次長にお答えいただいたとおりでございます。

それで、まず最初に申し上げますが、なぜ教育長は次長に回答させられるのか。まず、そこからいきたいと思います。次長は、その当時これを直接は担当しておられませんでした。そして、教育長はこの21年、異物混入が続く22年、23年は、教育長が検討委員会の中でもいわゆる町側の代表として加わっておられるし、話もされまし、この流れを、最終責任者は教育長だったと思います。私は、今の文書での読み上げるような回答ではなくて、教育長自身の検討委員会に対する諮問の答えに対するお気持ちを聞いております。そして、そのデメリットに対して粕屋町の教育政策の中でそれをどう生かすか、その辺の教育長の考えを教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

直接ご指名いただきましてありがとうございます。

私が教育長になりましてから、最初に感じましたのが給食センターの建て替えでございました。粕屋の環境衛生調査、給食センターから呼び出しを受けまして、非常に劣悪な状況の中で厳しい状況に置かれていることを目の当たりにいたしました。前教育長にお尋ねしました、どうなっていますかと。そしたら、前の年に調理業務については民間業務に委託をする調印式直前までいったということでした。ところが、指定された民間業者が給食センターの建物を見まして、うわあ、これは受けられんと、余りにも施設が十分でない。調理業務だけ民間委託できないということでそのままになっているということでもございました。それで、町長にお願いをしてきたわけでございます。それが21年度ですね。本田議員のおっしゃるとおりでございます。

その具体的なことにつきましては、給食センターを経験しております教育次長、それから今建設準備室長が具体的に詳しくございますので、一度次長に答えをさせていただきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 1 1 番（本田芳枝君）

検討委員会の中には、直営を望む意見もあったというふうに聞いています。それから、民間委託に漠然とした不安を持つ保護者も少なくないから、委託に当たっては、業者の選定や契約内容の保護者の理解が得られるように十分配慮されたいというふうに回答の中には書いておられます。そのことは、教育長はどういうふうに考えておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

委員さんの中には、委員さんは校長とPTAの代表の方が出てきてありますが、今本田議員おっしゃるように、さまざまなご意見が出されたと思いますが、結局まとまったのはそういう報告書に上がったとおりでございます、公設公営がいいとかですね、民間がいいとかという意見が出ましたが、まとまった結果はそのとおりでございます。

それで、私も現状を見まして、保護者、校長の意見と調理員、内部に入って調理員とか栄養士のご意見を聞きまして、総合的に判断して民営委託がいいだろうという判断をいたしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 1 1 番（本田芳枝君）

民営委託になる皆さんの考えの流れはある程度推測できますが、ここで一気にPFI事業、PFI方式になるというその流れが私はどうしても理解ができなくて、その皆さん8回あった検討委員会の中で、4回目に久留米のPFI方式の給食センターの見学に行っておられます、皆さんがですね。これは議会も後で行ったんですけど、行政の提案によって。それで、そのときに検討委員会の皆さんがそのことをどう考え、どのような感想を持っておられたか。実は、私は先日教育委員会にその会議録を見せてほしいとお願いをしましたが、結局私の目の前にあるのは項目だけです。そのときの審議の項目だけなんです。その審議内容とか、そのときの感想とかというのは、一切それに含まれていないんですね。だから、民間委託ありを考えているっていうのはわかります。それから、ウエット方式、今そうなんですけど、それをドライ方式にしよう、それから建設を早急にしたい、その辺は検討委員会の中でも十分話し合われたと思いますが、この全国でも非常に珍しい給食センターを九州では今2カ所しか供用開始をしていません。福岡市は近々するようになっ

ていますが、たった2カ所しかないですね。P F I 方式をなぜうちの町が取り入れるようになったのか。結局、この回答の諮問を得て、町はP F I 導入可能性調査を予算に上げています。そこの流れがどうしても不可解なので、教育長にお尋ねいたします。

15年間も長期契約で、しかもその運営も委託で、その間何があるかわからないような状況で、子どもの教育のことを考えた上での給食センターのP F I 方式を、そのときどのように感じてどう思われたのか、そのお気持ちを聞かせてください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

検討委員会の報告書を受けまして、また町長の指示受けまして、総合的に判断したときにP F I 方式と。その大きな理由は、町民の方々に説明するときに、説明責任として導入可能性調査で結果として上がってきました5億8,000万円も削減できるという結果が大きなメリットでございます。私にとりましては、それが1つ。2つ目に、調理業務が2品、3品あったのが給食が1品増えるということですね。それから、おいしい給食が提供できるということです。それから、アレルギー対応ですか、今学校給食で大きな問題になっておりますが、アレルギー対応が今ほとんどできておりませんが、新しいP F I 方式ではアレルギー対応食ができるということで、安心・安全の基盤であります給食センター、これでいこうと。ぜひお願いしたいと思っていたところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

5億8,000万円の削減は、導入調査の結果の後の金額ですね。そのときは、まだそういう話さえなかったのではないかと、それとも行政の内部ではそのとき既に、P F I をやって削減がこれだけあるからこうしようという考えがあったのか、その辺は私はわかりませんが、教育長はそういうふうに答えておられますから、いかななものかなというふうに思います。

それから、アレルギー対策、それからそのほかも言われましたが、それは何もP F I じゃなくても、町が建設をして業務を委託すればできることなんです。私が聞いているのは、建設をP F I 方式にするというその意味を教育長としてはどういうふうに、しかも調理業務を15年間の契約をするということに関して、その時点で教育長はどのように考えられたのかを聞いたんです。もう一度お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

同じことの繰り返しになりますけれども、P F I 事業でやると5億8,000万円の削減ができる、これは町民の税金を使っているわけですから、これなら町民の方に説明できるということですね。わざわざ高い金を出して給食センターを建てる必要はない。それを町長から指示されまして、町の財政も非常に厳しい折、検討せろということでP F I 方向に進んだわけでございまして、可能性調査をした結果、そのことがわかってきたわけですから、その可能性調査でだめだと、あそこは昔埋立地やって、地質調査もしても無駄だということになれば、また方向も変わってきたかもしれないけれども、順次の段階を追った調査の中で、P F I 事業が一番粕屋町の給食センターとして最適ではないかと判断をしています。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それでは、先に進めます。

教育長の考えはわかりました。

それでは、このP F I 導入可能性調査の内容はV F M、つまりどれだけ削減率があるのか。従来型でやるのと、現在の今町でやってる方式、従来型と、それからP F I 方式であるとどれだけ金額が差ができるか、そしてP F I のほうがどれだけ削減できるかということを導入可能性調査では調査をするんですけども、今教育長が5億8,000万円の削減が見込まれると、それはこの町にとってプラスではないかというお話をされました。

実は、議会でもその5億8,000万円の根拠が明確でない。つまりこの可能性調査を出したコンサルタントが机の上で削減率をあらかじめ決めて、そして従来方式もいわゆる日本全体の土木関係のところがやっている建物を建てる建て方、それと比較をしてこれだけ削減率があるという、その数字を見せてもらっています。それが、実際5億8,000万円の差が出ています。私は、従来型の今まで通常やっている、この辺でやっているあるいは九州でやっているその金額が、この導入可能性調査の金額と余りにも差があると私は思いました。それで、伊万里、それから古賀市、それから一緒に連れて行っていただいた久留米、その3カ所を一応調べてみました。ただ、私は行政の職員ではないので、本当にきちんと調べることはできませんでしたので大まかな、しかも推測も含めた金額になると思うので正確ではありません。そのことはちょっと皆さんにお伝えしておきますが、どう考えてもやはり

その差があるんです。

それで、まずこの3つのケースを考えてみたいと思いますが、久留米は皆さんと行ったし、既にPFIをしているので、私が調理の直営をPFIでもいい、そしてその場合調理だけは直営にというその伊万里方式を再三言っているんですけど、そのことに対する選択肢というか、考えようという気持ちも行政の皆さんの中には表向きなかったんです。ところが、これは質問の2番目になるんですけど、私と一緒に勉強していた議員2人が伊万里に行ったときに、既に粕屋町の職員の方が見えていましたというふうなお話があったんですね。だから、当然最初の段階で、PFI方式で町直営ということを考えておられたと思います。そのことに関して、教育長にお尋ねしたいと思います。その辺は、今の次長ではなくて教育長が一番よくご存じだと思いますから。

それと、もう一つですね。教育長は、PFIという事業、方式をどのように考えておられるのか、その意味を、この2点を質問いたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

PFIというのは、プライベート・ファイナンス・イニシアチブですから、プライベート、民間のファイナンス、資金、民間資金を導入するということで考えておりました。私もPFIは経験ありません。したがって、未開発の初めての経験で調査研究をさせていただいて、町長にお願いをしてきて町議会に諮ってきたわけでございまして、今の判断、段階では、これが一番最適であろうということで進めさせていただいております。もちろん、これから先15年間は、何が起るかわかりません。今の給食センターも、建った当時は大変すばらしい施設であったけれども、平成8年、9年でO157ができて、既に改善命令が出されたわけですから、わづか30年の中で、半分もたたないうちに改善命令が出されたわけですから、これからの15年間も全く安全で安心かと、それはまだ未知の世界ですからわからないわけですが、今の判断で最善を尽くしているわけでございます。

さっきも申しましたように、調理が給食にとって大変すばらしいものであると、子どもたちも喜びますし、最大の難関は調理の対象人数が4,400から6,000、7,000まで考えておりました。それに対応できないということになっておりますので、早急な建て替えをぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 1 1 番（本田芳枝君）

最後の言葉じりだけ捉えて申しわけないんですけど、P F Iは時間がかかるということで導入を断念した自治体もございます。実際、このP F Iを考えられて、もう既に2年たっています。立ち上がるまであと3年近くあります。非常にいろんな事務作業が時間がかかるころなので、早急にしたかったらやっぱり早く建設をする従来方式がいいのではないかと私は考えていますが。

今の伊万里方式のところですが、実は伊万里に行きましたら、粕屋町の調理業務の運営人件費、光熱費、それから消耗品費、維持管理費を15年で割りましたら2億円ぐらいです。これにモニタリング、その他の保険料、平均1,100万円必要です。それから、維持管理費も3,000万円かかりますが。このモニタリングはあるいは保険は、大部分が調理業務の維持運営費に占めることになるでしょう。担当職員の人件費が粕屋町の場合は含まれていないので、もっと多額になると思います。それで、伊万里市は調理業務が直営の、伊万里市は1億8,300万円、これは全てを含めてです。と年間200万円、現在これを比較しただけでも安く、しかも安心・安全という最も重要な要素があります。ただ、伊万里の場合は、後で述べます古賀もですけど、アレルギー食をやっていません。だから、そのことはちょっと比較する、単純に比較するというのはとても難しい問題があります。それから、伊万里の場合は、このP F Iと一緒にやるS P Cという企業体を組むんですが、そこに1億6,200万円を払います、これは後で古賀も含めて申しますが。

そして、次に古賀市の場合に行きたいと思います。ちょっと数字の羅列なので、話がこんがらがってくるかと思いますが、私は伊万里と古賀は、粕屋町の場合と比較をして本当に5億8,000万円ほどの差があるのか、そこをもう少し行政の皆さんに真剣に取り組んでいただきたいと思って計算をしております。私の場合の計算は、実際にあった実際の金額です。例えば、古賀に行きました。そこで、古賀は22年、21年だったかな、業務委託をされて築15年です。だから、16億円ぐらいの建設費がかかっているようですが、現在1億7,000万円の費用なんです。だから、16億円プラスの、幾らやったかな、ちょっと後で言いますけれど。それに比べて5億何ぼも差があるとおっしゃいましたけど、P F Iは異様に高いんですね、実際の古賀と比較すると。そして、伊万里はP F Iですけど、直営で調理業務をやっておられます。でも、それに対しても粕屋町の方が高い。もちろん、今は競争入札していないので、実際の金額ではありません。入札をしたら下がります。でも、今教育長がおっしゃったように、V F Mで5億8,000万円の差があるからぜひP F Iでっていうその答えは、私の調査では納得ができないのです。むしろ、早くできる、そして直営でなければ指定管理で委託。委託だったら3年とか5年で変えられるわけ

ですから、それをする。そういうふうにするほうが金額も安い、そして安全。そういうものがありますので、私はどうしてもここが一つ納得がいきません。その辺は教育長は、町の職員が一生懸命集めた資料を見て、教育長、教育委員会の教育長として判断をされたと思います。予算計上は、教育長が中心になってされますから。その辺の教育長の判断をお聞かせ願いたい。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

何度も申しますけども、この5億8,000万円というのは1年間じゃなくて15年間を通したメリットですね。そういうふうにお考えいただきたいと思いますし、まず調理員の人数が違いますし、古賀市も私おりましたけれども、なかなかさまざまな問題がありまして、アレルギー対応もやっておりませんし、〇157の対応も、古賀市の場合は未納金も多かったんです、大変な作業でございましたが。ただ、実情は違いますので、そのまま古賀市と粕屋町を比べるわけにございませんので、具体的に比べておりません。視察とか、検討をさせていただくために調理員の方を連れて古賀市の所長に会いに行って、現状をお聞きしたりしたことはございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

教育長のお答えも今伺って、先に進まないというか、今のお答えがわかりました。

では早速、実際に業務をとり行っておられるもとの調理場準備室の室長であり、今は教育委員会の次長である関次長に、今の流れの話から実際どういうふう到现在を思われておられるのか、その辺をお尋ねいたします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

これから新しい学校給食センターを建設するに当たりまして、粕屋町の理念、これを粕屋町はよその自治体、古賀市さんとか、言われました伊万里市さんあたりの学校給食と比較をせずに、粕屋町はどこの自治体にも負けたくないような学校給食、安全でおいしい学校給食を提供したいと考えておりますので、当然粕屋町で必要な衛生管理基準、高い衛生管理基準の施設を設置したり、高性能の設備を投入したり、一応今のところ導入可能性調査の中で組み入れております。だから、その辺

が全体的に古賀市さんとか伊万里市さんを比較した場合は、粕屋町の従来方式で試算しても、P F Iで試算しても高い数値になっておると考えておりますが、児童・生徒の命にかかわる問題ですので、学校給食は最高の学校給食を提供したいと考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それでは、設備に関しては、今の日本で考えられる最高の、最前線のものを採用したいと。それで、こういう金額になっているというお考えですね。それはそれで結構だと思います。とてもいい視点ですし、すばらしいことだと思いますが、そういう意味でもやっぱり、調理業務もあるいは食育も他の市町村にはないやり方をこの際取り入れていただきたい。それがP F Iで可能なのかどうか。もう少しその辺の検討が必要ではないかと私は思っております。

私自身も、その調査の結果を見たのは2月です。それから、3月、4月。間に選挙がございました。それで、このことに関して詳しく調べる時間がなかったことを悔やんでおります。それで、今回一般質問するに当たって、数字をいろいろと見ました。実際、現場にも行きました。その上で、これは大変な取り組みだと。確かに、日本の最前線のそういう設備は取り入れられるかもしれないけれど、4万4,000人という自治体でこれが果たしてうまくやっていけるかどうか、まだ未知数です。

それで、今アドバイザー業務について進めておられます。それはそれで結構なんですけど、私たちはもう少しお任せするんじゃなくて、アドバイザー業務で決定してしまえば、町全体の流れになります。粕屋町がS P Cという企業体に直接契約をして、直接15年間物事に取り組むということになりますから、これは教育委員会だけではなく、議会にとっても、役場の皆さんにとっても、非常に重要な重大な判断を迫られることになると思います。

それで、私は一応調べてまいりましたので、ちょっと読みます。それは、伊万里の給食センターと古賀市の給食センターの数字の羅列でございます。文章で読みますのでわかりにくい部分もあるかとも思いますが、一応ここで調べておりますので、ちょっと聞いてください。

それでは、この2番の伊万里市の給食センターについて。調理業務を委託にしなかった伊万里市は、粕屋町の導入調査の調理業務の運営人件費、光熱費、それから消耗品費、配送費、維持管理を15年で割ると2億円。これにモニタリングその他の

保険料、年平均1,100万円必要、それから維持管理費が3,000万円、1年間に必要となっています。このモニタリングは、保険は調理業務が一番大事なので、その維持運営に占めることになると思います。それから、粕屋町の場合は、これ以外に担当の職員の人件費が含まれていません。それをどうするか、これも今後の課題だろうと思います。調理業務が直営の伊万里の運営費は1億8,300万円、これは全ての人件費、職員も含めてですね。これは粕屋町のもの、PFIの調理業務に関して、維持管理に関して2,000万円安い金額です。

それから、古賀市の場合に行きます。古賀市は、15年前に給食センターを建設しています。年間の運営費は、5年前、20年度の直営の場合は1億9,801万円。委託している21年度決算は1億7,263万円。古賀市の場合は、委託しても人的配置をきちんとしていて、2,000万円ぐらいの減額しかありません。人の派遣にだけに限り、その他全て材料のチェック、毎日の反省会など、きちんと公的責任を果たしておられるように感じました。維持運営費を1億7,300万円とみなして、その分の15年で26億円。建設費はおよそ16億円だったそうですから、これを合わせて42億円。これは、配膳室関係は入れていません。それで、粕屋町のPFI可能性導入調査の従来の手法での金額の配膳室分を除いた分は63億円と。この差は結構大きいんですね。だから、従来型とPFI発注型で5億円何ぼ違ってPFIのほうがいいって言われるんですけど、この辺が数字的に納得がいかないと思います。

審議のときから何度も申しておりますように、実際の建設を従来方式で建てるほうがかなり安く上がります。ただ、そのときに粕屋町は建設時の10億円、19億円ぐらいの予算ですかね。で限られた中で起債をすることが難しいから、月賦のようにかかった費用を償還期限で割るPFI方式を町長も推奨しておりましたが、その上に弁護士などの支援がなければ契約できない企業との契約締結などは、問題が山積みだと私は感じております。そして、総務省が23年に発表した地方公共団体におけるPFI実績調査というのがございます。その中で、実際給食センターは44件。廃止あるいは中止をしたのが7件。5件は、その具体的な内容が出ていますが、経費がかかり過ぎる、時間がかかり過ぎる、地元への還元がない、いろんなことをそこで述べておられます。だから、私はこの際、もうちょっとそこで考えていたほうがいいのではないかと考えております。

それでは、時間もありませんので、先に行きます。

次、4番目ですね。PFIアドバイザー業務について。

粕屋町は、実際もうこれの予算を執行しております。そのことを1、実施方針、2、要求水準書、それから事業者選定委員会契約書案、学校配膳室、配膳室の取り組み、モニタリングあるいはこの議会との関連は最後に申しますので、6番までを

町長に、これは町と、それから企業体との契約になりますので、もちろん教育委員会の事務的なことも大事でしょうが、どういうふうにご考えておられるのか、その辺を町長にお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

アドバイザー契約の件については、具体的な内容のことになります。ということで、関次長のほうに答えさせたいと思いますけども、まずPFIをどうして選ぶかということについてでございます。まず、国の方針が、民でできることは民でという今方針でございます。それとあわせて、ご承知のとおり、もう財政事情もかなり、もう起債も18%を超えております。24年度若干は減りましたが、これは県の許可を受けなければ起債ができないと、15億円、6億円の起債ができないというような状況でございます。そういうこともありますけども、官でやっても民でやっても、同等で、なお同等以上の効果があるのであれば民でやったほうが、これは今からは行政の荷も軽くなるし、やっぱり民で行えることは民に付託をするという方向で考えております。具体的なアドバイザーの内容につきましては、関次長のほうから答えさせたほうが的確だと思いますので、そういったふうにさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

これから行うアドバイザー業務のことを説明いたします。

実施方針、要求水準書作成、それと事業者選定委員会の設置、契約書案の作成、学校配膳室、配膳員の取り組み、それとモニタリング、ここまではアドバイザー業務の委託に基づいて行っていくわけですが、具体的には今年の11月頃に実施方針を公表したいと思っております。来年の1月ごろに要求水準書を作成したいと思っております。3月ごろに特定事業の公表をいたしまして、26年度の5月以降にPFI事業者の公募を開始する予定でございます。また、平成25年度に設置します学識経験者を含む選定委員会を2カ年度を通して開催いたしまして、来年の11月ごろに落札者を決定いたしまして、金融機関等との協定契約を行いましてSPCとして正式に事業を行っていただく予定でございます。その間に契約書案、学校配膳室、配膳員モニタリングにつきましても、決定してまいる次第でございます。

7番目の議会との関連ということですかね、この問題。いいですか。

◎議長（進藤啓一君）

それはまだ質問があつておりません。

本田議員。

◎ 11 番（本田芳枝君）

今お話しされたのは、非常に事務的で意味がないって言ったら悪いけれど、粕屋町がどういう方針で実施推進方針を立て、そして要求水準書をつくるのか。アドバイザー契約で結んだ業者と話し合つてするのではなくて、その前に粕屋町がこの4万4,000人の町のこれからの運営に関してどのようにするか、総合計画はありますが、その中でこのPFI方式をどのような形でそれに合うような形にしていくのか、問題は何なのか、そういうことをまず事前に、委託に頼むんじゃなくて、する必要があると思うんですね。私はその答えが知りたかった。ところが、今言われたのは、ただスケジュールだけですよ。その辺が非常に不安なんです。

私が一番したいのは、この導入可能性調査の中にリスクをどう分担するかっていうのがあるんですね。そのリスクを委託に頼む前に、粕屋町としてはこういう場合はこうしようとか、それから職員体制はある程度こうしようとか、そういう話が教育委員会と、それから役場当局とあつてしかるべき、ある程度の考えがですね。例えば、SPCでも、これは企業体のことですが、指定管理をしているところがあるんですね。びっくりしました。その2割は指定管理を頼んでいるんですよ。だから、指定の指定の指定みたいになつてしまつて、そういうところうちの町が実際所長さんで正職の職員ならいいけど、今のサンレイクとかドームのようにあるいは図書館のように、嘱託の職員がSPCの指定管理者と話をし、チェックをする。そのようになったらどうなるんだろうって、ちょっと私は一瞬困つた、ぎょつとしましたが、そういうことも含めて、委託をする場合にどういうふうにか考えたらいいか。

それから、非常に東京オリンピックが決まつたのはいいことですが、景気はよくなる。結局、オリンピック景気ですよ。ということは、資材も上がる、人件費も上がる、いろんな意味で事業はやりにくくなります、インフレですので。しかも、これは15年間だから、想定外なことが起こる可能性はあります、金額的に。それをどうするか。それから、もちろん想定外の事故のリスク、それから技術革新のリスク。今おっしゃつたように、技術は最高のものをするからと言われましたが、15年するともう古くなります。その辺の考えとかですね。それから、異物混入はうちの町でありました、今まで。そういうことに対するリスクを相手の業者とどう負担をし合うのかを、事前に町長と教育委員会が話をされて、こういう線で委託に頼もうと、そうすると委託業者がそれを受けて、いろんな他の事例を集めて一つの要求水準書、実施方針ができてくるんですけど、私はそれ以前に、粕屋町のPFI方式で

やろうというその気持ちの中で既にそういうのはある程度確定しているんじゃないかなろうかと。それを聞きたいと思って、これを出したんですけど、今の状況の中ではそれはどうですか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

P F I 方式で食の安心・安全が担保できる業者と契約をいたします。なお、食の提供は、食の材料の提供は町がいたしますので、これは委託業者で食の材料を購入するということではございませんので、食の安全をまず材料でガードするということだと思っております。それで、まず繰り返しになりますけども、食の安心・安全が担保できる業者と契約をする、それは水準の中で含めて、一番重要な事項として掲げていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 1 1 番（本田芳枝君）

食の安全というふうに言われましたけれど、私が調べたある地域のところは、指定管理者ですけど、納入をする際に職員が立ち会おうと。そうしなければ中で何が行われてるかわからない。今の町長の発言は、民間の業者を信頼しておられると思います。もちろん、信頼に足り得る業者はあります。しかし、それがまた委託とか、その中で人の関係で、こんくらいわからんやろうとか、あつ、これはいいなっていうんで、実際供給するのは子どもと教職員の先生ですから、わからないこともあります。だから、それができないようなチェックを、今の粕屋町は直営なので、そういうことは考えられない。だけど、P F I にすると、で調理業務を委託にすると、その可能性はあるんですよね。だから、それをどうするのか。久留米に行ったときに町長が言われましたが、1カ月に1度の話し合いしかなされないような内容でしたね。指定管理だから直接命令は下せないんです。月に1回の合同の集まりがあるから、そのときにああしてください、こうしてくださいとしか言えない。そこがデメリットなんですね。そのデメリットを、じゃあ粕屋町は最高の施設を用意した、じゃあ食の安全、それから子どもたちにも最高のシステムを用意しようとか、他市町村ができないことを、粕屋町はそのチェックを最高の状態ででき得る限りしようとか、その覚悟を私は実は求めているんですが、その答え。

それからもう一つ、P F I というのは、さっき教育長が言われたように、民間の資金です。粕屋町が自分で独自で建てる場合は、政府間の金融業者からお金を借り

るので、それは金利は安いと思います。この民間は高い。しかも、今からの変動でどうなるかわからない。その2点を町長お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

まず、民間に丸投げで任せるということではございません。きちんとした所長を置きます。今は嘱託、1回退職した職員を嘱託という扱いでしてはいますが、今からは定年制の延長という話もありまして、自治省等の通達では、再任用をして定年の延長をしなさいといったふうなことでなっております。ですから、再任用の職員は、嘱託職員とは身分が違います。というようなことで万全を期し、そこに嘱託職員を置くということではないんですよ。しかし、今の嘱託職員のような形であっても、再任用という形になりますので、身分が違います。そういったことで、きちんとした再度チェックができるように、そこでまず食材は町で購入をして、給食センターに持ち込んだときに立ち会いでチェックをすると、そしてなおかつ先ほどおっしゃったような、月に1回しか協議ができないというようなばかげた契約はいたしません。必要であるときには協議ができるといったふうな契約にしていきたいと思っております。本田議員が心配してあることも、私が心配していることも一緒です。十分そこに留意しながら、精査をして取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

それから、金利の関係は、これは次長のほうで答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

民間資金の活用ということでPFI事業がございます。議員がおっしゃるとおり、金利だけを比較をいたしますと、民間資金のほうが高い金利でございます。起債したほうが若干安いということになりますが、PFI事業全体といたしまして民間資金を活用した中での建設業務から運営、全てをPFI事業等で捉えますので、PFI事業としての民間の活力、景気を良くするとか、そういう面もございます。それでPFI事業を選択したわけでございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

一応、行政の方の考えはわかりました。

それで、まだ今経過の段階なので、議会でも審議する時間は十分ありますから、少しずつしていきたいと思いますが、ただやはりPFIには覚悟が必要ということをお皆さんによくわかっていただきたい。私は、今回自分が調べて、漠然とした思いしかなかったのを反省しています。もっときちんと調べて、粕屋町にとってよりよい形になるような方法を考えていかねばならないなと今思っています。

それで、一応スケジュールですが、結局来年の予算書にはこのPFIに頼む、もう特定事業が決まりますので、金額を予算書にもう入れる形になるんですか。それちょっとどなたか、質問答えてください。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

来年の3月の議会で債務負担行為の議決をお願いするような形になると思います。言われたとおり、これから先の予算を承諾していただくというようなことになりかと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それでは、予算を上程して、それに債務負担行為を設定するというふうな流れになるんですね。それを決めるのはもう年度内、大体あらかじめの予算は年度内なので、余りゆっくりはもうできないということになりますね。

それで、最後に議会との関連を、もう5分しかないんですが、実は一番最初にここで申し上げたいんですが、検討委員会の内容を情報公開を請求します。なぜ検討委員会の情報、内容、会議録を公開したいのかといいますと、粕屋町ではそういう検討委員会には議員が入らないことになっています。だから、議会はその内容がわかりません。だから、入らなくて、実際に審議されたときに真っ白な状態でその議案を審議する、そのために検討委員会などのようなものには議会は入らないということで、もう何年も前に一斉に引いたと思いますが、その検討委員会の内容がわからなければ、議会として審議する内容ができないわけですよ。検討委員会は、住民の皆さんがどう考えておられるのかあるいは有識者がどう考えているのかを知る場なんですね。それが議会にとってどのように考えたらいいかの大きな判断の基準の一つになるんですけど、それが公開されないあるいは傍聴さえ、私はその当時断られました。うちの議会って何なんだろうなとそのとき思ったんですが、それは別の問題で、別のところで次の議会でも話そうと思うんですけど、傍聴ができない。それから、会議録は見るできない。それって、やっぱりそもそもこの段階でお

かしいなと思います。だから、そのことを1つ質問。

それから、契約書案とか、そういったものを事前に議会には見ることができるのか。それは、要求水準書とか実施方針とかである程度わかると思うんですけど、契約のときは、普通議会では金額しか出ませんよね。予算の中で金額だけあるから、審議しようがないんですね。ほかの予算は通したいから、これだけ反対っていう、そのために反対とか、これもおかしいわけで。だから、今年から来年にかけて、企業秘密があるから言えないとおっしゃるのはわかるんですけど、どんな契約をするようにしているのか、その辺の公表ができるのか。結局、そしてその後PFIにした場合に、15年間の契約ですよ。ということは、議会のチェックはいつできるのか。町とSPCとの契約なので、それを議会がああだこうだ言うことはできないと思います。ただ、お金の流れのことがあるので、そのチェックはできると思うんですけど、内容に関してはもう契約をしてますからって言われたら、もう議会としてどうしようもないんですけど、その辺の流れはどうなるのか。どういうふうに考えておられるか、町長にお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

議会のほうにご説明ができる内容については、機会あるごとに議会のほうにご報告をしたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

検討委員会の内容についてですが、今本田議員がおっしゃいましたように公開できなかったということですが、原則として会議は公開すべきだろうと思いますが、個人情報保護条例というのがございまして、本人が言いたくないということを無理にするのも、これも人権問題になりますので、それも考えていただきたいと思っております。検討委員会の最初に委員長さんがお諮りされました。委員さん、PTAの役員さんだとか校長先生がおられる中で、この会議を公開しますかって言ったら、自由に発言したいので公開はやめてほしいと、誰か人がずっと見よったら、その立場上言いにくいことも出てくると。大事な給食センター建て替えの問題ですから、自由に発言したいので公開は制限してほしいというご意見を出されて、委員長が公開を、ただ資料としては、町会議員の皆さん方に報告書として上げなければならぬので、町執行部と町会議員の方々にも全員お配りをしているところです。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

その検討委員会の内容をもとに町は予算を作成したような流れがあります。その内容がどういったものかわからなくて、表向き8回してあります。だから、2時間の会議を重ねたとして16時間の内容がわからないまま、議会の私たちは判断することはできません。だから、これは粕屋町のほかの部門でも言えるんですが、今後、議会として考えないといけないのではないかというふうに思っています。一番の最初の視点で、最初のところで、もう本当に情報公開がなっていない。

それから、もう時間がないので言いますが、粕屋町は起債ができない、その起債ができないようになった流れがどうしてなのか。生涯学習センターや土地開発公社へのお金の支出の仕方、そういったのを考えてると、どうして子どものことに関する給食にお金が出せないのか。そこはもう少し町の運営を考えて、今後やっていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

今、時間がもうちょっとあります。じゃあ、町長、今の発言でお答え願えますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

十分に慎重に、予算の取り扱いはしていておりますし、今後もそういった気持ちで予算編成についてはやっていきたいと思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

◎11番（本田芳枝君）

ありがとうございました。

じゃあ、以上でございます。

（11番 本田芳枝君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

4番太田健策議員。

（4番 太田健策君 登壇）

◎4番（太田健策君）

議席番号4番太田健策です。通告書により従って、一般質問をさせていただきます。

私は、このたび町議会議員になりましてから、町民の皆さんからたくさんの意見や相談をいただきます。その中で一番多いのが、平成24年度補正予算の中で土地開発公社利子補助金4億円を土地売却時原価割れによる債務10億円の補填として3月の議会だよりに記載された、このことですが、3月の議会だよりです。私も町議になったばかりで、町民の皆さんから質問があっても、このことに答えることができません。ということで、この質問をさせていただきます。

土地開発公社について、土地開発公社の発足時期、目的、役員構成、町との関係を質問いたします。町長お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

太田議員の質問にお答えします。

まず、土地開発公社の発足時期でございます。これは、昭和63年9月でございます。粕屋町は、どちらかといえば土地開発公社の発足は遅かったのでございます。それから、次に目的でございます。目的は、公有地拡大法の規定にのっとりまして、これは町で活用する用地について予算がすぐ伴わないということがございます。そういった場合に、先行して土地開発公社に購入をしていただくというようなことを目的に設立されたものが土地開発公社でございます。それから、次に役員構成ということでございますけども、役員構成は、これは土地開発公社の定款6条にございます。理事長が1人、副理事長が1人、理事が12人、幹事が2人となっております。それから、町との関係でございますけども、土地開発公社の設立に際しましては、町が500万円の出資金を出して設立をいたしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

ただいま言われました役員の選考方法を教えていただけますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

副町長のほうから答弁いたします。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

お答えします。

土地開発公社の定款第6条に示されており、理事長あるいは副理事長、理事12人、幹事2人と、今町長が説明した役員につきましては、全て町長が任命することになっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

続いて、土地開発公社の運営状況と収支決算についてお答え願います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これ以降の問題については、副町長のほうから内容についてお答えいたします。よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

土地開発公社の運営状況、収支決算についてでございますが、平成24年度の理事会で全ての審査を行っております。24年度につきましては、計6回開催されております。まず、年度当初に前年度の決算を議案として審議し、年間を通してはスポーツ広場用地、土地活用事業及び公社の解散を主な議題として開催されました。年度末には、次年度予算、事業計画及び資金計画を議案として開催されております。また、公社の決算認定につきましては、平成25年5月21日に開催されました土地開発公社理事会において慎重に審議された後、去る6月議会におきまして、地方自治法に基づく法定の報告として今6月議会に報告されたところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

今の報告から、土地開発公社に幾ら借金があるのか。町は公社の債務保証が幾らあるのか、質問いたします。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

まず、公社の借金でございますが、これは平成24年度の期末の残高で約10億1,900万円でございます。そして、25年度に、これ実は24年度に売却が決定しておりましたが、25年度に3億5,000万円の残りのスポーツ広場用地を売却し、今現在は6億6,700万円の借金がございます。

なお、後段でご質問がありました町から公社に対する債務保証、これは議会の債務負担行為の議決をいただきまして、25億円までの債務保証ができるというふうに議決をいただいております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

今、借金の実情を報告いただきましたが、なぜ土地開発公社がここまで借金を持つようになったのか。また、経営が悪化した理由は何でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

経営の悪化というのは、今申し上げましたように簿価割れ、要するに借金が幾らかあるかということでございますが、そうであれば幾つもの要因が考えられると思います。全体的に見れば、土地を購入した時点から今現在の経済状況、これが大きな要因であることが考えられます。土地の下落、それが非常に大きな問題だったろうと思います。そして、運営的に申し上げれば、なぜその用地を取得したのか、なぜ取得した用地を早期に買い戻さなかったのか、なぜ新たな処分の計画を行わなかったのかなどなど、幾つかのそれぞれの時期で幾つもの判断が考えられることでございますが、もうその時点ごとに町、そして土地開発公社、それぞれ議会あるいはその理事会に諮って、その都度取捨選択し、現在に至った結果と思われま

す。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

今副町長から報告のあった件ですが、その間に公社の経営を健全化しようという外部委員会を設置するようなことはなかったんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

公社の運営健全化につきましては、土地開発公社の役員理事会で判断されるものと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

今回4億円という金額を支出されておりますが、これは町民の皆さん、また各課の皆さん方に予算を締めつけて運営が苦しくなるということはお考えにならんやっただんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

確かに、質問者がおっしゃるとおり、4億円のお金があればいろんな部分に活用できたということはあると思います。しかし、この借金をいつまでも残しておくわけにいかん、どこかで整理をつけないかんと。もう、国も土地開発公社の解散についての指示が出ておりますし、この中では土地開発公社を解散するに当たっての債務についての貸し付けもあったわけですが、先ほどいろんな本田議員の質問にお答えしましたように、今粕屋町は起債が18%を超えておるといような中で、その土地開発公社を閉鎖するに当たっての起債を借りるといことになれば、今度は本当に必要なときに起債ができないといようなこととなりますので、自力でできるだけ、余裕はないわけですが、返せる金額をできるだけ早く返して、利息補填が少なくなるように努力しようといことと、昨年の24年度補正からそういった取り決めもいたしましたし、今議会についても、今度は見えるようにしようといことで補正で2億円を組み、土地開発公社への補助という形で歳出をするといことにいたしております。いろいろ町が使いたいから、何とか土地開発公社の方で取得してくださいといことをお願いした土地ですから、町が本当は使うべきだった土地でございます。しかし、それを使わなかったといことが大きい簿価割れにつながったといこととでございますので、いろんなその時期、時代の情勢があったんだろうと思えます。それ以上のことはちょっと言えませんが、その時代時代の編成の中でこういった結果になったといことで、大変町民の方には申しわけないといふふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

今町長が申しわけないということを言われましたが、町民は申しわけないと言われたからというて、その使われた金が戻ってくるわけでも何でもないんですね。なぜ町は金融機関に代位弁済をしないで債権放棄を求められないんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

先ほど申し上げましたように、債務負担行為で町から土地開発公社に対して債務保証、限度額25億円の債務保証をしております関係で債権放棄はしておりませんし、現実的にはできないと思います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

公社の借入金に対して多額の公金を投入するスキームになっておりますが、この問題に対して町はどうやって町民の理解をとるつもりですかね。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

先ほど申し上げましたように、昨年度の補正予算の時期に議会全員協議会を開催していただきまして、これの説明を十分したつもりでございます。その後、各年度で公社に対する利子の補填等をする都度、その都度にそれぞれの補正予算の提案の時期で、またその時期ごとの説明をしながら、理解を町民の方に求めていくつもりでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

町民に求めると言われましたけど、議会だよりのこういった中で載るだけでは、町民の方は全然わかってないです。今まで町民は、町を信用して任せてきましたけど、こういう使い方をされると、町民は町に対して一層の監視をせないかんという気持ちになっていくと思います。皆さん方町へ出られたらわかると思いますが、皆さん方一生懸命、商工中小商工業者なんか一生懸命頑張っておられます。私も商工会長をしとった経緯から、町の中をうろうろして飲んだり食ったりして回っておりますが、皆さん一生懸命稼いで町に税金を支払っておられます。その税金を、誰の責任かもわからんようなことで支払われるということで、私は町民の方が失望のど

ん底におられるんじゃないかと思っております。やけえ、その町民の気持ちを理解して私は代弁しております。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

スポーツ広場の取得について、時期、目的、金額を教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

スポーツ広場用地につきましては、この当時スポーツ公園整備を当時の町の方で計画をしております、平成7年8月に金額19億5,000万円で購入願いを土地開発公社にしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

続きまして、サンレイクと東洋シャッターの跡地ですか、それと自然ふれあい農園ですか、この土地の同じく時期と目的と金額のほうも教えていただきたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

まず、サンレイク、これは通称名でサンレイクと申しますが、文化施設町民ホール用地、当時そういうふうな名称でございました。この用地につきましては、文化施設建設用地として先行取得依頼を町のほうから土地開発公社のほうに行い、平成13年3月に約14億6,000万円で購入していただいております。

次に、自然ふれあい広場用地についてでございますが、水と緑の自然豊かな環境を保全する公園化のために公共用地の先行取得依頼を土地開発公社に対して行い、平成12年1月に約1億3,000万円で購入していただいております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

スポーツ広場を平成7年に買われて、サンレイクを平成15年に買われたということですが、なぜこのスポーツ広場がそのままになっとなったとこにサンレイクを建設しなかったか。その理由はありますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

その土地の活用については、当時のトップがこっちがいいと、今のサンレイクの東洋シャッターの用地がいいということで判断されたんだろうと思います。これ以上のことは言いません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

スポーツ広場にサンレイクを建てておれば、こういう簿価金は起こってないんですね。それから、サンレイクを買ったときに東洋シャッターのほうから代替地を求められて、自然ふれあい農園を買われたということを聞いておりますが、その事実はどうですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

質問者の仰せのとおりでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

ということは、スポーツ広場にサンレイクを建てておれば、自然ふれあい農園も買う必要がなかったということですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

質問者のおっしゃるとおりであろうと思います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

ということは、やはり当時の役員さんたち皆さんの、これは責任じゃないかと思えますけど、そのしりぬぐいを町民に持ってくるというのは、私は間違ってるんじゃないかと思いますが、どげん思われますかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

いろいろな考え方があろうと思います。これは、開発公社の簿価割れについての町が肩がわりしての返還というのは、粕屋町のみならず、この辺では近隣でも二、三ございます。全国では、かなりの数ございます。個人の責任ということではなく、町が開発公社に依頼をして購入をしてもらったということは町の責任でございますので、そういった方向でどこも起債を借りるなり、自己資金で返済をしてるということでございます。ご理解をいただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

町長が言われるように、単なるこれは簿価割れやないんですね。その土地を、スポーツ広場の土地をほったらかしたばかりに、そういう簿価割れが生じた。サンレイクをスポーツ広場に建てておれば、先ほども言いましたように、東洋シャッターの跡地も買う必要なかったし、自然ふれあい農園の土地も買うこと要らんやっただんですね。こういう、これは行政の当時の失態やないかと思えますけどね。そういうことも町民には全然説明もない、町民はどのようにして理解していいのか、説明もなし。これは、町民に説明する機会があるじゃないかと思えますが、どうですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

先ほど副町長がお答えいたしましたように、24年度の補正につきましては、図らずも議会広報でその内容を広報していただきました。大変ありがたいことだと、本来は行政のほうで、おっしゃったようにすべき事項であったと思います。あわせて、今回の決算の24年度の決算とあわせて報告をしたいと思えますし、今度は9月議会で2億円の開発公社への補助金も支出いたすようにしておりますので、その分についても今回の9月補正についての内容について広報に記載をするということで考えております。そういったことで、町民の方にはお知らせをしたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

町長が来年度2億円ということをおっしゃったけど、その2億円も一般会計から

出ていくということですね。誰かが土地を売って払うわけじゃない、宝くじが当たったわけでも何でもない、これもまた行政の予算の中から出して、予算をへずってやっていくということですから、一番被害に遭うのはまた町民。何で町民に被害を及ぼさせるのか、その辺は私としても理解に苦しみます。この簿価割れ、簿価割れでない責任は、本当を言いますと当時の役員の方々に、皆さん方にやはり説明をして謝っていただくか、町民がそれを許すかどうかわかりませんが、そういうことはやっていかないと理解は求められんと思いますが、どげですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

質問者のお気持ちは十分に理解できますが、先ほど申しましたような方法で町民の方にはご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

土地開発公社の問題に対する行政の責任を所在を明らかにして、町民に説明義務があると思しますので、住民訴訟が起こらないうちに町民に説明をされた方が私はいいかなと思っております。

それと、もう一つお尋ねしますが、議員になってから町有財産の視察に行きました。そのときに、自然ふれあい農園の視察に行きました。これは土地開発公社が持つてあるなら、役場の資産じゃないんじゃないでしょうかね、どうですかね。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

高速道路沿いの自然ふれあい広場用地と思いますが、土地開発公社はおよそ7,000平米の土地を持っています。それに隣接した形で町有地、これ普通財産と言いますが、約1万3,000平米ほどの用地が隣接してございますので、前回の議員さんの視察のときには、一緒に説明ということでご理解をしていただいたと思いません。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

町も町有財産は持つてあります。やはり、旧役場の跡地も、もう役場が壊れまし

て30年になります。30年間、結果的にはそのままほったらかして、売っておればお金が入るし、また物が建てば税金も入ってきとうと思います。町政がそんな苦しい中に、それを処分してそれに充てろうという気持ちはないんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

町が持っております不用遊休地という形で、今活用してない土地については、町内結構各所ございます。そういったものをリストアップしまして、旧庁舎等跡地対策委員会、そういうふうな財産の使途、用途を変更するかあるいは廃止するかというような審議をしていただく機関が、議会の議員さんたちと町のほうで一緒に組織した形でございますので、今年度もそういった形で審議をしながら、ご協議をしていただきながら、その資産の処分あるいは活用については今後検討していきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

税務課によりますと、税金の集めるのが97%ぐらいということで、それは大変ありがたいことなんですけど、やはりここの旧役場の跡地30年間ほったらかし、30年間の固定資産税は幾らになると思いますか、税務課長。

◎議長（進藤啓一君）

わかりますか。

石山税務課長。

◎税務課長（石山 裕君）

30年前の価値と現在の価値とはかなり違うと思いますので、今現在の評価であれば、試算は後日できるかと思っております。しかし、その30年間の差額については、未定でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

やはり、人に税金を督促状なり、差し押さえをやって取ろうとする気持ちがあれば、町が自分とこに持っておる土地をまず処分して、軽くして人に強く当たられるのは結構なんですけど、自分のとこは自分の持つとる土地はほったらかしとって、町民にはそういう冷たい取り立てをするということに関して、町が裕福なときなら結

構でしょうけど、今のごと4億円も出してまた2億円も出すという状況の中やったら、早く手当てするのが普通じゃないですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

旧庁舎の跡地につきましては、太田議員、質問者、商工会の会長もしてございましたので、ご承知のとおり、あの用地は商工の振興という形で商工会のほうに無償で貸し付けております。そういったことで、今もただ放置をしてるということではございません。ご理解をいただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

町長のお言葉ですが、私も長年会長をしておりましたから、土地を借りておりましたけど、管理も草刈ったり掃除したり、朝晩鍵を締めて管理せないかんということで、商工会の中でも、もう返しましょうかという話もあっておるんです。結局、商工業者のためにということで貸しておられますけど、近所の車が勝手にとめて、それをのかすにも大変というような状況ですから、何とかそういうことを早く埋め合わせをするようにやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問は、各種団体の補助金についてお伺いいたします。

各種団体の補助金の査定方法はどんなふうに行われているのか。お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それでは、ご質問に答えます。

まず、各種団体に補助されている金額は、誰がどのような方法で決め、決定されているかという内容でございますね。各種団体いろいろございます。行政区に対する補助、それから社会福祉やスポーツ団体、文化協会等々、多くあるんですけども、社会教育関係に関するもの、それから商工業の振興に関するものもございません。任意団体では、法人格を持つ団体などなど、各種団体補助金交付基準をつくるということは、現実的には大変難しい、一律にはつukれないという問題がございます。一部は、基準はつくってるものもございます。しかし、押しなべて基準をつくるということは、各団体の性格、それから団体の加入の人数等々もございませぬの

で、そこら辺は合わせて基準ということは大変難しいところでございます。ということから、これらの内容につきましては、他の団体、それから糟屋郡内の状況等々のバランスも考えながら、また補助金申請時において事業計画書、それから収支予算書を精査いたしまして、年度終了後におきましては事業報告書、決算書を提出をお願いし、出が目的に沿ったものかどうかということ審査し、決定をしておるところでございます。

以上、補助金の関係については以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

私が質問しておりますのは、そんな町長が言われるように幅広いもんじゃなくして、例えば文化協会、体育協会、青年団、婦人会、よさこい、その団体に今出されている金額が、やっぱり基本的出し方があるっちゃんないか、決めてありますからこの金額が決まっておるといふことでないかと思いますが、違いますかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

社会教育関係につきましては、所管の課長のほうからお答えいたします。これは、中には基準があるものがございますので、内容を含めてお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

中小原社会教育課長。

◎社会教育課長（中小原浩臣君）

今のご質問にお答えいたします。

社会教育課の管轄いたします社会教育団体、7団体ございますが、先ほど町長がお答えされましたように、団体につきましてはの明確な基準というのは今現在ございません。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

よう明確な基準もないで金額が出てきますな。何でも基準があつて、そつから金の決まるっちゃんないかなと思いますが。役場は何もかんも予算をつくる時基準も何もないんですか。基準があつてしかるべきじゃないかと、なかればつからないかんちゃんないですかね。どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

誰が答えますか。

因町長。

◎町長（因 清範君）

今まで長い歴史の中で基準はつくられておりません。もし、つくることができるのであれば、今後検討、質問者がおっしゃるような方向での検討はしたいと思いますが、なかなか基準づくりは結構それぞれが性格が違う、人数が違う、いろいろな趣旨が違う、目的が違うといったこともございますので、難しいかと思っておりますが、一応取り組んではみたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

難しいと思われまうけれど、これはこの団体と話し合いをされて、やはり団体は何で一方的にあそこだけ金額が高いとやろうかという不満が今充満してとるんですよ。だから、こうやって質問しておりますけど。やはり、何か町民に対して、団体に対してどういう基準で、おたくの会の場合はこういう基準ですよというような基準、納得できる基準をつくらないと、よその町はこれぐらい出ようと、うちの粕屋町は何でこげな少ないとかいなど、そういう不満が充満しておりますよ。皆さん方の耳に入ってこんかどうか知りませんが。やはり、そういう住民の不満をやはり解消してやらないと、何も余計出せとか減らせというようなことじゃないんですよ。そういう町民のそういう不満を、安心してそういう芸術、文化に取り組まれるような形をつくってやらないかんと思いますが、どうですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

多い、少ないということがよくどういうことを指してあるのかというのがわからないとございますけども、これはやっぱりその団体の目的、それから町に対する貢献度等とも含めましてそういった額の決定をしておりますし、今までもそういった流れの中で実施されてきたものだというふうに思います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

町長がわからんて言いしやあけん言いますが、よさこいだけに予算が出過ぎようという町民からの不満があるんですよ。これは、始めた当初から400万円、次に

700万円と多額の補助金を出して今は350万円って。だけんそのよさこいあたりの
どういうふうな査定をされて出されておるのか。もうあれですよ、不満ばかりで
すよ。それと、生涯学習青少年町民の会とか、人権の尊重する会あたりに、案内は
各種団体に行きますけど、よさこいに出されよりますか。よさこいはそういう補助
金もらいながら、そういう会に参加したっちゃうことは全然聞きませんよ。どげで
すかね、補助金出されようとは。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは、それぞれ主催をされる方から案内をされることをございまして、たまた
まおっしゃる団体には案内がされてないということであろうと思います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

しかし、補助金を出す団体ならば、当然のように特別扱い、一番金もろうてこう
いうことには全然協力しないということはおかしいんじゃないかと思えますね。そ
れと、体育協会が1年に1回やっておるゴルフ、これもよさこいに補助金がいっと
るんですよ、始めたころから。よさこいが何でそういう補助金をもらわないかん
か、私はもう全然わかりません。何で、やけえ町は前からそういう差別はなくそう
というような運動に取り組んでおられましたのだが、そういうことは差別にならん
のですかね、1つの団体にだけそんなお金をうんとめくらめっぽうやって。そうい
う指導をしかとしていかないと、町民は納得しませんよ、このことについても。町
長、どうですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

よさこいが設立された経緯からお話をしたいと思います。これは、かつて商工会
と粕屋町と共催で粕屋ふるさと祭りというのをやっておりました。そういった中
で、花火大会もやっておりましたし、相撲大会もやっておりましたし、フットバ
ースポールなどなど、多くの事業を取り入れた中で開催をしておったわけでございま
すけども、たまたま古賀市の方での花火大会で事故が起こりまして、今でもその事
故については、補償の折り合いがまだついてないということをお伺いしておりま
す。そういったことから、このふるさと祭りを考え直そうということで、新しい祭
りをつくる実行委員会というのができました。その中でいろいろ祭りについてどう

いったものが一番いいか、そして子どもからお年寄りまで一緒に参加できる、そして自らの手で、行政が一つ一つ手出し、口出しということでないで、自主、自立をした祭りが運営できるようなものをつくろうということになったところでございます。

そういう中で、いろいろ調査検討された中で、よさこい粕屋祭りがいいのではないかとということで、実行委員会の合意を得てこの祭りが始まったわけでございます。当時は、一番初年度は、いろんな機器とか設備関係の資材等が必要ということで400万円の補助がされております。第1回の大会では700万円の補助がされ、そして現在おっしゃるように300万円、それこそ50万円が補助をされておりますけれども、これは今粕屋町の町のよさこいは、博多どんたくにも200人からの踊り子さんが出場をいただきますし、福岡市のよさこい祭りにも参加されております。それと、また遠くはあるときは北海道、あるときは高知といったところまで行かれて、粕屋町のイメージアップ、それから粕屋町を発信をしていただいております。特に、博多どんたくでは、自治体で参加しておるのは粕屋町がただ一つでございます。そういった中では、一番後にパレードに参加するわけですが、粕屋町を待ってたように沿道で見学の方々が大きな拍手をもって迎えていただくといったような、大変大きな一つの町の祭りに成長をしております。もう10年になったかと思えます。

その後、商工会の方で今の質問者の方が会長になられて、花火大会が終わつとるからもう一回始めようといった非常な熱意の中で、商工会主催で花火大会が始まったと。これも、もう10年になるというふうにお聞きしております。今年度は、いろんなことから1回休んで、もう一回どうなるかということを考えてみたいということで、商工会のほうで今年に限っては別の祭りを10月によさこいと一緒にされるといってお聞きしております。そういったことで、いろんな補助金の額、それぞれあろうかと思えますけれども、これは町の祭りとして大きく全国に発信をしてるといようなことから、特別な額の補助をいたしておるといってございませう。ご理解をいただきたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

よさこいだけ特別にやりようという町長の説明がありましたけど、私が始めた花火大会は、当初は補助金0やったんでしょう。2年目から100万円、今も100万円ですよ。しかし、これは粕屋町だけやなく、近隣、福岡市都市圏までの方がこの花火大会に皆さん参加されると。それは、全然町には貢献してないという言い方なんで

すかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それはとんでもございません。これは粕屋町のみならず、周辺の粕屋地区全体から粕屋の花火は今年はないとなといったふうなことをお聞きしますし、大変有名な花火、特に駕与丁でやりますので、花火が池の水面に映って、そこら辺にない大変きれいな花火大会になっております。十分粕屋町のこの辺の発信には、十分、もう十二分によさこいと同様に貢献をいただいているということで、大変ありがたい、町としてもありがたいと思います。

また、補助金の問題についてどうのこうのについては、これは商工会のが特別にちょっと増やしたってないといった話も今までございません。今後、こういった景気低迷の中で、全部で七百数十万円かかっているようです。そういう中で100万円で、あと六百何十万円については協賛をいただいたり、商工会の会の方々の上代からお出しして、それに充ててあるようでございます。大変ありがたい話だと思います。もしそういった話があれば、十分お話し合いをする気持ちは持っております。よろしくご理解いただきます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

最後になりますけど、駕与丁の神社で節分祭も始めました。3年続きましたけど、これももう二、三年前にやめてしまいました。花火大会も区長のときに、もう前の町長さんに、商工会花火大会やめるかもしれんですよと言うておりましたけど、ああ、そうなど、そういう感覚でおられるから、町民が燃えないんですよ。やはり、よさこいにも応援してやるなら、花火大会にもしかつとやっぱり応援しちゃうろうという、町を挙げて応援をしてやらないと、そらあもう何のためにしようかわからんということで、商工会言うてるんですよ。自分ところにも大分相談に来ましたけど。やはり平等に、何遍も言いますけど、平等にやはり目を向けてやって町の行事を運営しないと、本当片手落ちみたいなことをされてると、もう町民、各種団体も納得しませんよ。ぜひその辺を町長に考えていただいて、私の質問を終わります。

（4番 太田健策君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

今日は5人の質問者の発言を予定いたしてます。午前中にはあと一人予定いたし

ております。

よって、ここで暫時休憩いたしまして、11時40分から再開いたしたいと思いません。よろしくお願ひします。

(休憩 午前11時29分)

(再開 午前11時40分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

7番田川正治議員。

(7番 田川正治君 登壇)

◎7番（田川正治君）

議席番号7番田川正治です。通告書に基づき質問いたします。

まず最初に、学校給食センターの建て替えと運営について質問いたします。

これは平成18年、今から7年前、老朽化した給食センターを建て替える必要があるということで、篠崎前町長から大塚教育長に、建設資金がないので民間委託も考えて検討するように、このような提案があつて、センター建て替え検討委員会を立ち上げて話し合いが行われてきました。検討委員会では、自校方式が最善だが、子どもが増加して学校施設の建設もあり用地が不足しているので、自校方式のよさを取り入れてセンター方式で行うと報告されました。ですから、この7年前の時期に引き続き公設公営で行う、このことも含めて、建設資金についても国の交付金や町の基金を活用して行政で真剣に検討する、このようなことが必要だったと思いません。しかし、町はとにかく先に民営化、民間委託あり、このようなことで議会にも十分に説明も行わず進めてきた。このことが重大な問題であると思ひます。

このような経過もあり、2年前の12月に議会で説明されてからも、PFI方式の給食センターの建設、運営について納得できる資料や質問に対する答弁が不十分でありました。このような中で、今年の町議会選挙前の3月議会では、学校給食センターの予算執行について、議会として執行部が議会への説明責任を十分に果たすことを強く求める附帯決議を行いました。この附帯決議を執行部としても重く受けとめるべきだと考える。3月議会の予算審議では、安川予算特別委員会委員長が報告で、PFIに関する予算の説明について執行部と委員会、すなわち議会との認識の相違が見られました。今回の設計準備室の予算執行には、1つ、十分な検討を重ねられ慎重に対応されること、2つ、議会への十分な説明、経過などの報告をされること、以上を附帯決議して付することが決しましたことを重く受けとめられるように報告しております。また、議会最終日の本会議で、川口學前議員は予算に対する討論で、給食センター建て替えに関連する予算執行には附帯決議があるので、町

長は議会と執行部との審議を十分に審議されるようにとの意見を述べております。

今まで予算執行に対する附帯決議をしたことが3回あります。1つは、戸原の文化遺産に対する補助金、2つ目は、合併に対する調査費の予算、また3つ目は、中央保育所の民営化の予算についてが附帯決議で予算が凍結されました。このようなことがこれまであり、歴代の町長が議会の意見を尊重する立場から予算執行には慎重に対応されて、これを守られてこられました。因町長も議会の意見である附帯決議を尊重されて、予算執行は再検討すべきだと考えますが、町長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

議会の附帯決議については十分認識をしております、今度議員さん方の改選がありまして、間もなく6月議会でも再度新しい議員さんを含めて、この給食センターの問題についてご説明を申し上げたところでございます。なおかつ、今後も理解を深めていただくために機会あるごとに報告、それから今の進捗状況等について議員の皆さん方にお知らせをしたいと思っております。いろんな、特に今日は三方からこの給食センター問題についてご質問いただいておりますので、今までの経過等を含めて議員さん方も大分この問題について認識を深めていただいたのかなというふうに考えております。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今の町長の答弁では、PFI事業についての問題点とかについて十分な審議がされて、議員も理解できたということに一步進んだというような感じで述べられましたが、6月議会では全くそうじゃなくて、3月議会と同じような状況で全員協議会では意見も出、それに対する回答も不十分なままに終わったというふうに思っております。

次に、このようなことから民間委託についての問題点について、質問をいたします。

今回の給食センターの建て替えに対して、町と事業契約を結んだ特別目的会社が銀行から資金を借りて、建物設計、建設維持管理、調理業務、配送まですべて特別事業会社と直接契約して行うというのがPFI事業であるということです。このことについても、保護者はもちろん、町民もよくPFI事業について、学校給食セ

ンターはどうなるのかというのが理解ができないというのが現状であるというふうに思います。問題は、建設資金や運営業務の委託料などが民間主導で行われて、町の意見や提案が反映してるのか、これが疑われる状況にあると考えます。このままの状況で町が強力にPFI方式に税金を投入する、このようなことは町民の理解は得られないと思います。そこで明らかにしていくことがありますので、以下、質問をいたします。

学校給食については、建て替えに際して学校教育施設等整備事業債の返済期間と金利についてありますが、PFI方式の場合は、この建設した場合の支払いが平準化されて均等化して支払う、後年度のほうが支払い額が多くなる、このような状況で相対的には負担が少なくなっているということにあります。ところが、従来型は多額の建設費を早いうちに一括して返済するということになるので、町に負担がかかるということだということになります。報告書にも支払い方法が載っていましたが、町としては初年度に従来型でやる場合は20億円余の支払いをしなければならないということになっております。計画では、このような支払いではなくて、PFI事業の支払いのように15年支払いというようなことで平均して支払っていけば財政負担は少なくなるとは思います、この返済期間15年以上に設定して支払いを算出することが再検討できるものなのか、説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

関教育次長にお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

従来方式で建設した場合の支払いの初年度に約20億円負担しなければいけないということを今議員さんがおっしゃいましたけれども、一応、PFI導入可能性調査で従来方式と、PFI方式の支払いの導入可能性調査の表として載せておりますが、おっしゃるとおり、学校施設交付金につきましては従来方式であれ、PFI方式であれ、国のほうから交付金が出るようになっております。これに対して、建設費の3分の1ということで規定されておりますけれども、この額に関しましては従来方式とPFI方式は変わりません。あと、平準化をしながら支払うということですが、従来方式であっても起債等を行って月賦で返していくというようなことでございますので、双方毎年15年間支払っていくような形になろうかと思っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

わかりました。これは、支払いの方法についての内容について非常に大事な点でありますので、確認をしたわけであります。まとめて払うというようなやり方、それは利子に影響もしていくということもありますので、この後の問題も含めて質問をする中で、質問することと合わせてははっきりさせていきたいというふうに思います。

次に、現在価値化の割引率と人件費削減率について質問いたします。

これは、先ほども問題になりましたPFI方式5.8億円削減というのは、このVFMに影響してるわけですね。これは、国土交通省の所管事業を対象とした資料がこの報告書中に載って説明されております。私も調べましたところ、国土交通省の所管事業、PFI事業で行うことについて変更した例もあるんです。それは、国土交通省が算出したのは4%の割引率、財務省が行う場合は割引率2%未満という算出の仕方があるということでした。この結果、現在価値化を行う場合に、財務省の割引率2%使ったほうがVFMはマイナスになるということで、従来方式で行ったほうが安くなると、費用が安くなるということで、実際熊本県のほうでは2件、この公共施設の場合に運用をして、適用してPFI事業で行わなかったということで従来方式型で施設の整備を行ったということがあります。このことは、総務省も認めております。割引率を変更した場合のVFM試算結果として公表しておいて、コスト削減率や割引率の根拠が不明確と、または民間事業者との選定時の情報が公表されてない、客観性や透明性が確保されていないとは認めがたいと指摘しております。この現在価値化を行う場合、割引率4%なのか、2%なのか。

私も、6月議会のときの質問も行いました。この横長の15年間かけてのシミュレーションをした支払い計画というの中のこの問題もありますし、もう一つは、その前に現在価値化について、従来方式とPFI方式を比較した一覧表も出ておりました。それについての見解を聞いたときに、これは町も入って一緒につくったというふうにこの答弁をされましたので説明を、これ答弁をお願いしたい。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

議員さんが言われております国交省の関係の割引率で2%で試算した場合は、従

来方式のほうが安くなるというような事例があるということですが、今回学校給食センター施設整備に関しましては、文部科学省が担当になりますけれども、割引率は導入可能性調査の段階で1.88%を設定しております。これは、言われました2%よりも若干安い設定でございますが、この割引率の設定は10年ものの長期国債と、20年ものの長期国債の率を勘案いたしまして、15年として試算した場合、1.88%になるということを設定しております。これにまたインフレ率を加えたところになろうかと思えます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

これは、文科省の1.88という割引率を使ってやったということですね。これ確認をしたいと思います。

次に、PFI事業で従来型と比べて、施設整備とかについての比較が表で載っております。これが削減率15%、従来型と比べてPFIのほうが15%少なく済むんだということを出すために、この15%というのが基準に出てるわけですね。給食運営人件費には、削減率がさらにふえて32%になっております。報告書の維持管理費の削減にかかわる参考データでは、建築保全業務共通仕様書によると、保全方式とコスト比較を行った結果、一部の部位、機器の保全水準を下げることにより約16%コスト削減が可能だということ参考にしてあると思えます。しかし、これは官公庁などの建物についてのコスト削減という点ではあり得るかもしれませんが、しかし、安全・安心であるべき学校給食センターの建て替えというのは、箱物、建物だけが問題でなく、本当に安全で安心して給食が料理ができるという建物が求められております。そういう点では、この15%の削減率というのは何を基準にして、根拠にしてあるのか。町でも検討されてこの15%が妥当だというふうに認めてあるのか。それについて答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

削減率の15%という設定の仕方というご質問だろうと思えます。

PFI導入可能性調査を粕屋町が行う時点で、学校給食に関係しますPFI事業は、全国で34事例ございました。その34事例の実績値を用いて、削減率が15%ということで設定いたしております。これは実績値でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

それは、どこから示された資料ですか。町でそれを一緒に、削減率について確認をして、資料としてこの指標を出すというものに使ったものなのか、それについて説明をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

導入可能性調査をいたしましたコンサル会社が調査いたしました数値を町が確認して、15%と設定しております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

いずれにしても、コンサルタントの方が出したものを、悪く言えば追認したということだろうと思いますね。そういう点では、本当にこの人件費の関係について、15%削減というのが妥当かどうかというのは、やっぱり町として引き続き、例えば従来型でやる場合と比較するのにそれほど減らすことになるのかということも含めて、今後はっきりさせていく必要があるというふうに思います。

次に、町から委託する特別会社、SPCと調理部門などの2次委託についての質問を行います。

PFI事業では、施設の整備から運営まで一括に引き受けるシステムということですので、一括して受けた会社、SPC特別目的会社と直接契約になります。だから、町との関係で約束事や委託料などで支障が生まれることになると思います。2次契約との関係が生まれてくる。町がSPCと契約した委託料が各会社にどれだけ支払われてるのか、不明確になるというふうに言われております。これは、SPCと2次委託先との契約で経費削減が行われれば、その分だけSPCが増益になる仕組み、2次会社の各会社の支払い配分がSPCの調整裁量の範囲になるということで、ブラックボックス化、いわゆるピンはねされるということにもなりかねないということも指摘されておるわけです。そういう点では、これは委託料の問題だけじゃなくて、調理部門の委託ということになったら、食材中の農薬の残留チェックとか、いろいろ問題が起きるとということなどがあつた場合に2次委託先に直接指導できないという関係でありますので、この問題は委託会社との点で対応するというにしかならないので、そこに大きな制約が生まれてくるということになると思います。学校給食を運営するには、この点は非常に問題がある。これは、私も何度

も問題提起をしまいいりました。

特に、これは学校給食が公共性を持つものであるわけで、そういう点からいえば、2次委託、SPCもそうですが、営利企業で前提とした事業体、当然儲けがないとその分会社運営ができないということになりますので、当然のことだと思います。こういう状況のもとで問題になっているのは、1つの屋根の下に2つの異質な組織が存在する、いわゆる営利企業と営利企業でない公共性を持つ町との関係が出てくるということであるわけです。また、そういう中で、特に2次委託との関係についても問題が生まれてくるし、学校給食にこの方式はあり得ないというふうに思います。このような民間委託で公的責任が持てるのかということについて、今までもいろいろな角度から指摘をしまいいりました。この2次委託に対して、調理部門に対しての責任は直接指導をすれば、偽装請負も含めて考えられるわけです。これは、労働基準法でもそういうふうになっているということをこの報告書中でも述べられております。そういう点で、ここに無理があるというのは明らかなんですけど、どういうふうにしようとしているのか、その点について。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

ただいまのご質問でございますが、SPCと町が契約した後のSPCとの2次委託、これはSPCに関します協力会社ということになろうかと思いますが、PFI事業の場合は性能発注ということで、町がこういう給食を望んで、こういう給食を提供したいというようなことで発注をいたしまして、そのとおりの給食が提供できるような形をこれからアドバイザー業務におきまして、事細かに項目ごとに検討をしまいいるわけでございます。食材の検品等、安全面に関しましては、今までどおり町が献立を作成し、材料を発注し、検品をいたしますので、変わらないものと思っております。

また、民間と公が二面性があるというようなことのご指摘でございますが、PFI事業自体が官民協力して同じ目的を達成するというような事業でございますので、当然目指す安全でおいしい給食の提供をするためには、これからも官と民が協力し合って、意思疎通、連携をしまいいることで行っていくことができると考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

調理部門との関係で、この2次委託をしてるところに対して、先ほど言われたのは、契約書とか何かそういう申し合わせ、仕様書ですか、つくるといことですが、しかしそれはあくまでも2次委託の人に対しては、先ほど言いましたように町から委託したお金がSPCに入って、それからその調理会社に行くということになるわけですから、先ほど言いましたように、いろんな契約の関係は調理会社とするかもしれませんが、2次委託に対する支払いを少なくすることによってSPCが自分の企業を持ちこたえていくというんですか、維持できるようにしていくということに関係があると思うんですね。そこんところは、調理部門のところの会社に直接委託料を出すということになっとなるのかどうか、そこについて説明をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

調理部門のことのご質問だろうと思いますが、調理部門に関しましては、1つの調理会社に入ってもらって業務を執行していただくというようなことになろうかと思いますが、これからアドバイザー業務を行いますので、その辺項目ごとに検討し、結果が出次第、PFI事業は公表することが前提ですので、ホームページ上で住民の皆様にも公表していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

私の質問に対しての回答じゃなくて、ちょっと別の角度から言われてるので、なかなかかみ合わないんですが、問題は調理部門の会社が一番大事なんですね。建物維持管理も大事ですが、給食をつくるというところの会社との関係がどうなるのか、そして町からの委託した分のお金がどう出るのかですね。人件費も含めて、その会社に必要とするわけですから。そしたら、その分を町から直接でなくて、委託会社に渡して渡すようになるんでしょう、2次委託やから。そのところが何かはっきりしないで、何か雲をつかむような感じで、2次委託の調理部門がうまくやっていくように、ちゃんと安全・安心な料理はしてもらうようにしますというようなことは当然のことなんですが、一番大事なところは町と調理部門との関係で、正常な形で委託関係になるのかということ聞いておりますね。だから、先ほど言いました2次委託の問題についての偽装請負の問題、そして栄養士が直接指導できないということなど、これはもうこの報告書に書かれておる内容ですからね。そうい

うのも含めてあるわけですよ。そこんところについては何かはっきりしないので、改めてちょっともう一回確認したい。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

ただいまご質問の内容は、これから検討いたしますアドバイザー業務の中で決定していく業務でございます。導入可能性調査で一応粕屋町の基本的な考え等を公表いたしておりますが、調理部門に関しましては、これから1社を大手が入って、それに協力会社がどのような形で、モニタリングをするような形でつくのかどうかというのは、これから検討していく課題でございます。

それと、指示、偽装請負の件なんですが、これは翌日提供します学校給食の調理に関しまして、前日に町の栄養士職員と民間の責任者と栄養士を含めて、調理員も含めまして、責任者はですね。毎日事故の起こらないようにこういう調理をしてくださいということで打ち合わせを、動線の確認等を踏まえて打ち合わせをいたしますので、その辺は要求水準書に記載したいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今までの報告もそうでしたし、説明もそうでしたし、今の説明もそうですが、全く民間委託するに際して根本的な問題、大事なところの問題が抜けて、アドバイザーに委託してということなどで終わらせていくという、進めていくというやり方については、やっぱり町がもっと主体的にそこはどうなるのかということも確認して進めていってもらわないと、これがもうアドバイザーの・・・・調整が終わってその次へ進むというふうになっていけば、全く町のほうの、今私が言いよる心配事は、私だけやないんですが、ほかの方もそういうことでの心配があると思えますね。結局、町の税金使ってどうするかですから。それには結局、調理部門に対してのところ曖昧で、そして委託・・・・と。そして、SPC特別目的会社がもらった金も、その調理部門のところの会社にいかないというふうになったら、ちょっとそれは問題が非常に大きくなると思えますよね。だから、一番基本的なところをまず押さえてやってもらわないと、もしこれをPFIがやっていくならばということなんですが、私はこういう問題をはらんどるので、町でもっと責任を持って初めからやるべきだったと、しかしそれが遅くなってるけど、今からでもいろんな交付金の使い方なども含めて考えて、そして6月の議会のときも私も述べましたよ

うに、今度の国の補正予算で前倒しでいろんな公共事業の関係など、町が持ち出さなくていいのか、持ち出すのが少なくなるという制度も含めてあるわけですから、そういうのも活用して、本当に今の時点でも町としてこれを試算してみると、本当に真剣にですね。今まで真剣にされてないというふうには受け取れないんですよ、町で引き続きやってくというのがね。だから、そのところは責任ある形で本当に見せて、資料を出してもらって、それでこうだというように納得するものにしていかないと行政の責任を果たせんというふうに思うんです。

私は、もう一度ここで公設公営を行う場合の資金ということについて、問題を提起しときたいと思います。それは今までも言ってきましたけど、今回は安全・安心学校づくり交付金としてこの2分の1が・・・・・・の場合があると。町は2分の1で今年度はできるというこの制度が今あるということですから、そういう点でいえば、町の基金、この何でも使える財政調整基金、私も基金は何でも使えということを使いよるわけじゃないです。学校整備基金の問題もあります。そういうのを使ってやったほうが安くなると、町の持ち出しが15年考えたら、延べでいえば負担額が減るという方向を本当に追求してもらって、今からでもやるべきだというふうに思うんですね。

それと、もう一つは、古賀の民間委託について、比較して職員数と人件費が妥当なのかということについて私も調べてみました。これは、町の出してるこの導入調査の分の資料では、人員配置と人件費については、結局52人体制ということの指標になっております。これは、古賀が民間委託する前の調理員と職員を合わせた総数が28人なんですね。だから、52人にする計画での人件費、それと人の配置の数の問題という点が非常に問題があるというふうに思ってるんです。古賀市の給食センターは、10年前に公設公営で給食センターが発足したときは、市の職員と臨時の総数で44人、16年に配送業務民間委託、21年に調理部門民間委託ですね。そして、調理部門を民間にする前の年、先ほど言いましたように、20年には28人ということです。そういう点でいえば、今粕屋町は30人ぐらいですよ、給食センターにおられるのは。

そういう点でいえば、人的配置の問題と人数の問題、給料の問題など、人件費の問題を考えれば、52人というのは過大見積もりになるんじゃないかと、何でこういう指標が出たのかというのが非常に私は問題意識を持ってるわけですね。この報告書の中では、運営企業のヒアリングや、・・・・・・事業との状況に基づき設定したと、これはPFI事業の場合ということです。従来型は、人員配置は運営企業のヒアリングに基づき設定した。同じような内容のものでは、問題は運営企業のヒアリングが中心にこの人手の配置と人件費のものが出されて計画立てられた。私は、こ

れも同じように町が本当にかかわってつくったのかと、今さっき言いましたほかの町の新しく建てた給食センターの問題ですね。古賀市はほとんど粕屋町と変わらないですよ、規模的にはですね。9,000食の能力を持ってる建物を15年建てとるわけですから。そういう点からいえば、粕屋町は今から7,000食の分をつくるということでは、人件費と配置の問題ですよ。どうも不明確なんですね。これについて説明をしてください。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

田川議員が言われております52名ということで試算しておるということでございますが、これは52名、最大の食数の時点が52名必要だということございまして、開業当初は44名で試算をしております。古賀市の給食センターさんとの人員の違いでございますが、古賀市の学校給食センターでは、先ほども申しましたが、アレルギー食等対応をいたしておりません。また、古賀市の学校給食センターは建設されて15年たっております。それに対しまして、粕屋町はこれから建てる計画をもって試算してる施設でございます。その辺で、衛生管理上施設等が増えた分を考えますと、この52名と、最大値の52名、開業時の44名は必要だと考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

では、開業時のときにこの44名必要ということになれば、先ほど私が言いました食数とか含めて古賀がやってるもので行えば、その状態でいえば、必要なアレルギー体質の人たちの問題とか、調理部門、調理をどうするかという人たちの配置は必要だと思いますが、それがさっき言いましたように、人数的に20人分も多くせないかんぐらいの職員が、いろんな特殊の技術を持った人たちがおらなければならないということについては、ちょっと数的にも20人というのは多いんじゃないかと。それは、何人かはおるかもしれんですね。それでも、この人数の初めからの人件費の分が非常に多く見積もられて、これが15年間の契約、試算に人件費の分として出てくるということになるかと思うんですが、そういう点での問題について、初めから本当にこの人数が必要なのか、それが実際従来型とPFIとの関係のVMFの関係も含めて、PFIのほうが安くなるというものの要因に与えられとんじゃないかというのが危惧されるわけですけどね。そここのところは、人件費の問題についてもう

一度、人数体制について44人が妥当なのかという点については、もう一度説明を。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

古賀市の学校給食センターのことは、うちの実施方針等を考えるときに比較はしておりません。粕屋町のほうで基本理念を設定いたしまして、それを実現可能にするためにはどういう施設がいいのか、衛生管理上どのように人員を配置したらいいのかということで、人員の数を設定しております。また、粕屋町におきましては、各学校に学校配膳員を置きましてアレルギー食に対応いたしますので、事故等が起こらないように人数を増やしてるところもございます。これは妥当な人数だと考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

いずれにしても、このコンサルタントの算出したものが基準になって、本当に町でこれが妥当なのかという点では、今の回答では、説明では十分理解できないんですね。そういう資料が今まで出て、私たちが納得できるようなものとして出されていないので、もう少しそこは明らかにさせていくようにしてもらいたいというふうに思います。

この問題、学校給食センター問題で最後の質問になりますが、私たちがこの学校給食センターの問題で町民アンケートも行って、自校方式等を含めてセンター方式、町直営でやってほしいという要望は強いんですね。これは、今でも父兄の方々を含めても、どうなってるのかという疑問も含めて多くあります。そういう点で、PTAの役員の人からもよく聞いてない、先生からも聞いてないというような人たちもおられます。だから、今でも民間委託、PFIというので何で進めようとしてるのかという点が多く生まれてるということがあります。そこは町もしっかり、町長も含めて理解をしてもらうようにする必要がある、受けとめるようにする必要があるかというふうになります。

この問題で2つの点について報告をしておきたいと思います。

町の職員労働組合が、組合大会で去年、おとし、ここ数年学校給食問題について方針に載ってるんですね。私も、組合大会の冊子をいただきました。これには、調理員の臨時職員、パート化が進められてる、給食センターの建て替えが検討

されているが、食育基本法の施行により食育の重要性が見直されてると。正規職員による学校現場での地域との連携した食育の実践を行うためにも、給食センターの町直営の堅持が必要だと決議しています。私は、この町の職員が、このように組合が学校給食建て替えについて子どもたちに安全・安心な給食を提供するという立場からも、町で直営でやっていくことが望ましいというふうに言ってるわけですね。こういう決議もされておるわけです。

そういう点では、それともう一つは、小・中学校の先生の人たちから聞いたのがあります。保護者の人は、今学校給食センターがどうなってるのかよく知らされていないようだといって、先生が保護者に聞いたらそういうふうにいる人もおる。給食センター民営化でなく、町直営でやってほしい。民間委託になれば、調理員がパート化されてしまって調理技術の継承がうまくいかず、給食の味つけも変わってしまう。賃金が安くて、2年、3年の短期雇用の調理員が民間委託すれば増えていくと、不安定な雇用関係になって給食にも影響するということで心配だというようなことなどがあります。これは、当然のことだと思いますね。だから、この問題を本当に町民の方々が、また私も教育長にも何度も言いましたけど、PTAも含めて保護者の人たちに説明を、本当に正面から行っていくということを提案してきたわけですが、こういうのがなくて、そしたらこの議会で町が提案してるのを了承すればいいということになった場合、それは町の有権者を含め、保護者の人たちは本当に自分たちの町の子どもたち、将来を担う子どもたちの学校施設を含めて本当に真剣に取り組んでくれているのかというのは思うと思うんですね。

そういう点で、私はこの給食センターの問題については、議会ごとずっと質問してまいりましたが、先ほど幾つかの点について町の方からの説明と回答をいただきましたけど、それも含めて今後の問題を本当に明らかにしていくという点で取り組んでいくということを述べまして、次に移りたいと思います。

乳幼児の就学前の子育て支援についてです。

時間もあまりありませんが、これは、今度新システムで子育て支援の公的役割というのが変わるということで、保護者も含めて非常に関心のあることやし、心配が多いと、どうなのかということがあります。これは、民主党時代に3党合意で、密室協議で消費税と引きかえに決まった子ども・子育て支援法、新システムがありますが、2015年4月から本格施行ということになりますので、今は町でもこの準備ということで計画策定をしているということになってると思います。

こういう中で、7月26日に社会保障制度改革国民会議、新制度の基本方針を了承して今進められておりますが、保育の必要性と保育時間の認定と基準、施設の面積基準や保育士の資格、人員配置、条件整備、こういう問題が議論されております。

中には、この問題で、8時間今預けてるのが働く時間によって変わるんじゃないかということなどがあります。また、新しい制度になって保育所は残るのか、幼稚園はどうなのかというようなことなどを含めてあります。また、企業が参入して株式会社として営利を目的に保育所を運営するということなどが言われております。

こういう中で、横浜でモデルにした待機児童プランがありますが、横浜方式は新設の認可保育所144園中、6割近い81園が株式会社設立と、そのうち46園は園庭の面積緩和、ビルや高層階、マンション、鉄道の高架下などに認可保育所がつくられるという状況が生まれて、待機児童解消したと言うけど、実際はこういう保育所の受け皿ということが横行してるという状況です。児童福祉法の24条にある子育ての公的支援というのが責任が放棄されて、株式会社の参入を認める新制度の先取りというのがこの横浜のモデルと言われております。保護者が求めているのは、子ども詰め込みということではなくて、安心して預けられる保育所が必要だということです。

そういう点で、町としてこの子育て新システム、子育て支援法、支援、この内容でどういうふうに今後取り組むようにしてあるのかについて説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

子ども・子育て支援法、それから認定保育所、それから幼稚園と合同したこども園等については、これは消費税との関係もございます。詳しい中身については住民福祉部長から答弁させますけども、安倍総理は、平成29年度までに全ての待機児童を0にしたいというふうに考えてございます。そういう中で、うちも少なくとも29年度までには0になるような、子ども・子育て会議の中でそういった取り組みをしていきたいと思っております。

あと、住民福祉部長に具体的な問題については答弁させます。よろしく申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

田川議員のご質問にお答えいたします。

まず、新制度では、認定こども園以外に保育所と幼稚園は制度として残り、保育所の入所は町が実施責任を持つことになりました。子育て支援の公的役割と、それから責任はどのように変わるかということですが、市町村は子ども・子育て関連3法に基づく新制度の実施主体としての役割を担い、そのために必要な子ど

もや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施、それから質の確保された給付事業の提供、それから給付事業の確実な利用の支援、事業の費用、給付の支払い、計画的な提供体制の確保、基盤整備などの権限と責務を法律上、位置づけています。さらに、市町村子ども・子育て支援事業計画では、市町村は国の基本指針で定める提供体制の確保等に関する基本的事項や参酌標準等を踏まえ、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、管内における新制度の給付事業の需要見込み量、それから提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込み、この計画をもとに給付事業を実施することとしておりますが、これらのことに関しましてはまだ未確定なことが多く、国の子ども・子育て会議、今会議があつておりますけど、その中で決定され、順次市町村に通知されることとなっておりますが、今後市町村の役割は非常に重くなると考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今から町でもこの子育て会議をつくって、そのメンバーもPTAと保護者とか施設長、自治会長なども含めてつくって、具体的には進めていくということになるかと思いますが、私が一番心配になつるのは、現状においてでも待機児童が生まれてきてるわけですね。はるまち保育園もできましたけど、しかし今までと変わらない、恐らく今の時点で七、八十人はおるんじゃないかと思いますがね。そういう点では、待機児童解消のために今手を打つべき問題が幾つもあるわけですね。そういう点で、国としても安心こども基金が1年延長したということで、これを使って認可保育園を建設しようというふうなことなども動きとしても生まれてきております。町としてもそういう点は考えながら、当然計画を立ててあると思いますが、そういう点で待機児童解消ということも含めた計画についてを説明をお願いしたい。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

去る8月9日の厚生常任委員会、また12日の全員協議会でお知らせいたしましたように、国が進めています待機児童解消加速化プランによります保育所整備を平成25年度、26年度で進めます。具体的には、既存の私立幼稚園に保育所部分を新設することにより、認定こども園といたします。また、もう一つは、社会福祉法人による新設の保育所、一応定員は120名以上としておりますけど、これを9月中に公募開始いたしまして、どちらも平成27年4月の開園を目指し、事業を進めていきたい

と考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

説明を受けて、幼稚園内に保育所ができるということと、新しく今公募をして認可保育園をつくるようにしているということは聞いておりますが、特に今問題なのは、今認可保育園が、先ほど言いました横浜の取り組みのように、株式会社が参入して、そして認可保育園で保育所を運用して、そして自分ところの儲けを保育所に使うんじゃなくてほかの株式配当など、ほかの事業に回すということで問題になっているのが生まれてきてるんですね。そういう点では、この新しく公募するところの保育所の認可保育所についてのそういう点についての審査も含めて、問題が起きないようにするべきじゃないかというふうに思います。

それともう一つは、はこぶね幼稚園についてですが、あそこは運動場の中に保育所をつくるということですから、幼稚園の敷地が非常に狭い中に建てるということで、大丈夫なのかというのが近所の中から、私の家は近くにありますが、出ております。そういう点で、周りの敷地も含めて提供できるところ、協力できるような人たちがあれば、そういうことなども含めて広げて運用できるようにしていくというのにも必要じゃないかというふうに思います。いずれにしても、今の待機児童解消のために行っている点についての2つの内容について、町としてどういうふうに指導し、計画しようとしているのかについて報告をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

公募いたします保育所につきましては、横浜の件をご心配されておりますが、あくまでも社会福祉法人ということで公募したいと思っております。はこぶね幼稚園につきましては、きちんと基準をクリアして設置していただくようにしております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

この保育所の問題については、昨年から老朽化した保育所の建て替え問題を含めて、改修などが求められているのが、園長さんたちからですね、出てるわけですが、具体的にはこの3月の予算の中でもそういうのが盛り込まれたというふうに思

いますが、修理などを含めた改善、改修はどういう計画になってるのか、説明をもらいたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

順次の改修につきましては、緊急なものはその都度やっております。老朽化した分については、また来年度、子ども・子育て会議の会議をしております。その中で、26年度からの事業計画の中に盛り込まれることと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

時間もありませんので、次に進みたいと思います。

では、保育所の問題は引き続きいろんな点で、建物など含め配置をしていくようにしていただきたいというふうに思います。

それで、住宅リフォームについてですが、これも前回私住宅リフォーム制度の問題について今まで質問をし、充実するために意見も述べてきました。来年でこの住宅リフォーム制度が期限切れということになるわけです。今、全国的には、福岡県でも今年5月現在で26市町村が実施されるということで、県内の実施率が45%まで進んできております。この経済波及効果については、私も福岡県の経済波及効果の問題で教えてもらったんですが、28.8倍の効果が出たということが言われております。そういう点では、この住宅リフォーム制度が、今の仕事起こしに、また地域活性化、町の経済について大きく影響が生まれてくるんじゃないかというふうに思います。この点について、今の予算額に対して45%ですか、活用されてると、今年度が、ということでもありますので、補正予算も含め来年度の予算化も含め、検討していただくように求めたいと思いますが、答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

たしか、この住宅リフォーム制度については、今年度いっぱいその3年度を迎えるということになります。今、質問者がおっしゃったように、この3年間の活用状況等を精査して、後延長するかどうかについて今後検討してまいります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

最後ですが、仲原伊賀線の拡幅についてです。これは、前回もこの問題について、非常に狭い道路で歩道も狭くて、危険な状況であるということも質問いたしました。これについて、前は5月に土地を持つてる人の納税猶予であるということもありまして、これの対応についてどういうふうになされてるのかについて説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長ですか、どうぞ。

◎都市政策部長（野中清人君）

県道仲原伊賀線の道路拡幅工事につきましては、今年に納税猶予が解除されております。福岡県道整備事務所に早期の用地買収と工事施工の要望を現在も行っております。その進捗状況につきましては、県道整備事務所が既に今年度予算を計上しております。以前に設計をされました擁壁の構造や歩道の幅員などの内容の見直しを現在行っているところでございます。今年度中に、用地買収及び工事の実施が計画される予定でございます。また、県土整備事務所は、あわせてこの農地と仲通り南交差点までの間の旧といいますか、もと土居プロパンさんがございました建物の前につきましても計画をしたいということで計画を持っておりまして、この間の建物についての用地買収と、もしくはこれが物件補償に及ぶまでのところにするかというところを、これは今県のほうで検討中でございます。今稲が植えてありまして……。

◎議長（進藤啓一君）

なるべく手短にお願いします。

◎都市政策部長（野中清人君）

刈り取り後に着工がされる見込みでございます。

◎7番（田川正治君）

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

（7番 田川正治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これで午前の部を終了いたします。

午後の部は、1時15分から再開いたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

（休憩 午後0時42分）

（再開 午後1時15分）

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

14番安河内利明議員から、所用のため午後の欠席届が出されておりますので、報告をいたしておきます。

2番川口晃議員。

（2番 川口 晃君 登壇）

◎2番（川口 晃君）

こんにちは。議席番号2番日本共産党の川口晃です。

これより一般質問を始めます。

まず最初に、小・中学校の空調設備の設置の緊急性について質問いたします。

因町長は、9月6日、議会定例会の報告の中で、補正予算の中に来年度実施する小学校の空調化の調査の予算を組んでいるので、よろしく審議してほしい旨の発言がありました。7月10日に大川小学校の生徒さんが社会科見学の授業の際に集団で熱中症にかかるという事案も発生しましたので、小・中学校に空調化は緊急を要することではないかと思っていました。因町長の早期の決断は評価したいというふうに思います。

私は柚須区の区長をしていたこともあり、中学校のPTAの役員さんや、親御さんとも親しいものですから、中学2、3年生は恩恵をこうむらないと、もう卒業していく身だと、中学校も同時にしてほしいなどの要求を受けます。私も同じ気持ちですよと答えるんですが、因町長はどのように考えてありますか、中学校は。なかなか難しいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

まず、小学校、来年度設置したいと思っております。それで、できれば川口議員おっしゃるように、中学校も一緒にしたいんですけども、やっぱり予算の関係、それから国の補助金関係が今でもまだわかりません。今度10月ぐらいに追加補正があるだろうと思います。それがあれば、その中にこの小学校のやつを入れて補助金をもらえば、何とか翌年の8月にはエアコンが使えるのかなという程度ですね。そうということで、中学校はその1年後に、27年度に設置をしたいと。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。早期に努力してほしいと思います。

2番目に移ります。

先日の議会全員協議会の際に、待機児童の解消を目指して2カ所の保育所の設置を表明されました。またさっき、田川議員が質問されたときに、住民部長のほうから報告もありました。それで、粕屋町の8月31日付の人口動態調査によりますと、保育所、幼稚園に入所できる年齢層であります西小学校校区のゼロ歳から6歳までの子どもは、男性で634人、女性で606人、合計で1,240人です。西小学校校区には定数が115人の町立の西保育所と、定数140人の町立西幼稚園のみですから、西保育所の入所希望を申請しても希望どおりにはいかず、町内の他地区の保育所に入所になったり、ひどい場合は兄弟で違う保育所への入所になると聞いております。父兄の方も非常に困窮をする場合もあるそうです。

8月下旬に新人議員の勉強会がありましたが、そのときいただいた子ども未来課の資料の就学前児童施設分布図っていうのが渡されたんですが、それを見ると一目瞭然で、こういう資料なんですが、西小学校校区のほうは白地ですね。保育園とか幼稚園は、大体中央とか東のほうに寄っております。それで、9月に公募される予定となっている定数120人の認可保育所は、願えれば西小学校校区に希望するものです。大勢の通勤してある家族の方が期待しているものと思います。粕屋町の見解を聞かせてください。町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それでは、お答えします。

西小学校校区に公設の認可保育所の新設をというご質問でございます。

今回計画しております保育所は、学校法人及び社会福祉法人による保育所整備を条件としております。1カ所は、学校法人による既存の、これははこぶねでございます。そこには80人を収容する保育所を建設する、それで認定こども園という形になろうかと思っております。もう一カ所は、これは全町的に、全町を対象にしております。社会福祉法人による土地を自分で取得をして、そして保育所を建設するというものでございますので、これは西区の方という条件は、やっぱり、地代の関係等々もありますので、なかなか難しゅうございます。それで、全町を対象に募集をすると、公募するというにいたしております。ご質問者の意向は十分理解できます。というふうなことでご了承いただきたい思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

今町長の説明がありましたけども、でき得ればやはり西区の、西小学校校区のほうに希望したいと思いますので、町長のほうからも努力ができれば、可能な努力をしていただきたいなというふうに思います。よろしいですか。

了解ということで。

それでは、私の質問の大半はこれにつながっていくと思いますが、学校給食センターの建て替えは公設公営でということに入りたいと思います。

従来型とPFI方式の人件費の計算の仕方及びリスク分担の問題について説明します。リスク分担については後ほど、一番最後の方でやりたいと思います。

この薄緑色のPFI導入可能性調査報告書の29ページと31ページの従来型とPFI運営人件費の表について質問いたします。

まず最初に、確認したいことがありますので、ちょっと振りたいと思いますが、よろしいですか。総務部長さんか人事課長さんか、答弁できたらお願いします。

私はもと勤めていた職場で、職員の待遇改善などの件で交渉や折衝を何度もやってきました。その際、総務部長とか人事課長は、職員の賃金は職員のしている仕事の質、例えば高度な仕事をしているとか、その人にしかできない特殊な仕事とか、それとか資格を取っているとかという、そういう質と責任の度合いによって決まる。責任っていうのは、つまり係長だと四、五人の部下がいるとか、課長だと10人か20人の部下がいるとか、そういうことを指すというふうに繰り返し繰り返し発言して、なかなか待遇改善してこなかったんですが、粕屋町においてはどうなんでしょう。そういう考えでいいんでしょうか。総務部長、いいですか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

職員の賃金あるいは給与の関係でございますけれども、私ども地方公務員につきましては、給与につきましては地方公務員法、いわゆる公務員の給与で指定されておるわけでございますので、それに準じたところで現在やっております。

それから、責任の度合いとか仕事の内容によってどのように考えておられるかということにつきましては、現在人事評価制度というふうなものを導入しております。その中で、そういう評価を基準といたしまして昇格あたりをやっておりますけれども、まだまだ賃金、いわゆる待遇のほうまでには至っていないような状況でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

大体私が言ったような内容だというふうに思いますので、そのことを確認して、次の質問に移ります。

29ページの表の7の1っていうのがあるんですが、それを見ると、業務課長1名と事務職員2名の年間給与が同額の844万1,000円になっていますが、これはどうしてなのでしょう。どちらに聞いたらいいいんですかね、教育長か次長か。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

業務課長といいますのは、主任のことでございます。現在でいえば、この表でいけば、業務課長を1人設置して、事務職員を2人設置するということで、コンサルのほうから上がってきた数値でございます。といいますのは、他団体で実施していますPFI事業の給食事業によって、平均値を持ってきております。コンサルのほうで上がってきた数字でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。要するに、検討していないっちゃうことですね、中身を。

上のほうに、人件費単価は町の正職員、臨時職員の実績値により設定というふうに書かれています。これは実績値じゃないんですか。違いますか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

コンサルのほうで実績値を調査して、そしてその実績値の平均を用いた数字でございますという報告を受けてます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

報告を受けているということは、自分たちで調査していないということですね、裏を返せば。もうそれ以上質問してもむだでしょうから、次に移ります。

粕屋町行政職給料表1によると、級と号職階制になっていて、課長職は6級に該当するそうです。例えば、55から56歳の課長さんで6級の十五、六号になるそうですが、年間の支給額は大体560万円から570万円ぐらい。それから、保険などの役場

が負担する分がありますから、大ざっぱに1.5倍を乗じると840万円ぐらいになります。だから、大体この表と合致するところになるわけです。つまり、この2名の事務職員は課長さんの給与の金額に合わせたんじゃないですか。ちなみに、私が入手しているK市、田川君とか本田さんのほうでは固有名詞がありますが、K市では、事務職員には係長級2名を配置しています。粕屋町では、係長級では4級、現在の給食センターの方は主幹ですから5級ですね。4級の係長さんを想定して俸給で計算しやすいように約30万円だとします。年間約720万円、2名で年間240万円の差が出てきます。15年では約3,700万円ほど安くなるわけです。また、1名を将来のためにとって育てていく目的で、月額25万円程度の若い事務職員にすると、年間費用約600万円、15年間では約3,700万円程度安くなります。どの程度の事務職員を置くかで人件費は変動しています。2名の事務職員はどのランクの人ですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

係長クラスの事務職員で想定しております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

係長級だと、私がさっき言いました金額ぐらいになりますよね。だから、この事務職の俸給が844万1,000円っちゅうのは、おかしな数字になってきますよね。

さて、次に移ります。

同じ事務職員でも、事務職員の問題で31ページのPFI方式の場合の2名の事務職員はパートですよ。いいですか、パートでしょう。従来型では、課長に匹敵するような高度な仕事をしている2名の事務職員を、民間のノウハウを使ってさらに安全で高度な質の給食を提供すると言いながら、パートにかえて人件費を削減します。本当にパートを使って従来型以上の給食ができるんですか。質問します。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

ただいまのご質問に対しましてですけど、これは34自治体、PFIの給食事業を行ってるわけでございます。その34の自治体の実績値を用いて事務職員の給与を上げたコンサルのほうからは報告を受けてます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

この問題は、後で総務省が出している指針がありますので、そのときまた言いたいと思います。

逆に言うと、従来型の2名の事務職員をパートで置きかえられるような仕事しか、そういう単純な仕事しかしていないことになるでしょう、逆に考えると。それについてどう思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

給食事業におきましては、将来的にもPFI事業になりましても、粕屋町からの所長クラスと係長クラスの事務員と県から派遣されてます栄養士2名で監視していくわけですが、その事務を遂行するに当たっての事務作業ということで、コンサルの方がこの金額で出してくておると思われます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

もう質問に躊躇してるという感じを受けるんですけども、要するに計算していきますと、従来型とPFI方式の人件費の差額は15年で、2名ですから844万円何がしから142万円何がしを引きますと相当な額、700万円ぐらい差がありますよね。それを15年間、2名で計算しますと2億1,063万円の差が生まれてきます。例えば、こんなことはあってはならないんですが、私も希望しません、組合運動やりましたから、こういうことは希望しませんが、2名の職員をパートにすると、従来型ですよ。89万7,000円で済みますから、従来型のほうが15年間で1,500万円ほどパートにすると安くなりますよね。意味わかりますね。PFIは142万円でしょう。事務職員3名の人件費の差は900万円程度に縮まり、全体として事務部門だけでも900万円程度に縮まってしまう。従来型もPFI方式もほぼ同額になってしまいます。私は、PFI方式で事務職員2名をパートにするところに2億1,000万円の差額を生み出す種があり、人件費でPFI方式のほうが安くできるんですよというある種の作為って言ったらいけないけど、考えを持ってつくられた表じゃないかと私は考えるんです。どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

川口議員のおっしゃるとおりでございます。一応、人件費において従来のやり方

とPFI、民間資金を活用した民間に委託して業務を遂行するやり方、この違いは、人件費は大きな部分を占めることとなっています。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

大体、私の質問の中身を理解し、そして認められたようであります。

さて、次は調理員に移ります。主任調理員と普通の調理員の俸給費をよかつたら教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

主任調理員といいますのは、大体年齢でいきますと55歳の職員でございます。正職員の調理員といいますのは、大体35から40歳までの平均値でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、従来型では粕屋町の現業職給料表、そういうものも私入手してましますけども、例として57歳から、ちょっと55歳だと低いかな。聞いてください。57から58歳で141号給の主任調理員さんをとってみます。そうすると35万2,800円です。年間報酬が約565万円ほどになりまして、役場の持ち出し部分はそれを掛けますと、それも入れて合算すると大体約848万円ぐらい。1.5倍じゃなくて1.6倍を掛けますと900万円を少しオーバーします。大体900万円というのが合致するわけですね。課長さんより年間報酬がこの人は多いんですが、今の給食センターで現実には何人900万円超すような人がおられますか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

現在、調理員としては6名正職員がございまして、その中の2名でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

じゃあ、4名はこれに該当しないということですね。6名のうち4名は900万円には到達してないということだと、低いわけですね。6名の主任さんにも40代後半の方、50代の方とか、いろんな年代の人がおられるでしょうから、ほぼ平均の給料

で計算しないといけないのではないか。例えば、115号給だと月給31万円ぐらい。それを例にすると、役場の持ち出し分も含めると744万円程度になります。1人が年間150万円程度安くなりますから、6名で15年間で約1億3,500万円程度安くなる。123号の約32万円をとりますと年額が768万円で、15年間では1億2,600万円安くなる。正職の調理員についても同様ですから、正職はもうめちやめちや違うので、ちょっと考え方が混乱してくるかもわかりませんが、そういうことです。それほど、これはつくられた表であるということが言えると思います。

じゃあ、次に、K市の従来型給食センターとの比較をやっていきます。この前町長さんには、田川君と2人で懇談しましたので、少し中身はご存じになってあると思いますが、この市については、最初に質問されました本田議員が以前から資料の入手を再三要求されたK市であります。K市の給食センターは、粕屋町と同じドライ方式で9,000食提供できる能力がありますが、今は大体6,800食ほど提供しているようです。だから、規模的には粕屋町が建設しようとしているのより少し大き目の施設というふうに考えたらいいと思います。私たちは、このK市の費用を調べれば、実際かかる費用がわかるはずだということで、K市の我が党の議員を通じて15年間の費用の概算を入手しました。

K市の給食センターは、総工事費、本体と厨房機器等を含めて14億9,789万8,500円をかけてつくられております。平成10年にドライ方式で開始しました。平成16年度から配送部門を民間に委託しています。また、平成21年度からは調理部門も民間に委託しました。一番問題になるのは、調理関係の人件費についてです。ここでは資料は出せないということだったんで、なかなか資料なしに話すのは難しいんですが、一番不利になる試算をやってみました。平成10年から平成15年まではそのままプラスしていくわけですね。平成16年から平成24年までは、平成10年から平成15年までの平均値をとりまして、それに16年から24年までの・・・を乗じてそれぞれ合算します。そうすると、人件費は約22億7,500万円になります。粕屋町の従来型の運営人件費が約26億3,600万円ですから、約3億6,000万円ほど節約できます。従来型とPFI方式の人件費の差額が、この表から見ると8億8,100万円になっておりますが、それが5億2,000万円に激減するわけですね。職員数は、開始した平成10年には事務職員は3人、粕屋町と同数です。課長と2名の係長級の職員です。平成13年からは、これは食数が増えていったんでしょうね、3名に増員しています。調理員は、正規職員が19人、大体仕事に慣れてきたんでしょうが、順次減員し、平成15年には13名になっています。その分臨時職員が増えるということになるんですが、臨時職員は金額のみでまだ不明です。ちょっと調査がここまで行き届きませんでした。粕屋町の臨時職員の年収89万7,000円から割り出すと、大体12名か

ら16名が臨時職員ですね。平成10年から平成24年までの修理費などと、その他の費用の合計は約14億4,000万円。配送部門を民間委託しました関係もあって、配送部の合計が約4,900万円になります。それから、総工事費の約14億9,800万円をプラスして合計しますと、約52億6,200万円になります。それに、そのほかには設立時の14億9,000万円というのが借りることになりますから、その利息が約15年間ぐらいで2億円から3億円ぐらいになるそうですから、それをプラスすると約55億円から56億円ぐらいだろうと推定できます、15年間でね。

これを報告書の42ページの上段、SPCへの支払い金額の表で示される支払い金額の合計が約64億6,400万円です。だから、PFI方式の15年間の支払い額の合計より従来型のほう、K市の例をとってみますと約9億円ほど安くなります。こうして見ると、PFI方式にしても、何もうまみもないように思います。私は素人なので、このK市の給食センターの総費用がもっと高額なのかどうか、ちょっとわかりません。しかし、我が党の市議員にもう少し精査をしてもらって、ちゃんとした額を調べたいと思います。けれども、提供された資料を使えばこうなる。町当局もかたくなにならずに、K市の給食センターの正確な全貌をつかんで、推定されたらどうでしょうか。大事なことは、安いと、安価で質のよい給食センターが建設できればいいわけですから、そういう調査をもうコンサルに頼らず、コンサルが出てきてからというようなことじゃなくて、現実に行われている粕屋町と同じような方法で行っているようなところを調査されて、それがどうなのかという検討をしてPFI方式であるかどうか決めたらいいんじゃないかと思います。町長さん、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

大変参考になる意見をお伺いしました。コンサル任せということではなく、類似した団体の、特にやっぱり人件費が15年間の経費の中で大きく占める、その中でかなりの差がつくということはよく理解いたしますし、認識をしておりますので、今後まだ期間ございますので、十分調査をさせながら今後の次に進む段階に異論がないようにやっていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、一番最後の項に移ります。

私は、このPFI方式についてちょっと疑問がありますので、それをいろいろ調

べてみました。議員になってまだ半年近くですので、きちっとしたものは持ちませんが、できるだけの勉強をしてみました。

そもそも、P F I 方式は住民の立場に立っているのかということです。このP F I 方式による事業は、イギリスの経験を踏まえて公共サービス部門に導入され、国や地方公共団体などで実施されてきています。特に、地方公共団体でこれを実施してるのが約70%だそうです。福岡市のタラソ福岡の失敗など、多くの失敗事例があるようです。タラソ福岡は、すぐ隣ですね、博多港のそこにありますけど。例えば、学者等の中には、P F I の採用の検討は慎重の上にも慎重に行うべきであるし、長期間にわたる公共施設管理運営者は行政、地方自治体の直営を基本とするよう、公的にも対応がなされるべきであるとさえ述べています。法的に規制せよということも主張してる学者もいます。まず最初に、金利の問題です。前任者の議員さんがこの問題を言われました。これがなかなか納得しがたいところです。従来型では、金利の安い国や地方自治体の発行する公債を利用するのですが、P F I 方式では公債とか政府調達資金を借りても不足で、仕方なく金利の高い民間資金を借りるということになっていませんね。もともと、民間から借りることが主体ですよ。なぜ全ての資金で金利の高い民間資金を充てるんですか。民間資金で賄う必要はどこにあるんですか。いろいろな方法で公的資金を借りる方法を探るべきじゃないでしょうか。何もP F I 方式に頼らないでいいんじゃないですか。教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

ただいまのご質問でございますが、P F I 事業に関しましては、民間資金を活用するという事になっております。それで、議員がおっしゃるとおり、起債等をして金利の面だけを考えると、そちらのほうがより安くが費用が上がるということになりますけれども、P F I 事業全体を考えまして、民間資金を活用し、財政を平準化するという事で行っていくようにしております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

ここは、まあ平行線でしょうけども、じゃあ次に移ります。

次に、リスク分担の問題です。想定費用にリスク実現の確率を考えて各リスクの金銭価値化を行ってあるだろうと、これは思います。果たしてどんなリスクを起るのかという確率をピンポイントで特定できるんですか。また、リスクが発生したときにかかる費用、あらかじめ想定できますか。質問です、教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

ただいまのご質問であります、リスク分担についてということで、リスク分担についてはアドバイザー業務、今公募型のプロポーザルを行っている最中ですが、アドバイザー業務の中で詳細な項目を検討し、リスクの分担、負担割合等を検討をしていく予定でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

リスク分担も、何か地方自治、住民自治のところから考えると、ちょっとこういうことがあっていいのかなと思いますが、社会リスク、住民対応リスクの9番目ですけれども、No.9です。本件施設の設置、運営に関する反対運動の訴訟、要望に関するものというリスク分担があつて、それは町が分担することになってます。訴訟とか、そういう反対運動の訴訟とかに持ち込ような方法の物の建て方っていうのは、本来あっていいんですか。これ、町長に答えを。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

そういった訴訟とか、そういったことは望んでもおりませんし、そういったことがないような、皆さんが、町民も納得する、やっぱりPFIはいいよなといった説得ができるような内容の方法で今も取り組んでおりますし、今後もやっていきたいと思っております。

ケースの積み上げには、いろんな手法、考え方があろうと思います。それについても、ただコンサル任せということじゃなく、もう川口質問者がおっしゃるような、例えば福岡市はPFIで1回失敗をしております。しかしながら、今度給食センターは2カ所をPFI事業で、もう既に取り組んでおります。そういったことで、給食センターというのはPFI事業というのが馴染んでおるんだろうというふうな理解でおりますし、また全国でも35団体がそういったPFIということで既に給食センターを立ち上げ、運営をしているということでございますので、私は質問者の疑義については、十分払拭できるような材料をそろえましてご理解を深めていただき、この事業を進めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

今町長答弁されたんですが、それについてはまた後ほど反論します。

リスク分担で一番危惧されるのは、食中毒やアレルギー対応の問題で、事故が起こった場合です。幾ら業者とのリスク分担契約をしても、このアレルギー食とか食中毒の問題は、業者のリスクになってるんですね。関係者は、例えば食中毒にかかって危篤になったとか、アレルギーでお子さんがどうかこうかなったとかという関係者は、最終的には必ず町の責任を問うてくるものと私は思うんですね。その場合は、この事故は業者の責任ですよと言い切って拒否してしまいうことができませんかね。これは微妙な問題ですが、これは大事なことから、町長、答弁お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

先ほど関次長もお話ししましたとおり、アドバイザーの中で我が町が求める要求水準というのを決めてまいります。そういった中で、今ご質問の事項についてもきっちりとした内容を取り決めていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

じゃあ、わかりました。アドバイザーとよく検討していただき、町にどうなるかわかりませんが、きちんとした結論を出してもらいたいというふうに思います。

3番目に、第三者機関の問題に移ります。

総務省も2007年にP S Cの根拠と計算の妥当性、また何を持ってV F Mがやられているかを第三者にチェックできるように明らかにすることが必要だと指摘しているそうです。このV F Mは、私たちにはなかなか判断が付きにくい、難しい。私は、P F Iの有効性に関する一考察という論文をインターネットで入手しています。筆者である岸道雄氏、この人は立命館大学の政策科学科の教授ですね。この人の考察によると、次のように述べています。

地方自治体などが雇ったアドバイザーは、クライアント、顧客、粕屋町ですね、いけば。の要望を受けて、それを実現させる立場にあると。真に国民や地域住民にとって低廉で、より質の高い公共サービスを享受できるようにするためには、国や地方自治体の意図とは別に純粹に客観的にかつ中立的なP S C、さっきの表ですね。及びV F M、今から計算していくバリューフォアマナーのそこですね。精査を

行う監査的な役割を担う第三者機関による外部評価のプロセスを設定することが重要であると考えられると彼は言っています。粕屋町のこのPFI導入可能性調査報告書は、第三者機関とか、例えば役場の中の精査する機関があるんですかね。例えば、財政課とかなんか。そこの評価を受けているんですか、これは。教育長ですか、関次長ですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

導入可能性調査の結果は、受けておりません。第三者機関ですよ。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

総務省が2007年にそういう警告を出してるそうですけども、まだその域に達していないということですね。

コスト削減率及び割引率の問題に入ります。

PFI方式で一番わかりにくいVFMの算出をする際のコスト削減率、割引率の設定の問題です。総務省は、特別に2008年にPFI事業に関する政策評価、効果の把握と結果という資料を出しています。こういうものですね、インターネットで出しました。そして、コスト削減率の設定、公表状況があるんですが、そこで次のように述べています。

事業者の創意工夫が期待できるとして官が事業を行う場合の費用に一定のコスト削減率を乗じているが、コスト削減率をどのように設定するかによってVFMは大きく変化すると、次長、いいですね。このため、VFMの公表時において、コスト削減率やその設定根拠を明らかにすることがPFI方式を採用したことの妥当性を第三者が検証できるようにする観点から重要であると述べています。要するに、削減率の根拠を明らかにせよと、第三者にわかるように、私のような素人にもわかるように。

次に、割引率の設定及び公表状況では、官が実施する場合の費用、PSCとPFIのLCC、ライフサイクルコストか、それを比較するには長期国債利回りの過去の平均値などを用いた割引率で現在価値に換算する必要がある。これがまた難しいんですね、現在価値。割引率の違いによって、VFMは大きく変化する。このため、VFMの公表時において割引率及びその設定根拠を明らかにすることが、PFI方式を採用したことの妥当性を第三者が検証できるようにする観点から重要であると。総務省は、このように述べています。

わからないのは、この報告書の31ページを開いてください。

P F I、L C Cの運営人件費の全体の削減率が、田川さんも言いましたが、削減率は32%になってますね。これは、29ページの従来型の職員の3分の2の賃金で、従来型より品質の高い、しかも安全な給食をつくるという夢のような、私が考えるところ魔法のようなわざです。総務省が言っているように、第三者にわかるようになぜ削減率が32%になるか説明してください。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

ただいまのV F Mの削減率の根拠ということでございますが、人件費を除きましては過去のP F I事業、給食センターの事業の実績値を用いて15%で削減率を設定しております。人件費におきましては、現在の直営の公である人件費と、実際P F Iで給食センターを実施しておる平均の人件費を用いまして、結果32%の削減になっておるということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

実績値と言われても、何が実績値なのかはちょっとわかりませんし、そういうことを明確にしていくことが、総務省が求めているんじゃないでしょうか。普通の人には、実績値がどうのこうの言われたってわかりませんよ。やけえ、粕屋町において、どういふことだから32%削減してもいいんですよというのがないといけないんじゃないでしょうか、削減率は。もっと現実的なリアリズムの削減率でないといけないんじゃないでしょうか。

いいですか、次に移って。

さらに、調理員職10名については、もっとわからないですね。見てください、357万円ですよね。従来型で年額が717万円、P F I方式では357万円、半額以下です。削減率は50.2%。この給食センターで働く調理員は、従来型でもP F I方式でも、同程度の資格を持ち、同程度の質を持つ働き者の調理員だと、そのはずで。そうでなければ、従来型と同程度の、またそれ以上の安全、おいしい、質の高い給食はつくれないはずで。こういう状態では、調理部門に参入してくる業者は、今はやりのブラック企業に近いような企業じゃないかと、そういう心配すら思われてきます。削減率50.2%の根拠を示してください。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

調理員の人件費のご質問だろうと思います。

ここのPFIを導入した場合の調理員の人件費につきましては、コンサルほうで現在、給食事業をPFIで行っておる大手調理業者に全てアンケートで提出していただいて、その実績平均を持ってきております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

私はこういうことも考えるんですね、この357万円の俸給表を見ると。例えば、給食を午前中作りますよね、給食を作ります。そして、配送します。午後1時ぐらいになって、片づけてしまう。そしたら、この職員はどこか別の工場に行って会社の仕事をすると。そして、その会社の方からまた賃金もらうと。そういうことを推定するんです、これね、この中身は。そしたら、どんなふうになるのかな。何か、そういうことすら考えてしまう給料の体系です。

さて、あと数分しかないので、最後にさっき言いました町長の意見について反論したいと思います。

この人は、会計検査院の会計検査研究というところに論文を発表しています。だから、会計検査院というのは相当厳しいとこなんでしょう。私は直接会ってないからわからないんですが。そこに採用された論文です。女性の人で下野恵子さんというオックスフォード大学高齢化研究所におられた方だそうです。それと、名古屋市立大学経済学部の研究員で、愛知県の職員だそうです。前野さんという方と共同論文です。まとめとして、最後に述べてるんですが、読んでみます。

日本では、PFIが公費節減の切り札のように言われるが、Bennett and loss a、これはイギリスの論文か何かでしょうね、が指摘しているように、従来方式が望ましい場合もあると。イギリスにおけるPFIの成功例は刑務所であり、失敗例は学校や病院であると。前者は、管理運営を考慮した見通しのよい建物を設計、建築することにより、少ない刑務官で対応できる費用削減が図られた。一方、管理運営でのうまみの少ない学校や病院の場合、学校給食もこれに匹敵するのかな。PFIで建設された学校や病院の質は低く、管理、維持費も高くなっているという結果が出ていると。そして、下の方にこういうふうに言ってるんですね。事業者が主に建設費の圧縮により経費削減を図ろうとしている点であり、PFI事業で提出される書類について発注者は内容を十分に把握し、適切に評価する能力を持つことであると。それと同時に、事業者の経費削減努力が建設費の圧縮に向かいがちであることを認識した上で、要するに建設費を安くすることに努力を払うちゅうことで

すね。必要な強度の確保の手抜きがないことなど、設計段階から完成までの間を通して、十分な検査体制が必要であるというふうにこのPFIに対する忠告を述べています。

私は、まだこのPFI方式の事業について、いろいろとわからないことが多くあります。私は、若い頃は青年団の活動していましたし、社会教育には大きな関心があります。区長をしていたころから、8月に社会教育研究全国集会が開かれてるから来ないか誘いがあり、ここ数年参加しています。関東のほうでは、PFI方式を利用した社会教育施設を建て、教育の専門家のいない社会教育施設ばかりになってしまっていると参加者は嘆いていました。財政の効率化のみを追求すると、人の存在を忘れてしまいます。最後に、町当局にPFI方式の給食センターの建て替えには利はない、再検討をしていただきたいということを述べまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上。

(2番 川口 晃君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

1番木村優子議員。

(1番 木村優子君 登壇)

◎1番（木村優子君）

議席番号1番木村優子です。通告書に従って質問いたします。

ITの便益を最大限に活用するとともに、行政の簡素効率化と行政サービスの質的な向上を同時に実現する有効な手法として期待されているのが、国の施策である電子自治体の構築であります。ノンストップ、ワンストップの行政サービスに向けた総合窓口が我が町でも平成20年7月より着手されました。国の健康医療戦略の中にも健康医療分野におけるICTの利活用の推進があります。

そこで、国民健康保険の医療費適正化に向けて、順次質問をいたしたいと思えます。

まず、1番目に、粕屋町における国民健康保険被保険者の数と国民健康保険特別会計の状況について質問いたします。町長お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

国民健康保険の問題でございますけども、これは今国が県単位ぐらいで一元化しようという方向で進んでおります。いろいろな中の問題のご質問でございますので、住民福祉部長のほうからお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

木村議員のご質問にお答えいたします。

ご質問いただきました国民健康保険費の適正化について、まず1つ目の粕屋町における国民健康保険被保険者数及び国民健康保険特別会計の状況はでございますが、平成24年度の被保険者数、これは24年度の平均ということでございます。5,062世帯、9,094人でございます。また、国民健康保険特別会計状況につきましては、平成24年度末現在で約2億3,000万円の累積赤字となっております。税収は、年々若干の伸びはあるものの、所得の減少等から今後の大幅な税収増加の期待は薄く、社会情勢等から税率改正も難しい、大変厳しい財政状況でございます。そのため、今回の平成25年度国民健康保険特別会計補正予算案におきまして、赤字補填のため一般会計より1億1,000万円の繰り入れを提案させていただいております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

現状についてお聞きをいたしました。粕屋町の国民健康保険特別会計は、赤字決算が続き、前年度までの歳入不足分を繰上充用しているが、年々繰上充用額が増加しており、医療費の増加などとともに歳出額全体が伸びる一因ともなっております。また、平成24年度の被保険者数、国民健康保険加入者世帯数は減少しているが、1人当たりの医療費が増加したことにより、総医療費が増加することとなっているとの意見が歳入歳出決算審査意見書にもありました。

以上を踏まえて、次の質問をいたします。

2番目、我が町におけるレセプト点検と、その活用状況をお聞きいたします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

我が町におけるレセプト点検と活用についてでございますが、レセプト点検は、職員及び医科、歯科の専門レセプト点検員により資格のレセプト点検、不正請求、第三者行為、内容点検等を行っております。また、平成20年度よりレセプトの電子化に伴い、福岡県国保連合会のレセプト管理システムを利用いたしまして、従来の紙レセプトのときと比較して、レセプトの並びかえがなくなったことや縦覧点検、突合点検が容易になっております。ちなみに、平成24年度レセプト点検効果額は約

1,940万円となっております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

活用の状況を踏まえてお聞きをいたしました。

国が平成24年度の目標を30%に設定したジェネリック薬品の使用促進であります
が、3番目の質問、我が町でも取り組んでおりますジェネリック薬品の使用推進状
況について問います。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

使用状況でございますが、平成24年度から国保連合会に委託し、ジェネリック医
薬品差額通知の送付を実施し、ジェネリック医薬品普及率が27.4%から32.1%に増
加し、国の目標、平成24年度末までに数量シェア30%以上にするを達成しておりま
す。平成24年度のジェネリック医薬品差額通知による削減効果といたしましては、
約150万円となっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

同じく、審査意見書の中にも特定健診の受診率や特定保健指導の実施率を上げ、
早期発見、早期治療での将来的な医療費の節減、ジェネリック医薬品の普及促進に
努めるなど、医療費適正化を推進することで支出の抑制を図り、国保財政の健全化
を願うものであるともありました。

ここで、医療費の適正化に向けて、レセプト点検の充実、効率化を契機として、
広島県呉市でレセプトの電子化を導入、レセプトデータベースシステムの成果を紹介
しつつ、話を進めてまいります。

このシステムの活用推進することで、被保険者にとっては負担の軽減や健康寿命
の延伸、国保保険者にとっても医療費の節減につながるというメリットがあるそう
です。短期で効果のある施策として、ジェネリック医薬品の使用促進通知、これは
先ほどお伺いいたしました。我が町でも行っておりますが、職員の手間をかける
ことなく、システムによって通知書が発行されます。その通知書の中には、ジェネ
リック医薬品に変更した場合、被保険者の負担が幾ら安くなりますよとわかりやす
く記載されており、薬品名及びその単価、軽減できる金額も具体的に記載されてい

るというものです。呉市の国保被保険者数は約5万5,000人。粕屋町は、今お答えいただきましたが約9,000人で、呉市の約6分の1ということになります。それを踏まえて考えていただけるといいかと思いますが、呉市で5年間ジェネリック医薬品の使用促進通知の効果だけで4億1,800万円あったそうです。そして、通知した人の80%がジェネリックに切りかえているということです。また、中・長期で適正を図る施策として、訪問指導、重症化予防など、各種保健事業を展開。医療費の伸びが大きく、医療費が高額な疾病への対策をデータベースから行うそうです。糖尿病性腎症が重症化し人工透析に移行すると、1人当たりの年間平均医療費は約500万円かかります。糖尿病の危険因子や腎機能障害が進行している人を早期に把握し、生活習慣病の危険因子の重複化や疾病の重症化を予防することが必要であります。また、重複、頻回受診者、生活習慣病放置者等への適正受診に向けた訪問指導、特定健診データとレセプト情報との参照による受診勧奨、併用禁忌回避医薬品処方情報の提供など、レセプト分析により各事業のPDCAサイクル、計画、行動、評価、改善が可能になります。

ここで、最後の質問です。

4番目、粕屋町における電子化に向けての取り組みについてどうお考えか、お聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

粕屋町では、平成22年度から24年度までの3年間、生活習慣病の発症予防や重症化対策についての支援対策の構築を目的とする国保ヘルスアップ事業に取り組みました。ヘルスアップ事業では、特定健診結果、医科レセプト、人工透析情報、介護保険認定情報などのデータを分析し、必要な方への保健指導を行うというものでしたが、分析等において各情報の連携がなされていないため、集計に労力を費やす結果となりました。現在、健診、医療、介護などに関する情報を総合的に活用することにより、保健事業等の支援を推進することを目的とした国保データベースシステムを国保中央会、国保連合会において構築しているところです。このシステムが構築されることにより、地域の状況把握、重点課題の抽出、対策、効果の確認等を行うことができ、よりの確な保健事業を行うことができるようになる予定でございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

呉市での医療の電子化、取り組みについて知ったときに、私は医療費の適正化についても衝撃を受けましたが、何より被保険者の健康をも守っていけることに感動をいたしました。特に、重症化予防についてです。私は、看護師時代に透析を受ける患者さんの看護も行ってまいりました。そして、何より父を腎不全で亡くし、透析のつらさ、支える家族の大変さも経験いたしております。レセプトデータベースシステムの成果が被保険者にとっても、また国保保険者にとってもメリットが大きいこと、また厚生労働省の予防、健康管理の推進や医療情報の電子化、利活用の促進等により国民の健康寿命が延伸する社会の構築を目指すことへの予算概算要求がなされていることも踏まえ、我が町でも導入できたらと考え、今回質問させていただきました。

以上で私の質問を終わります。

(1番 木村優子君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

これにて予定しておりました一般質問を終了いたします。

お越しいただいております傍聴者の皆様にお知らせとお願いをいたします。

皆さん、今日はそれぞれにご用件があったにもかかわらず、ご出席いただきましてまことにありがとうございました。今議会は一般質問者が10名になりましたので、議会運営委員会の審議に基づき、本日は5名をもって終了いたします。なお、残り5名の質問者につきましては、明日行います。時間の都合がつかますれば、明日もご出席いただきますようによろしく願いいたします。ありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後2時25分)

平成25年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成25年9月10日（火）

平成25年第3回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成25年9月10日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

6番	議席番号	9番	久我純治	議員
7番	議席番号	10番	因辰美	議員
8番	議席番号	6番	小池弘基	議員
9番	議席番号	5番	福永善之	議員
10番	議席番号	12番	山脇秀隆	議員

2. 出席議員（16名）

1番	木村優子	9番	久我純治
2番	川口晃	10番	因辰美
3番	安河内勇臣	11番	本田芳枝
4番	太田健策	12番	山脇秀隆
5番	福永善之	13番	八尋源治
6番	小池弘基	14番	安河内利明
7番	田川正治	15番	伊藤正
8番	長義晴	16番	進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信 ミキシング 古賀博文

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	因清範	副町長	箱田彰
教育長	大塚豊	総務部長	八尋悟郎
住民福祉部長	水上尚子	都市政策部長	野中清人
教育委員会次長	関博夫	総務課長	安河内強士

経営政策課長	山 本 浩	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
税 務 課 長	石 山 裕	収 納 課 長	瓜 生 俊 二
学校教育課長	八 尋 哲 男	社会教育課長	中小原 浩 臣
給食センター所長	城 戸 和 子	健康づくり課長	大 石 進
介護福祉課長	吉 原 郁 子	総合窓口課長	今 泉 真 次
子ども未来課長	安河内 涉	環境生活課長	因 光 臣
都市整備課長	吉 武 信 一	地域振興課長	安 松 茂 久
上下水道課長	山 野 勝 寛		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

それでは、ただいまから昨日に引き続き一般質問を行います。

それでは、通告順に質問を許します。

9番久我純治議員。

(9番 久我純治君 登壇)

◎9番（久我純治君）

おはようございます。

議席番号9番久我純治、通告書に従いまして質問します。

1問目、いつまで続く水没する道路、あふれる水路について。

2問目、ナイター設備の活用でスポーツの強化を。

3問目、公共トイレの洋式は暖房便座への3問を質問させていただきます。

1問目のいつまで続く水没する道路、あふれる水路について。

ここ数年、慢性化している水没する道路やあふれる水路、このままでは何か事故が起きると、天災でなく人災となりかねません。何度か質問したのですが、その後の対応が進んでいなく、わかりません。8月30日、国の気象庁は、豪雨などの重大な災害が起こるおそれがある、また高まった場合発表する特別警報の運用を始めました。大雨、暴風、高潮、津波、大雪、暴風雪の6種を新設し、それぞれの地域で、数十年に一度の現象を基準に、市町村ごと単位で発表するとあり、今ここに私が言いたい場所は長者原下区の公民館の水路です。ここ数年、水路はあふれ、道は水没して、緊急避難場所となっている公民館には30センチほど水没して利用できません。行政としてもご承知と思いますが、私自身、近所の人たちによく聞かれます。いつ工事して公民館を安全に使えるようになるのかと。今、日本中いつ大雨になるか、自然は場所を選びません。恐ろしいものです。もし、このまま事故が起きれば、天災でなく、人災として問われるのではないのでしょうか。あの近所には小さな子どもがたくさんいます。そして、水路に入って遊んでいます。よく注意するのですが、そのときはいいのですが、また水路で遊んでいます。もし事故が起きれば、行政の責任を問われかねるかもしれません。一日も早い対応をとと思いますが、行政としての今後の対応や考えをあったら教えてください。町長、よろしくお願

します。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

部分的な箇所の問題でございますので、所管しております都市政策部長からご回答申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

都市政策部長の野中です。

それでは、久我議員のご質問にお答えをいたします。

近年のゲリラ豪雨は、住宅や公共施設の浸水、道路の冠水による交通の遮断など、住民生活に大きな影響を与えております。先月末の台風15号と秋雨前線によります3日間の雨量は約250ミリにも達して、最大時間雨量においても61.5ミリと、現在下水道課が進めております浸水対策事業の基準目標の5年確率雨量、これは52.2ミリという設定をしておりますが、これをも大きく上回っております。

お尋ねの長者原下区公民館は、災害時の避難所となっているにもかかわらず、公民館周辺は水害時の道路冠水の常習の地帯となっておるのが現状でございます。水害対策につきましては、直接隣接はしておりませんが、平成22年度より、浸水対策事業として、役場の駐車場、粕屋フォーラムの駐車場の地下に雨水調整池を施工し、また阿恵大池公園内にも農業用のため池とあわせて水害対策を兼ねた雨水調整池を建設をしております。平成22年度には、下区公民館の水路と内橋長者原線の歩道下にあります水路の合流部をスムーズにするためにバイパスの工事も施工しております。また現在、公民館前を水道管の布設がえ工事を行っておりまして、これにあわせまして宅地側の小さなU字溝を大きな側溝に布設がえをする工事を現在業者に発注もしております。

今後の対策としましては、まずは集中豪雨が予測される前に、管理をしてあります耕作者、これは板による堰が幾つか設置される場所がございますので、早目の板堰の取り外しのお願いをしながら、また板堰を機械的に操作ができるような堰に改良することも検討いたしてまいります。また、水路の流れと直角方向に対しまして現在コンクリート製の切りばりが数カ所を設置しておりまして、これが水路の流れを阻害しているところがございます。この件につきましても、撤去及び改造を計画しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

水路に問題があるのは十分と承知しております。下流のクランク状になっているところもわかっております。また、県道原町伊賀線の今現在笹山パンのある前の県道を横断している水路にも問題があると聞いております。JRの線路側から流れる水道の大きさと県道を横断する管の大きさが違うのが原因の一つだともわかっておりますが、時がたつばかりで何も変わりませんでした。事故があつてからは遅い、大雨で水没する道の近所の人には改善を求めています。今、災害がいつ起こるかかわからないのが現状ではないでしょうか。下区の公民館ですが、道が水没して利用できないのは困ります。現状はわかっているはずですから対応してほしいのですが、今お聞きしてわかりましたが、いろんな対応をしていただけるのは結構ですが、まだ水路狭く、ましてあの水路がある限り、事故がいつあるかもわかりません。このままだと、いつ事故があつてもおかしくない状況です。一日も早く安全な水路、または道路、災害時で安心して公民館が使えるようにしてほしいものです。県の方とも話し合ってみたらどうでしょうか。人命にかかわることです。対処してほしい。昔からのことわざで、転ばぬ先のつえと言いますが、道幅も狭く、道は通るとよけるのがやっとなです。水路とともに歩道の整備の方もできないものでしょうか。長年の近所の人のお考えです。再度お聞きしますが、何か一日も早くできないものでしょうか。もう一度お尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

まず、県道下の暗渠ですが、確かに何回か確認をいたしました。断面が上下に対して、上下流に対しまして小さいようでございます。これは県道下でございしますので、県と協議をいたします。

また、公民館へ向かいますというか、公民館の道路挟んだ水路の上に歩道をとという計画が以前からございました。これにつきましては、関係されます農区の方、そして地域の行政にかかわってある区長さんなりとの協議がされてきて、なかなかそこに問題としては浚渫ができないとか、堰の管理がふたがかぶってしまえばなかなか操作がしづらいつつという理由もございまして、全員を挙げて賛成だというような声だとはちょっと聞こえておりません。その辺が、農区と行政区が一緒になって意見が整えば、ぜひ行政区長さんからの要望書を出していただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

今は何でも訴えるということありますよね。もしこれで事故があった場合には、農政区または行政区というものが責任とれって言われた場合、どんなふうになるんですかね。もう一度、お聞きします。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

そうですね、水害によります責任の所在というのは、なかなか難しいものがございますけど、これだけ地域から長年要望されていたところに対して町が何らかの対策をしないということは、当然町のほうの早い対策が必要だということを含めて責任を感じたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

一日も早く対応をよろしくお願いします。

そして、2問目、ナイター設備の活用でスポーツの強化について。

国も粕屋町も一人一人が何かのスポーツをと推進しております。ナイター設備の増設と利用方法また活用についてお尋ねします。

平成25年度の粕屋町教育行政の目標と主要施設の施策の中に、4番目に、文化芸術活動と生涯体育の推進のために、1つ、文化財保護の強化と芸術文化の振興にスポーツレクリエーションの振興の2つが掲げてあります。また、主な取り組みの中で、健やかな体の育成とあり、その中で、学校安全や食に関する指導及び体育、スポーツ活動の充実を図り、子供の体力向上や運動習慣の育成を推進しますとあります。そこに、1として、体力向上プランに基づく体力向上の推進、2つ目、県教委主幹事業の活用で福岡県子どもの体力向上広場のサイトの積極的活用を進め、スポコン広場や体力アップシートを利用した体力向上のための継続的取り組みを推進するとあります。また、各校の体力向上プラン、1校1取り組みで位置づけ、学校の実態に応じた特徴的な取り組みを実施するとあります。教育委員会の方もいろいろと考えてあると思いますが、現在の町内のナイター照明のある施設の利用方法また場所、有料なのか、その現状をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

久我議員のご質問にお答えいたします。

23年度にスポーツ基本法ができて、スポーツを通して幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとして書いてありますし、先日も2020年に東京オリンピック大会が決まりましたので、これはもう教育委員会にとりましても、子どもたちにとりましても夢と希望となる、本当に教育委員会の一人として大変うれしく思っているところでございます。

ただいま久我議員がこれを機会にスポーツの強化をとということでございまして、教育委員会の施策の中にも書いてございますが、ナイター設備については社会教育課長が管理しておりますので、課長のほうで答弁させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

中小原社会教育課長。

◎社会教育課長（中小原浩臣君）

久我議員へのご質問にお答えいたします。国も町も一人一人が何らかのスポーツをと推進しているナイター設備増設と使用方法について伺います、というご質問でございますが、粕屋町の社会体育団体へのナイター施設の開放につきましては、駕与丁公園グラウンドと粕屋東中学校グラウンドの2カ所を一般に解放いたしております。現在の利用状況につきましては、駕与丁公園グラウンドにつきましては、野球、ソフトボール等、大変利用頻度が多く、多くの町民に利用いただいております。粕屋東中学校ナイターにつきましては、サッカー、ソフトボール等に開放いたしておりますが、平均いたしまして約3分の1弱の利用にとどまっております。駕与丁公園グラウンドに比べますと、利用は多くない、現在の状況でございます。現在の利用状況を考えますと、駕与丁公園グラウンド及び東中学校グラウンドの2カ所のナイター設備で十分に対応できると考えておりますが、今後はどちらの施設も利用団体が増えるように努めていきたいというふうに思っております。

続いて、施設の利用方法ということですが、粕屋町の社会体育施設を利用する場合につきましては、必ず社会体育団体登録をしていただいている団体だけに貸し出しを行っており、毎月1回、グラウンド抽選会を行いまして、各施設の1カ月間のグラウンドの予約を行っております。また、行政区等が行う体育行事等につきましては、事前に利用の日程等を伺いまして、優先的に抽せん会の前に貸し出し予約を行っている状況でございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎ 9 番（久我純治君）

私、有料かどうかも聞いたんですが。

◎ 議長（進藤啓一君）

中小原社会教育課長。

◎ 社会教育課長（中小原浩臣君）

駕与丁公園グラウンドナイターにつきましては、1 時間ナイター料にしまして 2,400 円、東中学校につきましては 1 時間 1,600 円の利用料金をいただいております。

以上です。

◎ 議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎ 9 番（久我純治君）

今のナイター設備 2 カ所で聞いたんですが、今、中央小学校にありますよね。あれはどうして使えないんですか。

◎ 議長（進藤啓一君）

中小原社会教育課長。

◎ 社会教育課長（中小原浩臣君）

中央小学校のナイターにつきましては、現在粕屋町の小・中学校のグラウンドにつきましては、先ほど申しました東中のグラウンドと中央小学校の 2 校に今ナイター設備があるんですが、中央小学校のナイター設備につきましては、以前粕屋中学校の時代の時についておったナイターがそのまま、今現在も一部だけを残して設置されているという状況でございます。現在につきましては、地域の祭りやあとは消防の訓練等の単発的な行事のみに開放いたしております。定期的な、今、久我議員が言われたのはジュニアの関係だと思っておりますが、ジュニア団体へのナイターの使用につきましては、子どもたちの防犯上の関係や近隣の住宅の明かりですね、それから音、それから施設そのものの設備等の問題等がございますので、今現在は定期的な中央小学校のナイターにつきましては開放いたしておりません。

以上でございます。

◎ 議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎ 9 番（久我純治君）

せっかく造ってあるナイター設備ですよ。結局、3 分の 1 しか使ってないというふうなこの粕屋中学校、東中の方に行っておりますけど、借り方を知らん人が多いんじゃないですかね。まず、社会体育団体へ登録せないかんということもわからっ

しゃれん。まず、その利用道を知らんから結局使えない。今言ったように、中央小学校、以前使ってありましたよね。夕方7時ぐらいまで使って、その近所の人そんな文句言うことないと思うんですよ。そしたら、スポーツ公園なんか、まだ遅くまでやってますよね。それこそもう隣接する家庭いっぱいありますけど、あれをしたら将来は今のままでずっとそのまま地域のあれとか消防団だけに使うんですか、お尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

中小原社会教育課長。

◎社会教育課長（中小原浩臣君）

今現在につきましては、先ほどの繰り返しになりますけども、その単発的な地域の行事とか、消防の利用についてでございます。東中学校、先ほど申しましたように、いろいろな問題等がございますので、それから使用の規則等あたりも今現在中央小にはございませんので、そういった等を含めて、利用についての今後検討はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

粕屋町は、人口の割にスポーツ公園や球場みたいなものが少ないと思います。しかし、新たに球場などをつくる広さ、またすごくお金がかかると思います。幸いに、町内ではさっき言った小学校が4校、中学校が2校あります。その運動場を活用することはできないものでしょうか。また、使用する側の受益者負担でいいと思います。私ごとですが、サンレイクかすやの音楽室を使っていますが、年間約30万ほど払っております。今ある運動場に2基のナイター設備をしたらと思います。明るさも十分だと思います。照明器具、中央小学校規模では幾らかかるのでしょうか。ちょっとお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

中小原社会教育課長。

◎社会教育課長（中小原浩臣君）

中央小にナイターを設置したら幾らかかるというご質問でございますが、ちょっと調査しておりませんので、今後調査いたしまして金額を明確にしたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

確かに、いつも町は言うんですよ。お金がかかるからやめるとか、故障しとるから取りやめるとか言いますが、子どもは将来の粕屋の宝です。まして今度オリンピックが7年後に決まりますが、その中にやはり粕屋町から出るかもしれません。そんな中、子どもたちが自由に使えるような、せっかくあるナイター設備です。ぜひ使えるようにして、そしてまたこの町挙げてスポーツに取り組んでほしい。私はそんな願いです。先ほど規定がないようなこと言われましたけど、今までは規定なくずっと使わせてあったと思うんですよね。そして、そのほかのところは3分の1ぐらいしか使いよらんからとって、そこの場にさっと行かれるもんやったらいいですけど、実際クラブ活動やらやってる方は、そこでずっとやってきて、夕方も7時まで終わるんですよって。それがどんなふうにもその近所の人から文句が出ようか私わかりませんが、どんなふうにも今まで苦情が出とることがあるかどうかをひとつお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

中小原社会教育課長。

◎社会教育課長（中小原浩臣君）

私自身も直接ナイター設備についての苦情というのは聞いておりませんが、騒音あたりは、近く民家がございますので、朝うるさいとか、夜やかましいとかという苦情が出ておるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

今、朝うるさいと言われたけど、朝じゃない、私はナイターのほうです。夕方7時ぐらいというたら、6時までが粕屋町の下校というか、家に帰りましようっちゅう放送ありますよね。クラブは7時ぐらい全部やめてますよね。それでもうるさいというようなことを私聞いたことないんですよ。なぜ使わせんとかいというぐらいよく聞きますけど。だからもったいないと思うんですけど。どんなふうですか。

◎議長（進藤啓一君）

中小原社会教育課長。

◎社会教育課長（中小原浩臣君）

今、久我議員の方から、周りの方からなぜ使わせないかということで、いろいろ聞かれておられるということですので、先ほど申しました諸々の問題等があります

ので、そこら辺よく調査しながら、今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

要するに今ある設備ですから十分活用されるような方法をぜひとって、一部の人がだけじゃなかった、結局わからんから使えないんです、あれは。だから、何でも使える人の身になってやってください。そして、今後とも子どもたちの青少年健全育成のためにも、スポーツは大事ですから、ぜひナイター設備もすぐ利用されるように考えてください。

3問目に移ります。

公共用トイレ、洋式は暖房便座へ。

町内の下水道化も進み、水洗便所が今ウォシュレットの時代、我が町も高齢者も増え、特に女性トイレは冬は大変です。暖房便座への計画を問います。

町の公共場所といえば、今回はフォーラム、かすやドームやサンレイクかすや、福祉センターについて話します。

水洗便所の洋式は、フォーラムが6カ所、福祉センターが16カ所、かすやドーム11カ所、サンレイクかすや31カ所の合計64カ所あります。その中に暖房便座がついているところは、ドーム、男子用1カ所、女子用2カ所だけです。なぜか、ドームの障害者の3カ所は暖房便座ではありません。ドームの人に聞いたのですが、なぜかわからないということです。

今、日本中で水洗トイレが進み、陶器メーカーのTOTOの調査で、2013年3月現在で、水洗便所の浄化槽を含んで、数字は91%だそうです。その中、約74%がウォシュレットだそうです。粕屋町も下水道につながった場所は93.4%になっているということです。公共の場所は、私の考えではサービス業だと思っております。受益者負担で使用料も払っているところもあり、全部とは言いませんが、そんなとき町内のトイレ、昔からの水洗便所です。便座のところだけでも変更できる場所があれば替えてほしい。寒い冬、冷たい便座どうにかならないものでしょうか。便所は、人間一番落ち着くところとも言います。行政としての考えをお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

久我議員のトイレについてのご質問にお答えしたいと思います。

時代も変わりました、大変豊かになり、暖房、洗浄の時代になってまいりました。町内も高齢者が多くなり、特に女性トイレは、久我議員がおっしゃるとおり、冬場は大変だろうと思います。町内の現状を調べて確認させていただいたんですが、かすやドームにつきましては、和式が16台、洋式が19台、そのうち暖房機能がついておりますのは15台、ちょっと数が違ったと思いますが、便座の右側に丸いスイッチがあります。これをこうしたらヒーターがつくようになって、これが15台ドームにあります。それから、サンレイクにつきましては、和式が13台、洋式トイレが33台ですが、そのうち暖房がついているのは、おっしゃるとおり2台でございます。それから、粕屋フォーラムにつきましては、和式7台、洋式が9台ありますが、暖房便座は現在ありません。ご指摘のとおりでございます。ドームにつきましては、もう開設当時から、暖房装置がついておったということで、シャワーも暖房になってますが、サンレイクのほう、それからフォーラムのほうがありませんので、今後前向きに検討してまいりたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

さっきの数は、私直接行って、ドームのほうで聞いた数なんですよね。それで、私が間違ってたら済みませんでした。

これは、9月4日付の西日本新聞の記事ですが、佐賀県は県内の飲食店や宿泊施設、社会福祉施設、不特定多数の人たちが利用する民間施設を対象に、洋式トイレの設備費を補助すると発表した。2015年までの3年間で、2,000台から2,500台を整備する方針で、5億8,000万円を盛り込んだ提案、予算案を定例会議会に提出するとあります。本日、提出あるそうです。

公共の場所では、粕屋町はこの数字でいくと、さっきのちょっと違いますが、一応私のほうでは64台と考えております。型式によっては便座だけで取りかえることもできるかもしれません。考えを変えて、64台を取りかえていいと思います。また、水の問題が再生水と聞いておりますが、そのことも承知しております。佐賀県は2台で、最大120万円の補助を出すとありますが、そうだけではなく、粕屋町は既に水洗便所がついております。今、教育長がおっしゃったように、前向きで考えておられるということで安心してありますが、ぜひ一日も早い、今言うように水洗便所が一番落ち着く、便所自体が落ち着く場所と思うんですよ、人間。そして、やっぱり考える場所であると思うんですよ。そして、サンレイクにしる、ドームにしる、フォーラムにしる、今は県外からもたくさん来てありますよね。やっぱりおしりの温かいのは思いやりと思うんですよ。ですから、冬、冷たい便器に座らせんで

いいように、ぜひ一日も早い設置をよろしく願いして、私の質問を終わらせてもらいます。どうもありがとうございました。

(9番 久我純治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

10番因辰美議員。

(10番 因 辰美君 登壇)

◎10番（因 辰美君）

おはようございます。

10番因辰美でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今回も当初予算について質問をさせていただきたいと思います。以前は、内容がなかなか理解できませんでしたので、9月議会でやはりこういった提案はするものであると思いながら、今回提案をさせていただきたいと思います。

前回、予算の策定方法や調整方法の説明を求め、回答をしていただきました。その中で、昔ながらの積み上げ予算編成の手法では、無駄は省けないし、職員の意識向上にもつながらないと指摘しましたが、質問と答弁がかみ合わず、自分たちは何ら間違ったことはやっていないというような答弁に聞こえました。現在の状況が昔のように右肩上がりの時であるならば、何も指摘する必要はありません。しかし、粕屋町の財政も以前とは違い、公債費が行政運営を圧迫しています。これからますます財政が厳しくなる中、昔ながらの手法を続けていいのだろうかと疑問を持っています。

そこで、箱田副町長にお尋ねします。

現在の予算編成の手法をどのように思われていますか。また、ゼロベース予算の手法をどのように考えられておられますか。お考えをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

ご質問にお答えいたします。

昨年12月議会でお答えした内容について、これは粕屋町予算編成方針をご説明しておりますが、基本的には変わりません。ただ、今年度の予算、今年度といえますか、平成25年度の当初予算編成に際しましては、マスタープラン、粕屋町総合計画のその基本体系に沿った施策を実現するという大きな理念のもとに、基本構想に基づいた基本計画、に基づいた実施計画を立てて事務事業を実施しております。さらに、予算編成の前には、町長の方から、予算編成方針を事前に幹部並びに職員一人一人に説明会を開いて説明し、新年度の重点施策を職員一人一人が理解できるよう

に浸透させながら編成を行っています。また、さらに事業ごとに予算編成を粕屋町は行っておりますので、この事業別予算を中心に編成を行っております。限られた財源の中で、将来を展望した財政の健全化に努めるという大きな理念で、平成25年度の当初予算の編成からは、既存の事務事業の見直しを図り、財源を確保していくという、ペイ・アズ・ユー・ゴー、これは当初予算の編成方針のときに申し上げましたが、この原則によって編成をしております。なお、前年から、行政評価の手法を取り入れております。これはPDC Aサイクル、マネジメントサイクルによりまして、連動する行政運営に取り組んでおります。その中で行いますチェックする段階におきましては、それぞれの業務に対して指標を設け、どの程度の効果を生み出したのか、事業の進行管理を行っております。また、行政評価におけます改善や見直しが次の予算編成につながるように、コストの分析を行い、事業ごとの費用を算出し、職員への費用対効果の意識向上へと結びつけております。ただ、この取り組みにつきましてはまだ初期段階でございますので、システムの修正等も行いながら、今後立派な形になるように実施するように計画をしております。

以上でございます。

◎10番（因 辰美君）

ゼロベース。

◎副町長（箱田 彰君）

言い忘れておりました。ゼロベース予算、これは全ての予算をゼロに戻してするということですが、粕屋町の予算編成はゼロスタート予算と、ちょっと名称が聞きなれないかと思えますけども、漫然と昨年の額を上げるのではなく、例を申し上げますと、例えば旅費の1万円につきましては、職員が何回県庁に行ったかの積算を積み上げさせて、それを事務査定を行って集計するというやり方で、ゼロからのスタートの予算を行っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

今の町長の指針が一人一人に説明されているといった中で、今初期段階ですが、非常にいい取り組みをされているような気がいたします。しかし、今からが始まりだということで、ぜひ期待をしたいと思えますけれども、これはやはり職員に統一することは非常に難しいと思えます。長野県あたりでも、ゼロベース予算、本当にですね、やられてますけども、ものすごい職員の研修が必要だったということを聞いております。ですから、一人一人が認識するまでには、ものすごくやはり研修会

等を開いてやっていかないと、なかなかこのゼロスタートの予算というのは、ものすごく難しいものがあります。それと、やはりこれは私は、当初平成17年から、財政が悪化するからこのような勉強会を開かれたらどうか、ということで提案をしてまいりましたが、なかなか長年の慣例を変えるのはとても難しいようです。課長あたりも皆さん大分若くなりましたから、今までの長年の予算編成はやはり1回頭に別に置いて、新規に、本当に苦しい時の予算編成を取り組んでいただきたいと思います。時代が今や求めている事業は、途中であっても見直さなければなりません。毎年、事業をゼロから見直せば、中止を執行することが非常に容易にできるという方法でもあります。ですから、各事業も一生懸命に取り組まないと予算が途絶えることになり、常に緊張感を持った事業になるというようなやり方を行っていただきたいと思っております。

以前、前経営政策課長あたりが、この評価シートを活用し、変えていきますということで一生懸命になっておられました。そういった中で、以前予算審議の中でこのような回答があったわけですね。商工会の補助金はいつも850万円ですが、根拠は何ですかと尋ねました。私は活動内容を説明し、850万円が適正だと判断していますという回答を期待していたわけです。しかし、その回答は、毎年850万円ですから同額ですと答えられました。ですから、担当課長が中身を精査しないで、慣例で予算を組むからこのような発言になるわけです。前経営政策課長は、ゼロベースで職員の意識を変えないと役場は倒産しますね。今回からゼロベースに変えたいと思いますと話されていました。せっかく前向きな理解者があらわれたと喜んでいましたところ、残念ながら志半ばで退職されてしまいました。ものすごい圧力があつたのかもしれない。とても残念でなりません。

きのうの一般質問で、補助金の算出規定がないと答弁されましたが、これは事実でしょうか。・・・委員会はありますか。前課長が、投げ渡し、いわゆるばらまきの補助金ではだめだと、今まで規定がなかったので早急に規定をつくらなくてはいけないと一生懸命に頑張って規定をつくられていたと思うのですが、その後の経過はどうになりましたか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

規定は一部ある部分はありますけども、全般的にはございません。しかしながら、今質問者がおっしゃったように、補助金の適正化、これにつきましては今年度行財政改革、これは外部委員会を設置して、そこでいろいろな審議、資料、いろいろな外部の情報も含めて、外部の委員の方にご審議いただいて答申をいただくという

予定にしております。したがって、今年度からおくればせながら取り組むというふうを考えております。ご理解をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

続いては、地域を明るくしようと、コスモスや菜の花を栽培しています。この活動に行政も賛同し、補助金を出していただいております。ちゃんと補助金申請書があり、目的や活動内容、経費など審査されています。YOSAKOIを擁護するわけではありませんが、昨日やり玉に上がりましたのでちょっとお答えしますが、これはまちづくり補助金であり、昨日答えられた社会教育課の補助金ではちょっと違うのではないかと私は思っております。ですから、同じ補助金でも、担当課が違う、そこでYOSAKOIもちゃんと目的や活動内容、経費など申請して審査されていると思うのですが、担当課長の答弁願います。

◎議長（進藤啓一君）

安川協働まちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（安川喜代昭君）

YOSAKOIのほうは、協働のまちづくり課で担当をいたしております。350万円、現実的には本祭用に300万円、それからPR用に50万円ということで、合計の350万円を出させていただいております。YOSAKOIにつきましても、まちづくり活動団体という形で認識をさせていただきまして補助金を出させていただいておりますが、25年度、本年度につきましてもイベント補助という形で出させていただいております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

昨日、規定があるのかないのかということで議論がありました。これは、私たちもまちづくり活動団体に出しておりますけども、そして審査委員会がある。そこにかけてから、ちゃんときちんと精査しなくちゃいけないという、常に言われております。YOSAKOIもそうだと思うんですね。昨日、やはりそういった規定に踏まえながら、補助金が出されておると。そういった中で、昨日の質問がありよるときには、やはり特にYOSAKOI言われましたね。それ担当課はちゃんと答えていただきたいと思います。いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

安川協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（安川喜代昭君）

私のほうに質問をお受けするならば、お答えをしていきたいと思いますが、町長のほうから発言をしていただいておりますので、控えさせていただきます。

各種団体の補助金につきましては、それぞれの団体、立派な活動をしていただいておりますので、その内容、それから予算、決算等々を十二分に審査させていただいて決定をさせていただきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

それでは、ちゃんと活動内容あたりを把握されて補助金が支出されておるということで認識してよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

課長。

◎協働のまちづくり課長（安川喜代昭君）

私のほうで管理をしておりますまちづくり活動団体、YOSAKOI等々につきましては、きっちりと私なりには審査をさせていただきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

ありがとうございました。今後は、社会教育のほうも指摘されておりますので、そういった補助金の規定をきちんとつくられて、説得力のある補助金を支出していただきたいと私は思っております。

改革は一人ではできません。後ろから背中を押してやる人、あるいは同調し、協力してくれる人が必要です。一部の人からの非難はあるでしょう。でも、多くの住民は賞賛する取り組みであれば挑戦してみる価値はあると思います。住民の民意を組み入れた事業をすることが役場の仕事であると思うし、誇りであると思います。そして、取りまとめていくのが町政をつかさどる町長、副町長の責務と私は考えています。よい方法であれば勇気を持ってチャレンジしてみる、これこそ粕屋町の一つの改革ではないかと思います。

次に、人件費について質問をいたします。

費用対効果の関係から各担当部課に割り振られていると思いますが、予算書の事

業が見えにくいことと、人事異動のたびに補正予算を組まなくてはなりません。非常に非効率であると思うのですが、人事を担当している総務課に一本化できないのか説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

平成23年度から事業別予算を粕屋町は組んでおります。その中で、人件費の区分けも書いておりますので、担当課長、経営政策課長に答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

ただいま副町長の方からありましたように、粕屋町の予算書は平成23年度から事業別予算書ということで組んでおります。事業ごとの費用をわかりやすくするためにということで、このような方法をとっております。特に、インフラ整備等の事業におきましては、単に事業費だけではなくて、コストということで把握できるようにという、こういう方法をとっております。一括計上ということで、総務課で一括計上した場合におきましては、確かに人事異動の際の補正予算等の発生はなくなる、もしくは少なくなるということが考えられますが、逆に事業ごとの費用というのが明確にならないと。例えば出先機関等の運営経費とか、そういったものをまた個別に分け直さないと見えてこないという不透明感が出てくるかと思えます。あとは職員手当等、時間外手当等も一括になると思いますが、そのような措置を行った場合には、やはり抑制効果、時間外がある程度決まった金額の中で動いておりますので、そういったものを抑制する効果も減少するのではないかと考えております。そういったことが過剰な時間外勤務とか、そういうことも生む可能性もありますので、現在取り組んでおります事業別予算書ということで進んでいきたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

私は、17年から議員になったわけですが、この人件費は17年も各課で持ってなかったですか。23年からではなくてですね。以前からずっとこのような体系だったと思うんですが、23年から変わったというふうに、今説明でございしますが、以前から違ったことはございませんか。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

今言いましたのは、事業別予算書ということが平成23年度から始めたということで、人件費についてはその以前から各課で持っております。人件費が各課に割り振られているということには変わりはありません。ただ、予算書上、事業別に予算を組み立てるような予算書を作成しているということです。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

予算書は、私たち議員にとって本当に見やすいほうが本当助かるわけですが、すくでも、やはり一長一短あるということでございますので、できるだけわかりやすく作っていただければと思います。

次に、地方交付税について質問をいたします。

地方交付税は、本来、地方の税収入とすべきであります。が、団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方団体が一定の水準を維持し得るよう、財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば国が地方に代わって徴収する地方税であります。国税の内容は、所得税及び酒税、法人税、消費税、たばこ税を合算したものが交付税として国から地方に交付されています。粕屋町も必要な事業、緊急事業はタイミングを逃さず、補助事業を活用し、交付税措置を前提に、対策債を活用し、実施されています。多種多様化する算定基礎の中で、地方交付税が確実に交付されているかどうか、末端自治体としてチェックする必要があります。職員の中で確認されている方はいらっしゃいますか。また、その結果はどのようになっていますか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

地方交付税制度は、まさに今質問者がおっしゃったとおり、国税等のおよそ3割前後を地方交付税として、各地方公共団体に還元という形で行っております。それぞれの各団体の地方交付税の算定につきましては、大まかな話、人口を基礎に、需要額といいまして、総額を決めております。ただし、それにその団体の収入枠、税を中心とした収入額を引いたところが交付されています。今、前年で申し上げました需要額につきましては、算定が7月頃ありますので、その数カ月前から、それぞれの資料をもとに県と協議をしております。そういった事務的な流れにつきましては、担当課長のほうから説明させます。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

地方交付税につきましては、大体、前年の9月ごろから、基礎的な、例えば粕屋町に道路がどれほど整備されておるかとか、公園の広さとか、先ほど副町長の方が言われましたような人口、そういったものの基礎的なデータの調査が行われます。その後、4月までにそういった調査がありまして、その後、税の金額の確定が必要となってきますので、5月に収入部分のヒアリング等があります。その5月のヒアリング等をもとに財政収入額ということで、税収の75%を、これは基準財政需要額といまして、先ほどいいました基本的な町の状況をもとに割り出した金額から差し引いて、その残りが普通交付税ということの対象になります。現在、それを7月初旬ぐらいに、またその確定のヒアリングがあります。先ほど言いました諸々のその基本的な数字につきましては、全てうちの財政係のほうで確認をして、チェックをして、提出すると。県のほうは県のほうで、各部署からそういう数字を集めたものがありますので、それと突合して、間違いはないかということを確認すると。お互いに、県も地方もそういう確認のもとに額の決定ということに至っております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

よく、緊急的なもの、これが早期に取り組まなければいけない。そういった中で、後で交付税措置やりますからという、よく説明がありますね。こういったところに、やはりそのチェック機能が働いているのかなという、普通、一般でやるのはわかるんですね。しかし、緊急で、緊急措置で、緊急対策で、すぐやってくださいと、後で交付税措置やりますからというときのチェックあたりが、どんなふうだろうかなと私は思っております。再度お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

今、ご質問の中身は、多分緊急経済対策、まさに今やっておられますアベノミクスの経済対策の一環の補正予算に伴う国の施策だろうと思います。これを非常に地方も期待すると同時に、本当に今言われるように本当に交付税で算定されておるかというのは非常に興味があると思います。これは経営政策課長はもちろん、私自身も非常に興味があるところがございますので、入念なるチェックは行いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

興味より心配だと思いますけども、本当にやはりそういったところをしっかりとチェックされながら、見落とさないように、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。今回、新しく山本経営政策課長が若手のホープとして起用されましたが、企画財政の観点から、将来の粕屋町をどのように展望されているか、ちょっと所信を聞かせていただければと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

所信ということですのであれですが、ただいまありましたように、予算編成等も持たせていただいておりますし、一方では、総合計画ということで、どちらかというと町の進んでいく上での両輪を任されたというふうに感じております。もちろんマスタープランに基づきまして、施策の推進ということも取り組んでいきたいと思っておりますし、先ほどからありますように、町の財政については必ずしも暗たんとしておられる状況ではないと感じておりますので、そういった面では各職員に対して取り組みをやっていきたいと思っております。大事なことは職員の意識にあると思っておりますので、今実施しております行政評価等の制度等を活用しながら、職員に対しては意識の向上を図るということを目指していきたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

非常にいい取り組みが始まったような気がいたします。そういった中で、一人一人の職員、一番ここにおられる管理職の方が各自本当に一生懸命考えながら、ぜひ26年度の当初予算がしっかり組まれるように期待いたしまして、この質問を終わります。

次に、ジュニアスポーツについて質問をいたします。

肝心な用紙をきょう1枚忘れておりますので、ちょっと若干まとまりがつかないかと思っておりますけども、地域ボランティアの指導者が、スポーツを通し、子どもたちに人間関係の絆や礼儀作法を教育していただいていることを感謝しなければなりません。今後のジュニアスポーツ強化育成について質問をいたします。

コカ・コーラウエストが、粕屋町内にまちづくり支援販売機を設置しています。

この自動販売機の収益の一部をジュニアスポーツの支援と指導を拡幅するためにまちづくり支援も含まれていると記憶しています。協力金の目的、設置台数、協力金の年額、累計金額、協力金の処理方法及び運用方法を教えていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

因議員の質問にお答えいたします。

コカ・コーラウエストジャパン株式会社による粕屋町まちづくり支援自販機についてのご質問でございます。

この支援制度は、粕屋町のジュニアスポーツ団体の育成及びその他団体、協会などの支援を目的とし、飲料水の売り上げの中から、1台につき当初は年間5万円をいただき、平成17年11月から、販売協力金として受領をしております。寄附金の目的は、ジュニアスポーツ団体育成以外にも、その他団体、協会への支援ということで、用途が広い範囲にまたがり、名前もまちづくり支援自販機というふうになっております。設置数につきましては、現在のところ、庁舎に3台、かすやドーム及び駕与丁公園に5台、その他の公共施設に4台、合計12台が設置されております。寄附金額は、設置いたしました平成17年度は10台で、19万3,150円、これは日割り計算でいただいております。その後、設置台数が増減したり、補助単価も変動いたしました関係で、平成24年度は14台で、年額85万円。これまでの寄附金の合計、平成17年からの合計が449万3,150円となっております。どのような歳入科目というふうなご質問でございますけれども、現在の受け入れといたしましては、19款諸収入のうち雑入として受け入れ、予算書においては契約上の用途が広いということで一般財源ということで特定財源化はしておりません。よって、運用方法は、直接というものでなく、間接的にはそのようなジュニアの育成にも活用されているものと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

現在、コカ・コーラウエストは、各地のジュニアスポーツの支援はもちろんのことですが、自前のチームとしてコカ・コーラウエストレッドスパークスという全日本男子のラグビーチーム、全日本女子のホッケーチームを運営し、あらゆるスポーツを支援しています。中でも、サッカーでは、広島スタジアムを支援し、サンフレッチェ広島をサポート、さわやか杯少年サッカー大会を各地で開催されています。

このようにコカ・コーラウエストのサポート内容が、インターネットで掲示、公表されています。粕屋町も支援していただいたスポンサーに対して活動内容をもっと明確に公表することが礼儀であると思いますが、現在コカ・コーラウエストの報告はどのようにされておりますか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

当初、契約いたしました契約書のみで、毎年の受領金額あたりについてはコカ・コーラ側とも何ら通知はしておりませんが、コカ・コーラ側にも相談しなければいけません、どのように考えてあるか協議もしなければいけません、自販機には粕屋町まちづくり自販機というふうに表示してあります。より具体的に、この収益金の一部はジュニアスポーツ育成やその他まちづくり団体運営資金として活用されていますよというふうな内容も必要であろうかと思ひますし、予算書あたりの歳入においても、雑入の中でコカ・コーラまちづくり協力金というふうな明記をすれば、より一層明確になるものではなかろうかと思ひております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

コカ・コーラのほうと協議するということではなされておりますが、やはり協力をやるほうはそういった条件はなかなか言われないうらうと思ひます。反対に、支援をいただくほうはそういったものを考へて、そういった協賛していただけるコカ・コーラの真意を自分で考へて、やはりそういったものは公表していくべきであると思ひます。累計が、今、449万円ということ、約450万円でございますけども、これは当初から積み立てておきますと450万円です。私も少しちょっと体育協会おりました関係上、ジュニアスポーツに各大会を開いてるところに5万円ずつ補助していくというふうなやり方も、この冒頭に寄附されたときの運用状況をちょっとかじっております。そういった中で、こういったところにコカ・コーラの協力金が援助されているという意識は持っております。しかしながら、ジュニアの方は、そういった方は全然わからない。コカ・コーラから支援をされているという意識が持たない。やはり町からいただいているとしか思へませんので、やはりそこいらはもう少し配慮が必要ではないかなと思ひております。逆に、これ私はコカ・コーラウエストの基金をつくったらどうだろうかと私は考へております。これは、やはり前回、前回というか、先日糟屋郡民体育大会の結団式のときに、粕屋中央小学校の女子バレー部が全国大会に行くということで、そこで発表されました。そうい

った中で、急遽でございますので、やはり粕屋町も特例にこういった支援をしていかなければならないと私は思っております。そういった中、急遽っちゅうのはなかなか難しいかと思っておりますので、こういったコカ・コーラのいただいた協力金を基金に積み上げていって、そしてそういった全国大会に出たときには、全国のいろんな将来を担うようなスポーツマンを育てるために、それとコカ・コーラから支援されてますよというような形で協力金を出されたらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

コカ・コーラからの寄附金という形なんですが、実際基金を積む場合には、各団体、今質問者がおっしゃるように5万円ずつを団体で145万円を支出しております。したがって、毎年の金額と同等の金額になるものですから、これは入って出ていくという形になろうかと思っております。それと、突発的に全国大会に出場する場合には、町としてもこの支援はやぶさかではございません。もう精いっぱいの応援はしたいと思っております。しかしながら、予算計上主義という地方自治法の大原則がございますので、予算の審議を経た後じゃなからな出せないという制約がございます。しかし、そうは言っても例外措置として予備費という形がございますので、その場合には予備費の補充等も考えながら、精いっぱいの支援はしていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

非常に、町のほうもジュニアスポーツあたりの大会等は本当に補助していただくと感謝しております。しかしながら、やはり、コカ・コーラのほうからは、毎年協力金をいただいておりますということは、やはりこれはスポンサーのほうから考えると、少しぐらいは公表してやったほうがいいんじゃないかと。そういった賛同者の会社の意を酌むことで、私は補助事業といいますか、支援活動ですね、これが少しでも長く続くんではないかと思っております。ぜひそういったボランティア精神で、ぜひ入れていただいております部分につきましては、ぜひスポンサーの気持ちを酌んでいただきながら公表していただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

これをもちまして一般質問を終わります。

(10番 因 辰美君 降壇)

◎議長 (進藤啓一君)

6番小池弘基議員。

(6番 小池弘基君 登壇)

◎6番 (小池弘基君)

おはようございます。議席番号6番小池弘基でございます。

きょうは一般質問ということで、粕屋町の都市計画全般についてお尋ねしたいなと思っておりまして、この都市計画には5年に1度見直されるような、ベースになるこういった総合計画といったものがまずございます。この後、これをまた10年に一回ぐらいの程度で見直す粕屋町の都市計画マスタープランといったようなこういった2つがあるわけですが、今回は今この5年に1度見直される第4次総合計画の後期基本計画、これ23年3月にできてますけども、これが約ちょうど半分折り返し地点に来てるぐらいのところかなと思っております。こういったタイミングで、この総合計画については今現在ずっと確実に施行していただいておりますし、総合計画は全体的な幅が非常に広うございますので、今回は総合計画というよりは都市基本計画、通称マスタープランと言ってます、そのことについて、二、三、質問したいなと考えております。

その前に、ちょっと新聞、これは西日本新聞、2013年3月28日の記事でございますけども、見出しは5自治体で人口増、40年推計、福岡市は10年比1.7%減ということで、ちょっと読みますと、厚生労働省が27日に発表した2040年の市町村別推計人口で、福岡都市圏は10年と比べて、全国一の伸びとされる粕屋町29.8%を初め、5自治体で人口増の傾向となった。福岡市は、20年代に150万人の大台に乗った後は、緩やかに減少に転じ、40年は10年比で1.7%減と予測が示されました。国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計に基づくと、10年比で、人口増は粕屋町のほか、新宮町で14.1%、志免町13.5%、那珂川町が8.2%、太宰府市が1.1%ということになっています。粕屋町は、11年、総合計画の中で、30年に人口が14.2%増加すると予測したと、これには書いてあります。国の推計は、それを大幅に上回っており、因清範町長は宅地開発の計画は多く、勢いは感じている。この推計人口を実現するために、町の自主財源を確保して、住民サービスを高い水準で維持したいと、そういったふうなことが載っております。

それで、今回はまず1番目には、将来都市構造の観点からお尋ねしたいと思えますし、2番目には、交通体系の観点から、3番目は、緑の拠点づくりの観点から、現状と課題について質問をしていきたいと思っております。

まず最初は、町長のほうに、この粕屋町の全体の現状といったところをお話し

ただければと思いますので、町長よろしければ全体的なところをお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

小池議員のご質問にお答えします。

まず、粕屋町の現状についてですかね、今議員からもお話がありましたように、厚生労働省の発表によりますと、2040年、日本で一番粕屋町の人口が伸びるというふうに掲載をされました。全く今からの勢いを見ればそのとおりでございますし、私は5万人になるのはそう遠くないだろうというふうに思っています。この粕屋町という地の利、地域性、まだ平地がたくさんありますし、市街化区域も多く残っております。そういったところから言えば、十分発展の素材があるところであるし、また交通の利便性、これはJRの駅、香椎線、それから旧篠栗線が縦横に走っております。それから、インターチェンジのランプもある、都市高のランプもある、こういったたった14平方キロぐらいの町で、これだけの交通の要衝が整っているという町は全国的にも本当数えるぐらいしかないだろうと言えます。交通の利便性を生かしたまちづくりをしていきたいと思っております。今、既に地域開発等々の話が3カ所ぐらいであっております。かなりどこも小さいところで4ヘクタール、それから10ヘクタールを超えるようなところもあります。まず、この人口増に耐え得る足腰には、やっぱり自主財源がなからんと、ただ、今の状況の中で、今の税収だけを頼りにするということでは、とても粕屋町の財政は持ちません。そういったところで、新たな財源を求めるといことが、そういった方面にしっかりとやっぱり力点を置いた政策、支援をしていきたいというふうに思っております。なおかつ、今後粕屋町入ってくる人たちが、粕屋町に入ってよかった、住んでよかった、ずっと粕屋町で住みたいと思える、快適な暮らしができる、安心・安全の町をつくってきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

どうもありがとうございます。

今町長のお話の中で、粕屋町はこれから十分伸びしろがある町だということで、それをやはり達成していくためには財源が必要だといったお話がございました。

そこで、町長にちょっとお尋ねしたいんですけども、税収入、大きく分けまして

3つございます。住民税があり、固定資産税があり法人税があるということですが、今後、どの分野で、これを伸ばしていきたいといったような考えがおりなのか。もしくは、いやいやもうそれは全部3つとも一緒なんだよということなのか。ただ、近年は、固定資産税がずっとやはり年数がたってきますと少しずつ少なくなってきたりしておりますけども、今やっていますと人口が増えてきてますので住民税が増える。また、企業も元気を取り戻してきてるようですし、法人税もを伸びが見込めるといったようなところでですけども具体的な何か手段を打つ必要もなく、自然に人が集まって来、またいろんな企業がどんどん集まって来て、伸びていきますよといったような楽観的なことが考えられるのか。また、政策的に何かをつくっていかないとやはり難しいのかなといったような、その辺のところのお考えをお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

税の科目の中では、今もそうですけども、固定資産税が一番伸びてくるだろうというふうに思います。あとは、やっぱり雇用を生むようなところも必要です。商店とか、それから工場とかという話も今あっておりますし、特に今からの一番大きいのは九大農場跡地をどういうふうな活用をしていくか、これはやっぱり雇用と住宅のみでなく、そういった地域の人がある場所で働けるというような場所もその中で組み込むことができればいいかなというふうなことを考えています。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

ありがとうございます。

では、具体的な質問に移りたいと思っておりますけども、これはやはり担当部課長のほうからの答弁でいいと思っておりますけども、通告書にも書いておりますように、1点目は将来都市構造の現状と課題といったようなことでお尋ねしたいと思っております。

まず、マスタープランでは、目標人口これは平成42年ということで、この当時4万8,000人という形の設定でございます。ただ、平成25年、今年8月末の粕屋町の人口でいきますと、もう既に4万4,437人といった数に達しております。当然、昔マスタープランができた当時からいくと、もう本当七、八年前ぐらいのことになるんでしょうけども、そこまで人口は伸びないだろうなといった予測だったのが、非常に人口が増えてきてると、こういったふうなことで、これが実際あと17年先、後の、そしたら42年、この当時4万8,000人という設定された目標値が大体どれぐら

いになりそうなのか、がわかるようでしたら、ちょっと答弁のほうお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

本町の目標人口は、先ほどおっしゃいましたとおり、粕屋町のマスタープラン及び都市計画マスタープランの中で、平成42年の人口4万8,000人と設定をしております。しかしながら、先ほどの厚労省の発表等もございます。それから、また別に、国立社会法人の先ほどの報告もありましたように、非常に高い伸びを示しているのもまた現状でございます。現在、予測の中で、町が立てた予測の中では、マスタープランの中にも示しておりますが、2030年の粕屋町の人口は今の毎年の人口増を計算を単純にしましても5万5,000人を超えるような計算となります。しかしながら、全国的な人口の減少傾向もある中で、低目の設定をしている期間の発表値を採用したということで、実は4万8,000人という設定しております。これは、現実的にはもっと伸びております。で、今現在もいろいろと推計がされておりますので、今これを直ちに見直すことは考えておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

その当時の4万8,000人といったような設定が、今現在非常に伸びてるということでございます。これ30年が5万5,000人ぐらいの見込みということのをさっきちょっとおっしゃいましたけども、最近粕屋町では750名前後の新生児の方が誕生されてるという報告も聞いております。また、昨年、今年の4月も原町のほうの保育園が新設しまして、待機児童の解消もできたかなというところ、逆にまた待機児童が増えてると。そういった施設をつくってもつくっても、なかなか待機児童解消にはいかないなといったように、非常に多くの方が転入されたり、また出生されたりという中で増えてきております。やはり、都市計画をずっと計画どおりに進めていくには、やはりその人の問題というのが基本になるかと思っておりますので、その辺の数値の見直しだとかといったこと、また今度あと二年半たちますと、この第5次基本計画といいますか、そういったものの策定、総合計画の策定に移るような時期もまた来るかと思っております。そういったところに、この人口といったものをベースに、いろんな計画を立てていただきたいなと思っております。

次の2番目に、今度その土地利用についてお尋ねします。

マスタープランの中では、市街化区域の農地や未利用地の活用と農地の秩序ある転用を行い、用地の確保を行っていききたいということが記されております。その中で、この調整区域、いわゆる線引きですけども、これの見直しという時期にも来てるのではないかと考えますけども、この件についての考えをお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

市街化区域及び市街化調整区域の問題でございますが、これは、通常線引きの見直しによって計画がされていくものでございますが、現在のインフラ整備のコスト増大や全国的な人口の減少などの観点から、都市機能の集積は市街化を促進すべき、市街化区域で行われるべきであって、当面の人口が増加すると見込まれる本町におきましても、この点は例外ではございません。市街化区域内に未利用地や農地があれば、まずそれらを活用することを考えるべきであって、いたずらに調整区域を市街化区域に編入することは都市計画の線引き制度に沿う考えとは言えないものでもございます。調整区域を市街化区域に編入するためには、土地区画整理事業などに代表されます都市計画の手法を用いて見直しを行う必要もあります。本町におきましても、見直し制度の趣旨を守りつつ、都市計画マスタープランに沿ったまちづくりを目指していきたいと思ひます。しかしながら、部分的な見直しは必要だとも考えております。これは、今後の検討課題です。また、この線引きの見直しのスケジュールは、本来都市計画の基礎調査が基本になっていくんですが、昨年、この基礎調査を行いまして、現在の県のスケジュールでは、先月、これは県の説明会もございまして、来月から編入の要望箇所のヒアリングに入り、今年度中には福岡都市計画区域のマスタープランの素案が作成されると。そして、平成26年度には、より具体的な協議が行われて、平成27年度に、法的な手続が行われるような予定となっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

今の答弁をお聞きしますと、非常にタイミングがいいかなといった感じを持っております。そういった基礎調査を踏まえて、いろんなヒアリングを得てということですので、こういった中で粕屋町のやはり今のバランス、やはり35号線のほうなんか、上大隈、大隈周辺だとかというのは、今でもかなり沿道サービスとかで、スタ

ンドができたり、コンビニができたりということで、もうやはり随分と市街化になってきているところもありますので、そういったやはり全体的な中で一部分、ある一定のところを限定してでも私は構わないと思いますけども、そういったところの線引きの見直しもやはり検討していただきたいなと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、3つ目は、コンパクトシティー形成のため、駅を中心に、にぎわいと暮らしの拠点を充実を図るとあるんですけども、新駅構想の現状についてお尋ねしたいと思ひます。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

J R新駅構想につきましては、平成24年度に、九大農場付近にJ R新駅の検討業務を、これは新駅の可能性を探るということを含めて、実現可能かというようなことを含みましたところで、コンサルタントに委託を行ひまして、この中でJ Rとの協議の中ででは、一番問題となったのが、曲線半径、これはR400とか、R800とかというような表現をいたしますが、このカーブの大きさが非常に問題となっております。設置が実現するためには、これら幾つかのハードルもございます。また、一番大きなことは集客の見込みでございます、先ほどからあります九州大学農場の跡地とか、それからマスタープラン上で、粕屋中学校から扇橋にかけての福岡東環状線沿いの今後の開発等の方向性もございます。現段階ではこの辺の見込みがまだ立っていないということで、まだJ Rとの協議は結論には至っておりませんが、今後もJ Rと協議を続けてまいります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

九大農場に関しましては、確実にというか、平成31年にはもう完全に移転完了という、また九大の考えとしては、27年ではもう耕作しないというような話も聞いておりますので、できるだけ早く処分したいというような思いがあるというようにも聞いております。それにあわせまして、先ほど言われました東環状線が201号線まで延伸ということで、今いろいろと用地買収等が行われている中で、篠栗線、福北ゆたか線が、結局東環状線と交差する関係で、5メートル高くするといった工事も計画されているように聞いております。そのタイミングとなかなか合わないと思ひますけども、そういったところ、これ新駅構想に関しましては先ほどちょっと出

ましたけど、乗降客の数の問題であるとか、そういったところも非常に微妙に関係があると思いますので、後ほど九大農場跡地の開発についてはまた質問したいと思いますので、そのときに関連して質問したいと思っております。

あと4番目ですけども、交通渋滞の解消ということで、良好な交通環境を確保するために、都市間の幹線道路の整備を図ることがマスタープランに載っております。その中で、現在工事中、工事が進行してる現在の千代粕屋線と、あと太宰府古賀線35号バイパスの今の進捗状況、現状をちょっと説明していただければと思いますので、お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

現在、県の道路事業として進めております、まず大きなところで千代粕屋線、福岡東環状線、それから筑紫野古賀線バイパスと、3本ですね、大きな事業が進めております。この中で、まず千代粕屋線ですが、今年度南側の歩道整備、それから釜屋交差点の整備、そして、最終的に車線の切りかえなどを終えまして、来年の3月がこの路線の完成予定となっております。また、福岡東環状線につきましては、平成30年度が完成の予定となっております、現在精力的に用地買収が進めております。工事につきましてはまだ始まっておりませんが、用地買収がまとまって済んだ箇所、虫食い状態のようところどころでは進みませんが、まとまって済んだ箇所より始まって、特に広田交差点、201号広田交差点より内橋の5差路周辺までの現道路の拡幅をというところ、バイパスじゃなくて拡幅部分を優先的に進めるような見込みとなっております。筑紫野古賀線バイパス工事につきましては、完成予定が平成29年度、今年度の予定は新大間池の兄弟工事、それから井山地区の高架の上部工事、それから607号線とJR篠栗線間の橋脚の工事にただいま入っております。それから、大谷川のつけかえ工事なども予定がされております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員、質問が2点目の交通体系に入っておられるんでしょうか。

◎6番（小池弘基君）

いいえ、まだ、1番目ですね。その中で、6つほど。

◎議長（進藤啓一君）

ああ、そうですか。

◎6番（小池弘基君）

もう一個。

◎議長（進藤啓一君）

はい、どうぞ。

◎6番（小池弘基君）

済みません。1番目の中の5番目、あともう1個、6番目があるんですけども、5番目のほうが生活道路に関して、このマスタープランの中に書いてありますので、その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

生活道路における歩道の整備や安全対策の現状ということで、原町本通り、特に通学路の安全対策の今の現状あたりはどうなってるかということをお尋ねしたいと思いますし、あとは柚須西交差点、私も以前一般質問でお尋ねしましたけども、現在信号機がついて、2カ所横断歩道があるんですけども、あと二カ所がないということで、もう一カ所をどうしてもつくってほしいなといった地元の要望もある中で、これの植え込みとかをその辺整理すれば何とか横断歩道つけられるんじゃないかなといったような考えを持っております。また、志賀神社の北側の通学路、これ非常に道幅が車1台ぎりぎり通れるぐらいの細い道幅のところ、たまたま隣が畑なものですから、子どもたちが通学でずっと歩いていくと、前から車が来ると子どもたちみんな一斉に下の畑のほうに移動して、車が過ぎてからまた道を歩いていくといった非常に危険な箇所もまだ残っております。そういったふうな、これまた粕屋町全体でいきますと非常にいろんなところがあるということで難しい問題かと思っておりますけども、原町本通りなんかもあれ立体的な道、路面に絵を、絵というかブロックみたいなものを書いて、試験的に調査をしていただいております。その辺の結果もある程度出てるのかと思っておりますので、原町本通りの安全対策、あとまた柚須駅のその2つについて何か進展があれば、答弁のほうお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

まず、平成24年度に、小学校の校区ごとに、通学路安全点検を実施して、危険箇所の洗い出しや、それから対策工法の検討を行いまして、昨年度より整備を進めております。現在、78カ所の危険箇所のうちに、平成24年度に実施ができたのが44カ所ございまして、その残りにつきましては25年度に引き続き整備を行っております。

それと、先ほどからのご質問で、原町の本通り、旧通りと言ったりもしますが、この安全対策ですが、この路線もこの78カ所のうちの1カ所ございまして、現在地域のほうに幾つかの、例えばガードレールで歩行者を仕切る工法とか、それとか路面上に段差をつけるとか、それから今現在県道がやっております中央保育園前の

ように、両サイドに舗装を塗装することによる車両の誘導であって、歩行者の安全性を図るような工法もございます。地域のほうでこの辺を煮詰めてもらいまして、一番宅地側に支障が少ない、両側を今は緑色で路面を着色して、車が通る幅を中央に狭く置いて安全を図るような方法をとっております。この方法が一番いいのではなかろうかという方向で、今協議がまとまっているところでございます。

それから、柚須西交差点の状況ですが、これは交差点に横断歩道がないということで、マンションとそれから現在の歩道とを結びます横断歩道の設置状況ですが、協働のまちづくり課のほうが粕屋署と協議をいたしまして、このマンション前の交差点の付近に何とか横断歩道が引けるような状況が今見出されましてというよりか、確認がされまして、その辺で協議を進めております。

それから、志賀神社のところですが、これも78カ所のうちの1カ所ですが、現在横断歩道を移設して、新たな場所にこれはガードレールを取り外したり、それから歩道の切り下げ工事をしたり、お宮側の木を伐採したりを済ませまして、現在これはもう間もなく信号設置と横断歩道の引き直しができる予定となっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

ありがとうございます。

やっぱりたくさん箇所がまだまだ残ってますけども、いろいろな順番の中で、一日も早くこれを整備できるようにしていただきたいと思っております。

続きましては、2番目のほうのご質問、交通体系整備の現状と課題についてということでお尋ねしたいと思います。

交通体系整備の方針にある今後の計画道路の考えについてということで、先ほど千代粕屋線、今扇橋まで拡幅工事がずっとしております。ただ、マスタープランの中では、本来これずっと九大農場の中を通過して門松のほうまでずっと行くような、千代粕屋線といった非常に長い路線の計画だったと思います。今現在、扇橋までは工事が進んでおりますけども、今後、今度扇橋から門松まで、九大の農場を通過して阿恵大池公園の中を通過して、ずっと長者原から大隈、門松のほうまで行くような計画、この路線はまず何年前に計画されて、もう何年経過してるのか。また、もう一点は、土井宇美線、これもそうですけども、これは南北に通る原町、今の阿恵大池公園の中、ちょうど公園と農地との間をずっと通る、南北に通るような計画道路がございます。これも本当四、五十年、随分昔から計画道路はあるんですけども、一向に工事が着工されるような雰囲気も全くないような状況で、この2つの路線、何

年前に計画されて、今後本当に計画していくのか。また、いや何も、とりあえず計画道路として残しておいて、そのうちそのうちでずっと延ばし延ばしということでは、やはり地権者の方もそうですし、いろんな町の計画にも差しさわりが出てくるんじゃないかなと考えられます。

そこで、答弁をお願いしたいのは、何年ごろを計画されて、今現在何年経過して、今後そういった計画が本当に実現する考えがあるかどうか、それをちょっとお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

都市計画道路の千代粕屋線につきましては、先ほどのとおり、今年度の完了の見込みでございます。扇橋から門松までの県道607号線の道路の計画につきましては、これは本来の県道から少し外れたバイパス的なルートであって、将来交通予測上でも重要な幹線道路ではありますが、どうしてもバイパス的な性格があり、財政的にも実施までには時間がかかると思われます。この路線の都市計画決定は、これは福岡市のほうにつながっておりまして、平成21年4月に、これは都市計画決定がなされております。それから、土井宇美線につきましては、これは昭和47年8月に、これは町のほうで都市計画決定をやっております。もう40年が過ぎているところでございます。この土井宇美線につきましては、須恵町境から酒殿の丸の内交差点までの整備が既に完了し、現在戸原の国道201号線から県福岡東環状線までの整備を現在進めております。この路線も町内を南北に縦断をいたします大変重要度が高い道路ですが、財政的にも国・県の補助金や交付金などの財政的な支援を探る必要があると思われます。また、この路線以外の都市計画道路は全体で14本ございますが、大体40年が経過しておるところが多くて、これは一度平成21年度に見直しの検討も行いましたが、改めて今後この路線ごとの診断をして、見直し等の検討を進める必要があるかと思えます。しかしながら、どの路線をとりましても、他の市や町につながっておって、簡単に廃止ということにはなりにくいかと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

大変難しい問題とは理解いたしますけども、こういったものもやはり見直しをして、本当に必要なもの、それと費用対効果を考えて、これはもうその当時は必要だと考えてたものが、意外と思ったほど交通量も増えてないし、その当時よりは住宅

が密集してしまって用地買収も非常に高額にあるとか、そういった問題等も出てくる箇所も出てきてるかと思えます。そういったところも精査していただいて、これも早いうちに整備していただきたいなと要望いたします。

あと、最後の質問ですけれども、緑の拠点づくりについてお尋ねします。

町のシンボルとなる公園の充実について、グリーン・トライアングル構想といったものをマスタープランでは掲げてあります。まず、このグリーン・トライアングル構想とはどういった構想なのかといった全体の説明をまずお聞きしたいと思えますし、今その3つのトライアングル、3つの拠点を結んだトライアングル構想だと思えますけれども、それとその現状についてちょっと報告いただきたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

まず、グリーン・トライアングルと位置づけをしております都市計画マスタープランですが、これはそのとおり三角形をつくる、基本的に三角形をつくるということを考えております。その三角形とは、駕与丁公園と御野立所、それから敷縄池、これが大体近いところにあります。それから、それと丸山とか西尾山とか、そういう自然の山がございます。それに九州大学農場と、それから最近まで工事をやっておりました阿恵大池公園がすぐ近くにございます。この3点を結んだ三角形をグリーン・トライアングルという位置づけでマスタープランの中で決めております。

整備はよろしいですか。

その中の一角として、先ほどからあります九大農場跡地につきましては、現在二月に1度のペースで、九大原町農場跡地まちづくり勉強会を九州大学とそれから町のほうで開催をして、今後のまちづくりを検討しております。都市計画マスタープランとの整合性も図りながら、商業、住宅地が複合する中で、先ほどからの緑を生かした公園の整備もあわせて大きな課題として進めてまいる予定でございます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

この粕屋町、本当はふるさと創生の補助金を使って駕与丁公園を整備して、今では町内、町外問わずいろんな方が訪れるて、散歩されたり、また春、秋、バラの咲く時期にはまた町外からもたくさんの方がお越しいただいたような立派な公園になったかなと思っております。ただ、やはり粕屋町、その駕与丁公園をもう少し何かこう充実したいなとか、私のこれは思いですけれども、実際4キロのずっと遊歩道歩いていきますと、非常に天気がいいときなんかは何かちょっと休憩しながらお

茶でも飲みたいなといったような気になるときがあります。その辺でもう少し、まあ敷地がどれだけとれるかといったいろんな問題も残るかと思えますけども、駕与丁をもう少し皆さんが集まってお話ができるような憩いの場としたような、何かそういったふうなちょっとお茶を飲めるようなところ何か所かつかれないかなと考えております。そういったふうなことの考えが町執行部のほうにあるのかというのをお尋ねしたいと思いますし、もう一つは先ほど九大農場、今は2カ月に1遍、いろいろとヒアリング、検討会をしていますという答弁の中で、これも私ですけども、これ23ヘクタールという広大な一筆というのはなかなか県内そうそうある場所ではないと考えております。私、できることなら、当然企業誘致といったそういったことも考えておられる方もおられると思えますけども、法人関係、企業は粕屋中学校周辺のエリアでかなり対応できるんじゃないかなと。逆に、九大農場、国有地、それを中に、福岡県に働きかけをしてもらって、公式の野球場なんかを誘致できないかなと。そういったふうなことで、なかなか野球場、軟式野球場とかというのは結構あるんですけども、硬式の野球場というのは意外と福岡市内もそうですけども、ございません。粕屋町には、すぐ近く博多の森という総合運動公園ございまして、あちらではサッカー場もあるし、テニスコートもあるしといった、国体でもいろんなふうなそんな競技ができるような施設がありますけども、硬式の野球場がないんですね。ですから、そういった硬式の野球場なんかをひとつ県に働きかけて、ぼんと持ってきてもらって、それを軸にした公園整備とかできたらいいなと。また、周囲はかなりの距離がありますので、そういった遊歩道をつくって、その一角には犬の散歩をされる方も公園ではなかなかリード線をつけてしか歩けない。そういった中で、やっぱりちょっとしたドッグランみたいな施設もつくって、そこで犬を自由に放して、遊ばせて、本当今高齢者の方もそうですけど、犬と一緒に、何か家族の一員といった位置づけで、非常に私の家の近所も散歩してる方が多ございます。そういったよそのところになかなかないような、ぜいたくな施設と言われるかもわかりませんが、そういったふうなものも兼ね備えたような公園整備は考えられないのかなという気もいたします。また、非常に広い敷地ですので、国際試合ができるような屋内競技場なんかの建設なんかも検討をしていただけたら助かるかななんて思っているんですけども、個人的にはロックライミングといった、ああいったものなんかも非常に今、まだまだマイナーかもわかりませんが、結構全国いろんな愛好者の方がおられます。そういったふうなもの、これもまたいろんな各そういった協議の連盟の方とか、相談、打ち合わせしながら、具体的にはどんな協議がいいのかはこれからですけども、そういったただその緑の公園をつくり、遊歩道をつくり、ということにもう一つ付加価値をつけた、そういった県の施設、そ

ういった誘致をまた一緒に盛り込んでいただければと思いますけども、そういった考えについて、どのようにお考えかお尋ねしたいと思いますので、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

最後のご質問でございます。私からお答えします。

九大農場は、民地も含めれば24ヘクタールほどございます。今は2カ月に1回程度、これは九大とうちの所管のほうで、いろいろな今後の、調整区域でございますので、どういったふうな仕様でクリアするかとか、そういったところでございまして、まだまだ今おっしゃったような具体的内容については今からでございます。これは、専門家等を入れて、十分きちんとしたプランを持った中で、企業誘致もあるやもしれませんし、住宅もあるやもしれません。しかし、やっぱり町としては、税収につながるもので構想を練りたいと。せっかく今までの環境が自然環境ということでございましたので、遊歩道等は設けながら、あとどういったふうな形にするかとか、やっぱりご近所の方が集まられると利用できるといった環境を必要であろうと思いますけども、今後、十分専門家等も含めて跡地の開発計画なども検討していきたい。

それから、先ほど都市政策部長から話しましたが、この新駅、とても粕屋町だけでの資金でできるような金額じゃございません。例えば新宮の中央駅は全部で13億円かかっております。これは、両側の企業が8億円出して、新宮町は5億円か、しか出さなかったというような話も聞いておりましたので、どういった方法でそういった資金を集めるような施策をとったのかとか、そういうのを今からもう31年です。そして、おっしゃるように27年にはできるだけ早くあそこを閉じたいという話でございますので、余り時間もございません。今後、来年度から強力にそういったプロジェクトをつくりまして、進めていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

どうも本当長時間にわたりありがとうございます。

先ほど、九大農場跡地の話もそうですけども、いろんなことを、やはり確かに税収入といったものも大事だと思います。ただ、ああいった公園の整備だとかというのも必ずしも税の収入が優先ということでなくて、やはり住民の方がその障害、もうゆとりがある、そういったふうなゆっくりした空間もやはりつくっていただけ

るというのも一つの都市計画ではないかなと思われまますので、そういったところもひとつ提案させていただいて、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

(6番 小池弘基君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

九大跡地につきましては、町を中心に議会のほうにも、小池さんがまた委員長でもあります交通対策及び九州大学農場跡地対策の委員長でもありますので、議会等も十分審議を進めながら、進めていっていただきたいと思います。

これで暫時休憩をいたします。

(休憩 午前11時25分)

(再開 午前11時35分)

◎議長(進藤啓一君)

では、再開いたします。

5番福永善之議員。

(5番 福永善之君 登壇)

◎5番(福永善之君)

福永です。

質問を始めます。

その前に、昨日から始まった一般質問の中で、4番議員さんが各種団体の補助金について質問されました。その中で、答弁として、社会教育課長、これも正直に答えられたと思います。今まで、まだ基準というのとはなかったと。これは、ただ行政だけを責めるわけじゃ私はありません。いろいろな組織、民間、民間の会社の組織、議会の組織、行政の組織、これは今まである物事を変えるということはどれだけ難しいかと。特に、担当の課になった、例えば課長さん、今まで前例として踏襲されてきた事業、これを自分の代になって変える、このことはどれだけ難しいかと。そのことを昨日正直に答えていただいたと。で、基準をつくることに対しては、例えば統一基準というのがありますね。例えば今行政が招集してるいろいろな審議会あります。これは一例としてちょっと申すんですけど、例えばその中で飲食を伴う件とかですね、もうこれ廃止しようとか、そういう統一基準をつくれれば、改革というか、そういうのがやっていけると、私はにらんでおるんですよね。それと、あと一つは、その担当課長のやっぱり改革するということがやっぱり好かれることだけではありませんから、ほぼ嫌われること、これに耐え得るやっぱり心臓を持つ、そのくらいの意志を持たないとやっていけないなという感じで、私は昨日聞いておりました。

では、1問目の質問に移らせていただきます。

学童保育の4年生以上の受け入れ緩和の可能性について。

受益者負担を取り入れたこの事業は、1年生から3年生に対する受け入れが基本となっております。4年生から6年生のニーズはどのような現状でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

学童保育についての福永議員のご質問にお答えをいたします。

学童保育が現在1年生から3年生までですが、4年から6年生までのニーズの現状についてというお尋ねです。

粕屋町学校教育課では、学童保育に関する保護者のアンケートを昨年10月に実施をいたしました。昨年の実績ですが、386名の保護者の方のアンケートをお願いしたわけですが、回収率74%で、286名の保護者の方からご回答いただきました中に、保育年齢を拡大してほしいという制度改正を求められている保護者の方が29名おられたわけですが、全体の保護者数からすると、7.5%の方が保育年齢の引き上げを希望されている結果でございました。

また、昨年8月、児童福祉法が改正になりまして、従来は学童保育の対象児童がおおむね10歳未満、10歳未満ですから、3年生以下ということですね。10歳未満の児童から小学校に修学している児童、6年生までと広がってきましたので、平成27年度をめどに施行される、児童福祉法が施行されるようになっていきます。昨日も話に出ておりましたが、子ども・子育て会議ですね、そういう話が福祉のほうで始まります。

このようなことから、29名といえども、4年生以上の学童保育を希望される方が住民の方におられるわけですから、この希望を何とかしたいなという気持ちでいっぱいです。

今後、十分検討してまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

調査をされたことについてというのは、非常に評価しますね、私は。当初、学童保育という事業が始まった当時、現に私も粕屋町のほうに行きまして、この事業にお世話になった保護者の一人です。今回、この質問をするに当たり、ある保護者の方から相談を受けました。私自身個人的には、もう学童保育、正直お世話になってない、

そういう身分になりましたので、正直子育て支援ということからはやっぱりかなり気持ち的に離れていったのかなと。感度の問題です、自分のですね。ただ、実際にその現場にいらっしゃる方々、共働きの方とか、片親の方、それからもしくはいろいろな経済的事情で保育園とか学童保育に預けざるを得ない家庭の方たちからそのようなお話を聞いて、自分の感度がやっぱりちょっといかなど。自分がもう必要なかったからそういう問題に取り組まんということはやっぱりそれはいかなど。その方たちがおっしゃるには、署名運動したほうがいいんでしょうかと、そういうことまで言われましたので、いやそういうことをする必要はないだろうと。まず、ニーズがまずどれだけあるのか、まずそれがまず必要だと。それから、後は定員状況ですね。定員状況でどのような、空きがあるんだったらそれなりの受け入れ先というのは緩和的にできるだろうということを私は話しました。で、今回の質問に至っているわけです。

夏休みの、以前受け入れ態勢というのが、午前9時から午後17時というふうになっていたそうです。そういうところを幾ら行政に言っても全く聞き入れもたないと。実際問題、働いている方々が会社で就業される時間帯というのは、9時、5時、普通のそういうサラリーマン的な発想で言うと、9時、5時でしょう。ただ、9時からの受け入れだと就業時間に間に合わないとか、5時までに来てもらうと、退社前に何らかの理由で帰らざるを得ないとか、そういう理由づけがかなり発生したにもかかわらず、教育委員会としてのそういうニーズ調査というのが以前はされなかったというふうにお伺いしております。

ただ、今回、そういう実際にサービスを受けられている方にニーズ調査をされたという点に関しては、かなり先ほど申しましたけど評価します。そのニーズに対して、今後いかに動いていくのか。ただ検討しますでは、その具体策として、何をいつまでするのかというのはわからない。今から質問したいのが、各園の定員状況についてお伺いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

学校教育課長の八尋と申します。よろしく申し上げます。

定員につきましては、平成25年度4月の時点で、大川小学校が127名、仲原小が89名、西小学校が102名、中央小学校が128名でスタートしておるところでございます。定員につきましては、大川、仲原、西は3クラス、1クラスが40名ですので、120です。それと、中央小が4クラスで、四四、一六、160ということになります。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

仲原小と西小学校については、定員割れという状況ですね。中央小学校は、定員120名の受け入れが128でしょう。今言われたのは。

◎議長（進藤啓一君）

もう一遍答えてください。数字がちょっとお互い双方行き違つとるようやから。どうぞ。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

もう一度言います。

大川小学校、仲原小学校、西小については、120名の定員です。中央小については160のうちの、4月時点では128でスタートしております。

◎議長（進藤啓一君）

はい、どうぞ。

◎5番（福永善之君）

失礼しました。

ということは、大川小学校、民間委託している大川小学校を除いては定員割れしてますね。ということは、行政として、しゃくし定規にはまらないで、その定員割れしているところに関しては、実際に希望者がいらっしゃるんだったら受け入れを緩和する、そのぐらいの考えというのはないのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

今後の定員に関しましては、子ども・子育てプランの関係もございます。その中で検討をしていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

遅いんですよ。遅いんです。これが、民間であれば、民間は競争をしますからね、例えば行政が学童保育やってますね。民間が学童保育をやり出しましたと。民間と行政が例えば競っていかないといけないという時代に、ニーズをとりました、そのニーズがもう明らかにこういう問題が発生してる。ましてや定員割れしてある、あきがある状況で、じゃあ次の子育て会議、これまで待つ。それは正直サービスを提供してる行政として、ましてや受益者負担でお金をもらってることからする

と、サービスを受ける者に無礼ですよ、それは。そういう感覚はないんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

昨年の8月に、児童福祉法が改正されまして、以前はおおむね10歳未満の児童ということで規定されていたのが、その8月で、小学校に修学している児童ということに改正されております。これの実施が平成27年度をめどに実施していくということになっておりますので、それにあわせて動いているようなところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

27年度をめどでしょう。めどということは26年度、25年度でもいいんでしょう。それに実際にそうやって困っている方は、毎年毎年そうやって発生されてるんですよ。定員が、あきがあれば私もそこまで無謀なことは言いませんよ。受け入れの定員がないんだから。定員があるんですよ、空きが。空きがあるんだったら、一般的な納税されてる町民の方からすると、なして空きがあって、そんなむだな運営をされてるのかと。通常であれば、定員枠いっぱい埋めて、その中でやっぱり受益者からお金を取って少しでも運営的に楽にしようと、そういう発想はないんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ご意見ごもっともだと承っておりますが、時折そのアンケートをとって、希望に沿うように努力をしてきたところでございまして、とりわけ保護者の方、夏休み休業中だけは9時を8時にしてほしいというご意見、それから延長保育もぜひ実現してほしいということで、夏休み、9時、8時に変えた経緯もございまして、順次そういうふう希望を取り入れているわけでございます。

今、福永議員がおっしゃるように、空きがあるところには入れろということも検討しました。しかし、ある学童ではいっぱいいっぱい、3年生もいっぱいいっぱい、ある学童では4年生も入っている、ある学童は5年生まで、町内4学童でばらばらでは困るというご意見が強うございまして、今のところ空きがあっても、次3年生が入るかもしれない、2年生が入るかもしれない状況で今実施してるのが現状でございます。ご理解賜りたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

だから、その検討されたご意見というのは誰のご意見でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

教育委員会事務局でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

事務局ということは、教育委員会の教育長含めた教育委員会の5名の方の総意ということによろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

事務局ですから、私、次長、学校教育課長、担当ですね。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

実際に、そういうサービスを受けている当事者がいないんですよ、その中に。いらっしゃいますか。皆さん今カテゴリーとして、共働きですか、0歳から10歳ぐらいまでのお子さんをお持ちですか。そういうカテゴリーでない人が幾ら議論しても、実際にサービスを受けたいと、お金を払ってでも受けたいと、ましてや定員割れしとると、そういう状況の中で、皆さんのようなカテゴリーの人たちが議論しても、それは行政と町民のキャッチボール通じませんよ、それでは。何でその中に私みたいに、保護者、そういう年代の近い方のご意見が入ってなかったのか。それはいかがですかね。事務局だけの判断でよろしいんですか、それは。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

私も直接保護者の方とご意見を賜ることがございます。あるお母さんですが、お仕事をしてあって、うちの息子は4年生になります、一人息子です、ぜひ入れてく

ださいとお願いされましたが、私は今のところ現状3年生までとなっています。男の子だったら、野球、サッカー、何か運動クラブに入れて、ぜひ頑張らせていただけないかということもアドバイスいたしましたが、現状入れておりませんし、強い希望があることは肌で感じております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

ちょっと町長にお聞きしたいんですけど、この件ですね。行財政改革推進事業という感じで、これは町の重点施策ですね。これに毎年250万円から300万円予算つけてますね。これ経営政策課で受け持つ事業と思うんですけど、その中で、先ほど副町長が言われました行政評価指標、事務事業評価ですよ。町長部局は、この評価基準を取り入れてるけど、教育委員会部局はこれは取り入れなくてよろしいんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

行政評価は、教育委員会も含めたところで予算組みもしますし、決算の状況も見ます。今、教育長からお話があったアンケートをした29名の希望者があったといったお話は、私はここで初めて聞きます。十分中身を、教育委員会が思う、どうしてアウトなのかということをよく中身を聞いて、できれば受け入れができるのであれば、受け入れたいというふうに思ってます。

以上です。

もうこれの質問はこれ以上されても一緒だと思います。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

今の答弁が、私は普通の人間的な一般的な答弁やと思いますよ。空きがあるんやから、空きがなければ私も無理強いしませんよ。入れる場所がないんやから。ただ、空きがあるんやから、そんなにしゃくし定規に固まらないで、ああ空きがあるんやねと、じゃあちょっと緩和しよう。じゃあ本当に困ってるんやねと、じゃあ来てくださいって感じで、それが普通ですよ。私は、今言われましたんで、もう答弁はよろしいんですけど、保育園と学童保育というのは一体型なんです。保育園を経験されたご家庭の方は、ほぼ小学校に入られても、学童保育はこれはもう必然

的に経験されます。そういう流れでいくと、やっぱり保育園、今、町長部局でやられています。学童保育になると、これが教育委員会、物事の考え方というのがやっぱりがらっと変わるんですよ。町長部局の子ども未来課はやっぱり保護者の意見を吸い上げてると思いますよ、教育委員会からするとですね。そこから、保育園を卒園されました、じゃあ実際に学童保育入りますと、保護者からすると町のその担当課とか関係ないんですよ。それが、行政の縦割りというか、そういう縦割りがあって、例えば今現在のように、定員割れしてるのに入れないとか、何らかの理由をこじつけて、がんじがらめに規制に縛られてるようなそういうシステムだと、これはもう見放されると私は思いますけどね。そういうことを最後に述べさせていただいて、私の一般質問とさせていただきます。

(5番 福永善之君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ちょっと皆さんの考えを拝聴させていただきたいと思いますが、今12時ちょっと前です。続けますか。

(大丈夫) の声あり

◎議長（進藤啓一君）

はい。

では、12番山脇秀隆議員。

(12番 山脇秀隆君 登壇)

◎12番（山脇秀隆君）

12番山脇です。

いつも最後なので、皆様には非常にご迷惑をおかけしておりますが、今回もお昼をちょっと我慢していただいて、私の一般質問をさせていただきたいと思います。

今議会において、50回目の一般質問となります。これまでの中で、質問回数が7回に達し、いまだ解決の道が示されないで10年以上先送りされております全日自労高齢者福祉事業団の移転の問題について再度質問をしたいと思います。

この問題の最大の要因は、町と高齢者福祉事業団との間に、契約書等なる取り決めがなかったことであります。行政側がなぜ条例不履行だとみずからわかりながら、事を先延ばしにしてきたのか。今回は、高齢者福祉事業団の目線に立って、これまでの経緯をもう一度見直しをして、行政のあり方を問うてみたいと思います。

それでは、最初にこの問題の経緯をお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今までのご質問の件もございますので、所管の都市政策部長のほうから経緯について答弁いたさせます。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

高齢者福祉事業団の移転問題につきましては、これは平成14年12月議会以降、数回にわたって質問をいただいております。また、地元行政区長よりも、行きどまりの道路を県道に通してほしいという要望も何度か上がっております。

これまでの経緯を簡単に説明しますと、炭鉱の閉山によりまして、炭鉱離職者に対する失業対策事業として、本町も地域指定を受け、多くの公共事業を実施してまいったところがございます。その当時に就労をされていました団体である全日自労の事務所が現在地に建てられています。これは昭和33年というような記録でございます。当時の町長と団体代表者との間で口頭による土地の貸し付けがされたと思われれます。その後、失業対策事業も終了しましたが、昭和54年に高齢者事業団が立ち上げられ、組織の改革によって中高年事業団と高齢者福祉事業団に変更になっております。現在では、企業組合糟屋郡高齢者福祉事業団に名称が変わっております。この土地は、里道と町有地の山林にまたがって建てられていますので、問題解決のため、町も団体も民地、官地を問わず、代替地の検討を進めてまいりましたが、なかなか条件に合う土地が見つかりませんでした。平成21年9月議会の一般質問で執行部より回答いたしましたとおり、現在の里道と町有地の上の建物を移転してもらい、通り抜けのための従来の道路を確保し、残った残地について、これは行政財産も含まれますので、普通財産とした上で払い下げをして申請をしてもらうか。賃貸借契約を交わして有償で貸し付けをするか、どちらかを提案をして協議を進めてまいっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

今、ざっと概略をご説明していただきました。今経緯を話していただいたので、これについて因町長がどのように感じたかをちょっとお聞かせしていただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

事業団のほうとの話が折り合いがついておると聞いております。ということになれば、その方向で解決をしていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

事業団との話の解決は、もう既に以前から、もう何年も前から話は済んでおりますというお話でございました。で、にもかかわらず、いまだにそれが実行できていないというのが、今現状なんですね。もう一回、この事の起こりですね、事の起こりをちょっと見てみたいと思いますが、緊急失業対策や産炭地離職者雇用対策などにより、中高年の雇用の受け皿として設立された全日自労高齢者福祉事業団に、町が町営住宅を建設するので、立ち退きを命じ、敷縄池周辺にあった事務所から現在の場所に昭和33年に移転、建築されたということであります。当時の町長と事業団の間で現在の地に決められたわけですが、口頭で契約を結んだというような言い方をされておりましたが、事業団側としては行政側の指示に従って、この土地にやってきたわけですね。それが里道なのか、山林なのかという認識は、私は知る由もなかったであろうというふうに思っております。

そこで町長にお尋ねします。

町長が里道上に移転指示を出すことがあると考えられますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

字図とその段階で調査しておけば、そういった指示はしなかつただろうと思いますし、もしそこに移転を町のほうが指示したのであれば、その里道については、国からの払い下げを受けるなり等々して、今おっしゃった措置をするべきが本当の筋でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

私もそのように感じます。さきの、今まで3人の町長に、この問題について触れさせていただきましたけども、今回町長は初めて触れることになります。済みません。ちょっと通告書の中で、町長にも触れたということを書いておりましたけど、それは訂正させていただきます。

それで、私の最初の質問の中で、当時、小池町長だったので、小池町長に答弁を

もらいましたら、暫定的に移転を指示したんだらうという答弁でした。つまり永続的ではなく、一時的にこの地に移ってもらったということだらうというふうに思います。それでは、なぜこの後、別の場所に移転指示を出さなかったのか。この件についてはどう思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

当事者でございませぬので、その辺のお答えはしかねます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

わからないですよ。当然、因町長は、正規に考えたら、里道上に許可を出すこと自体があり得ないという考えですから、基本的に今のはわからないと思います。つまり、契約書がない以上、つまり行政側が失念していたと思わざるを得ないわけですね。ここにもやっぱり行政の不手際があったというふうに認識をいたしました。で、この問題が明るみに出たのは、高齢者福祉事業団の平成11年の増改築でした。このときは既に3回目の増築であり、さすがに近隣の町民も生活道路が下げられたため、行政に報告をしております。そのときは、行政職員も現場に赴き、検証をして、事業団に対し注意喚起をしております。しかし、今なお里道上に建てられた建物は、見過ごされてきたのが現状であります。上司にこの案件は報告されていたにもかかわらず、何ら手を打たなかったことを認めざるを得ません。部下から上司にこういった問題があるとしたときに、担当課長、部長はどのような対応をとられるのか、都市政策部長に聞きたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

担当者からそういう報告があれば、その中で可能なところを探って、しかるべき指導をいたすのが本来の姿だと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

この案件については、以前から、7回目、質問してまいりましたが、皆さんどういふわけか違法性はありませんという答弁を今までされておりました。今ちゃんと、これはそういう話があればちゃんと手を打つのが上司の役目であるという答弁

をいただきました。で、事業団側からすれば、建築申請はしたが、法定外公共物なので許可ができないとの返事だったので、仕方なく増築をしたということになっております。これは、高齢者事業団側の言いわけであります。で、この土地は国有地でありましたので、町ではなく、また県にお伺いしたってということがわかります。事業団は、町や県から何ら警告を受けなかったことで、問題はないと判断したのではないのでしょうか。強くこのときに警告をしていれば、この問題もここまで大きくならなくて済んだかもしれません。ここにも行政の大きなミスがありました。当時はまだ法定外公共物管理条例の施行は条例化されていませんでしたので、財務規則によるところが大きかったと思います。財務規則によると、里道などは公有財産であり、行政財産としております。行政財産は、原則貸付禁止であります。貸し付けるには、普通財産にするしかありません。そのためには、用途廃止をしなければなりません。これには、近隣の住民の同意が得られなければ用途廃止はできないようになっております。このような禁止事項があったため、事業団としてもどうにもできなくて黙って増改築をしたと回答しております。事業団もある程度こういった認識に立っていたのは事実のようであります。

平成16年に、地方分権の推進を図るために、国有財産である里道や水路などが町に譲与されました。そして、平成20年3月に、粕屋町法定外公共物管理条例が施行され、法定外公共物を占用するための条項が盛り込まれ、附則には従前より借りていたものに関しては契約があったものとみなすという、まさにうってつけの契約規定が明文化されておりました。あれから5年以上たちますが、この条例に即して、高齢者福祉事業団との契約をなされたのかどうか、お聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

まず、財務規則のほうからご説明いたします。

公有財産のうち行政財産は、特例として、本来の用途または目的を妨げない限度において貸し付けまたは質権を設定できるようになっております。里道、水路等の法定外公共物の場合、その機能を阻害しない限りにおいて、公共物等のこれは契約と言いますよりも占有許可を得ることができます。問題の建物は、里道上に建設されておまして、この里道、先ほども議員からおっしゃるとおり、用途廃止がなされない限りは普通財産としての契約、双務契約というものはできないようになっておりますので、現在のところ契約していないような状況でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎ 12番（山脇秀隆君）

要するに、ここは規定以上あってはならないところに建物が建ってるので、契約をできないということですか。

◎議長（進藤啓一君）

答弁の場合、誰かわかりませんので、声を出して言ってください。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

おっしゃるとおりでございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎ 12番（山脇秀隆君）

法定外公共物管理条例には、里道上に貸し付けてある、要するに今まではなおざりにされきたわけですから、認めざるを得ないわけですよ。今までの答弁を聞くと、もうそこは時効だと。これ町が悪いんだ、仕方がないんだっていうような答弁で、これは何らしなきゃいけない。そしたら、ある程度認めてるんですよ。前町長、篠崎町長も違法ではないと言い切ったわけですよ。そういった中で、じゃあこれは契約をするべきじゃないかと。平成20年には、もう管理条例できてるわけですよ、法定外の。その中には、経過処置として、法令以降は従前の契約があったものとみなすって書いてあるんですよ。何でそれをあって通知しないんですか、高齢者事業団に。今だってできるはずですよ。何でこの条例を履行しないんですか、お聞きします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

現在のところ、高齢者事業団とこの土地の明け渡しについて協議中でございますので、そのような使用貸借契約、これも法的にもできませんし、これはできるとすれば、道路が普通財産、一般の土地ということ認めるということになりますので、そういう事務をしていないということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎ 12番（山脇秀隆君）

今まで、そうやってずっと逃げてきたんですよ、行政は。はっきりさせないです。要は、違法なところに建ってるので、契約しようにも契約ができない。言って

るわけですよ。私は、この法定外公共物管理条例ができたときは、ああこれでやっ
と契約ができるんだと思って喜びましたよ。これで、契約があったものとみなすど
いう条文が入ってるんですよ。そしたら、やればいいじゃないですか、高齢者事業
団に。こういう条例ができたので、こうやって占有許可証をとって、ちゃんと通知
してくださいね。できたはずですよ。後で、固定資産税の問題聞きます。固定資産
税、これから課税しようと思ってるはずですよ。法律上あってはならないところ
にある建物に対して今固定資産税をかけようと考えてありますよ。このちぐはぐさ
がありますよ。だから、この辺はしっかり統一して、やはり条例に従ってやれば何
の問題もないわけでしょう。そのための条例でありますから、その辺はしっかり読み
込んでいただいて、何のために里道が国から譲与され、そしてこの平成20年に、法
定外公共物管理条例ができたかっていうことを認識してもらいたいと思います。も
う一回、いいですか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

再度、内部のほうでも、その件については検討いたしたいというふうに考えま
す。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

これですね、話し合いをしています、検討してます。もう何年ですか。私質問し
てから12年ですよ。12年間。で、1回目、2回目したときは、もう既に相手と話し
合いができてますから、相手も立ち退くようになってますから、もう後は場所決め
てやるだけですよって、それから何年ですか。なあんもない。それは、何が原因か
といたら、私は毎回言ってますよ、契約書がないからですよ。だから、町と高齢
者事業団で契約書をつくれればいいだけの話なんですよ。契約にのっとって条例に従
えば、高齢者事業団は必然的にみずから身を引かなきゃいけない立場になるわけ
ですよ。それをやろうとしないのはなぜですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

いろいろな長い歴史の中で、経過があるようでございます。今、質問者がおっし
ゃるとおり、普通の政体であればそのような措置を当然とるべきだと思います。た
だ、課税については、私は5年さかのぼって課税をしようというふうに考えており

ます。そのことについても、一応事業団のほうとも話をしております。そして、あと立ち退きについては、10年話しておる経過もございますので、それに沿った形でこの問題を整理をしていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

条例って、あるわけですね。今、もう何回も言ってますけど、これ条例っていうのは、行政事務の決まりことであって、多分行政の生命線だと思うんですね。これがないとひっちゃかめっちゃかになると思うんですよ。で、これをみずから履行しなくて、何を守ろうとしてるんですか。条例がある以上、条例に沿ってきちっとやるべきじゃないですか。今までの長い年月かかったかもしれません。先延ばしに全部してきたわけですから。こんな嫌なこと、誰が引き継ぐかみたいな感じで、ずうっと来たわけでしょう。私、何人課長かわりましたか。課長かわるたんびに言わなきゃいけないんですよ、これ。引き継ぎがうまくできてない。そのたんびに言って、申しわけないけど、この辺どうなってますか。いつも同じ答えです。片や、町民はどうですか。税条例、これ税の滞納者に容赦なく、延滞税も含め厳しい取り立てをしてますよ。私、何人かの町民の方から、訴えられましたよ。何訴えられたと。厳しいと。給料を差し押さえされて、延滞税まで賦課されて、生活ができないと。そういう話を聞きました。これだけ町民に対しては厳しい態度とってるわけですよ、町は。それにもかかわらず、どうしてこの高齢者事業団にそういう態度をとれないのかな。差し押さえされてるんですよ。給料差し押さえ、全部そういう処置をされてるんですよ。みんな泣いてるんですよ、町民の方。だけど、払わなきゃいけないから、条例に違反したら払わなきゃいけない罰則があるわけでしょう。払わなきゃいけないから、みんな苦勞して払ってるわけですよ。泣きながらでも。今、町長のほうからも、固定資産税のお話が出ました。これも一つの問題ですね。税条例の一つの問題として、固定資産税の問題もここに 있습니다。で、今町長、いみじくも5年さかのぼってやると言われました。これはもう、11年増改築してるときに、建物があるというのは行政も認識してるわけですよ。この辺、認識は、建物があったという認識は、平成11年、この問題が発生したときに皆さんにありましたか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

11年前にあったかというお話でございますけども、私も11年前は職員でおりまし

たけども、当の所管ではございませんでしたので、直接現場に行ってその確認をしたわけでもないし、当時の所管の職員がそれを確認したということも今でも不明でございます。いろいろな問題は、確かに今までの間にございました。事業団との一定の話がもうついておるといふことでございますので、山脇議員から二度と同じ質問がされないように対処してまいります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

平成11年からもう14年ぐらい、14年たってます。で、ここ今さっき経緯の中で、昭和33年建築されてきてますという話ですね。シルバー人材センターは、要は建物も土地も町の町有地でございますので固定資産税はかからないようになってますね。ところが、土地に関しては町が貸したというふうに、口約束でなってますから、当然町の所有ですから、土地に関しては固定資産税はかからない。しかし、建物については、これは固定資産税かかるだろうという話に今までの経緯ではなってます。で、昭和33年から、固定資産税っていうのは、払われてないと思うんですね。私が言いたいのは、町民の方が滞納したら逃れられないですね。時効がないんですよ、いる限りは。現存してる限りでは、逃れられないですね。これは、さかのぼってでも払わなきゃいけない。それが、何で5年なんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは、地方税法のほうで、遡及できるのが5年となっております。しかるに、5年さかのぼるといふことでございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

ということは、法律で5年ということは、これ50年ですよ。50年たってるんですよ、この問題は。50年間のうち、5年間しか固定資産税が請求できない。45年間は見過ごしてきた、これ行政の過ちですか。行政の誤りと認めますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

50年前の背景からして、それは炭鉱が閉山し、失対事業が始まりました。失対、

特開、緊就といった、その炭鉱に就労しよった人たちが、それぞれ今度は政府がその助成をしながら、その仕事場を市町村で提供しなさいといったような時代背景がございました。そういった中で、あなたたちが事務所がないとやったらここにつくって集まる場所にしないとといったようなことで、当時の市長がそうしたんだろうと思います。が、50年前までさかのぼってどうのこうのということではできませんので、税法で定める最大の5年間についての遡及をして、課税をしたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

時効したのは、何もしなくて時効になるんですね。これ請求をかけてたら、時効って延びるんですよ。ずっと払う権利が発生するわけですよ。平成11年には、もう建物があるってというのはわかってるわけですから、ここからでも請求をかけることは可能だったと思うんですね。これすらやれてない。私はこれは行政のミスだと思いますね。やはり町民から預かる大事なお金、町民から徴収しているお金によって、私たちはこうやって行政運営ができてるわけですから、その辺をやっぱりしっかり管理監督をしていただきたいというふうに思ってます。

今、高齢者事業団の役割について少し述べられましたので、この高齢者事業団のこれまでの役割を、やっぱり高齢者事業の立場もありますから、やはりこの辺はしっかりお聞きをして、粕屋町にとってどんな貢献をしてきたのか、その辺も聞いてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

高齢者事業団の役割あたりについてのご質問でございます。

昭和54年に、糟屋中南部5町と全日自労粕屋支部の出資によりまして、糟屋郡高齢者福祉事業団が立ち上げられました。失業対策事業、就労者の仕事と暮らしを守る組織として、主に自治体からの委託業務を中心に運営されてまいりましたが、当初の就労者は高齢のため、多くが退職され、現在は企業組合糟屋郡高齢者福祉事業団に名称が変わっております。聞くところによりますと、役割といたしましては失対関係者を問わず、高齢者の雇用と生活を守ることには変わりはないそうですけれども、自治体からの業務も減少し、仕事を求める高齢者の募集もできていないというふうなことが現状のようでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

どれぐらい粕屋町に貢献してるかが余り見えてこなかったわけですが、中高年の雇用の受け入れ先としての役割を十分に果たしてきたということで、よろしいですね。

戦後、これ全日自労って私言ってますけど、全日本自由労働組合っていうんで、当時の戦後における混乱の中、雇用対策というか、土木工事業者の人夫さんとか、炭鉱離職者とか、そういう方が集まってこの組合をつくったというふうに言われております。短期的、短時間労働を主に仕事の中身としてまして、行政から仕事を受けてるというのは実情でありました。で、今残ってる高齢者事業団、昭和55年4月の国の補助事業対策によって、一部はシルバー人材センターとか、一部は株式会社化して、今までどおり行政から仕事を請け負ってるようですけど、一部にはこうして高齢者事業団として、今企業組合、粕屋事業団としてですかね、残ってるというふうに聞いております。で、その中で、町が仕事の委託をしていると思うんで、どれぐらいの仕事の委託をして、どのぐらいの陣容でやられてるのかお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

総務部関係の業務委託でございますけれども、土日の庁舎清掃に10名程度、それから日常の常駐の清掃に2名程度の委託をしております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

先ほど言われましたように、事業は縮小してきているわけですね。高齢化というものもありますし、また、理事会も形式的にやってるような形で進展もない。要するに、営業もかけられないという状況だろうというふうに思っております。この事業が、平成18年、緊急失業対策法を廃止する法律が成立して、高齢者事業団の権利者に対し、退職金が支払われてますよね。退職金が。しかし、現実に事業が続けられている、これ何か意味があるんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

そのところは、詳細に承知しておりません。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

高齢者福祉事業団の権利者に対しては退職金が支払われて、事業は終わったというふうは何回も答弁でも聞いてます、これは。ただ、その退職された方が何でまた同じような事業を継続してされてるのかなど。一部はシルバー人材センター、一部は株式会社がされている。そういう状況の中で、なぜここだけがそうやって残ってるのかなって、ちょっと疑問がありましたんで聞いてみましたけど、わからないいうことでありますね。

以前、町長に、シルバー人材センターの件で、高齢者の雇用受け入れ先としての、受け入れ先として、シルバー人材センターを主として考えていきたいという答弁でございました。この高齢者事業団も中高年の雇用の受け皿として、現実には今10名の清掃と2名の常駐清掃員という形で、庁舎の仕事を出してるということですが、これは何らかの指導ってあるべきじゃないでしょうか。例えばシルバー人材センターに一本化するとか、あとどうしても仕事をするんだったら、もう株式会社化しなさいとか。そういった指導というのは、行政がやらなくてはいけないんじゃないかなと思います、その辺いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

行政が指導できるものか、研究をいたします。今、即答で、指導しますとか、シルバー人材と合体させますとかという回答はちょっと控えさせていただきたい。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

この問題は、事業継承が可能かどうかなんです。だから、この辺が例えば100人とか、200人とか、そういったシルバー人材センターのように、人員を要してやるのであれば、町としてもこれはしっかり支援していかなきゃいけない。雇用の受け皿になってるわけですから。ところが、もう10名とか、そういうレベルで、高齢者、この企業組合粕屋事業団としてやっていけるのかという問題があると思うんです。そうした中に、この移転問題として、町が建物をここに、移転先を見つけあげて、建物を建ててあげて、それを存続する意味はあるのかなど。存続させる意味があるのかなど。そういった意味では、もうこういう状況、厳しい状況、ます

まずこれから厳しくなると思うんですね、競争になりますから。うちの町には、シルバー人材センターもありますから、共存という流れになってきますので、当然仕事の奪い合い等もあると思います。これをいつまで、町はこの高齢者事業団に対して仕事を出していくつもりなのか、その辺を聞きたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今の段階で期限は切っておりません。が、元気に働け、働いていただける間は、役場の清掃なり、いろんなところでの業務についていただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

雇用を守るのは本当に大事だと思いますし、わずかな人数でも、やっぱりその働いている以上はそれは守っていかなくちゃいけない。こちらがやめるという権利も何もないとは思いますが、そうであるならば高齢者事業団として、現在里道上に建てられた建築物をみずから撤去して、みずからもとあった場所に改めて自分で建築をして、町との占有許可申請をしていただいて、新たに契約を交わすことが、私は本来の筋であると思います。存続する意思があるのであれば、そうすべきだと思いますね。もしなければ、当然シルバー人材センターに一本化させるのか。そういった指導をしていく。株式会社にして、しっかり会社として町と契約をさせていくのか。こういうことがやっぱり必要になってくるのではないかなというふうに思います。私は、この粕屋町法定外公共物管理条例の規約どおりに事が進めば、地元住民から要望のある袋小路で災害時に逃げ道のない行きどまりの道路を、本来ここが道でしたよという部分に、状態に戻すことができる。それをために、これから町がやるべきことは何なのか、もう一回、今話が進んでおりますということなので、その辺また詳しくちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

先ほども申しましたように、地元の住民代表たる区長さんから、平成17年、それから最近では平成24年4月にも早急なる建物の撤去と道路整備を願う旨の要望書も出ております。火災などの災害時には、袋小路となっていますので、建物撤去が実現できれば速やかに県道側に通じる道路の整備をいたします。で、それまでの考え

られます。手続としましては、現在の建物のうち、本来の失業対策事業の目的を持った建物について、不動産鑑定士によるまず建物の鑑定を行うということ、これは既に終えております。それから、町と団体との間で、この建物の移転に伴います構内再築もしくは構外再築の物件補償の契約なりをやると。それから、現在の里道の行政財産である部分を普通財産とする手続が必要となります。そして、新たな道路を町が認定をするということ。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

かねてから、いつまでやるのか、どうやって決着させるのかという、今の今まで先延ばしにされてきたわけであります。だから、いつまでやりますとか、いつまで、任期中にやりますとか、前町長も任期中にやりますと言って、できませんでしたから。誰も信用することできないわけですね。だけど、いみじくも町長が私に二度とこの質問はさせないと言ってくれましたので、それを信用していきたい。私は皆さんが共有してほしいんですね。というのは、課長、部長が変わるたびに、いなくなるわけですね、定年退職で。そしたら、またこれが気持ちが薄れてしまって、またそれが先延ばしになってる要因なんです、実は。だから、ここにいらっしゃる皆さんが、これは自分の責任において、これは必ず解決していくというやっぴり意識に立っていただかないと、この問題というのは絶対に解決しないと思います。そういうことを私はお願い申し上げたい。その辺、改めて因町長と野中部長に決意を表明していただきたい。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

先ほどもお話ししましたように、二度と同じ質問がされないように、私の責任で解決します。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

私も町長の支持のもと、あとは地域のほうとの行政財産を普通財産にする手続等には同意等の必要もございませぬ。その辺を進めてまいりたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

ありがとうございます。

最後に、この問題の進捗は、逐次議会に報告することは可能でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは、議会のほうに逐次報告するといったような事項ではないと思います。つきましては、所管のほうにお尋ねになれば、今ここまでいっているよというお話ができると思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

それでは、興味のある方は都市政策部長に聞けばわかるということによろしいですね。はい。ありがとうございます。

それでは、50回目の記念すべき一般質問でございました。おなかもすいた頃ですので、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

（12番 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後0時39分）

平成25年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（本 会 議）

平成25年9月20日（金）

平成25年第3回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成25年9月20日（金）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 議案撤回請求書の提出

2. 出席議員（16名）

1番 木村優子	9番 久我純治
2番 川口晃	10番 因辰美
3番 安河内勇臣	11番 本田芳枝
4番 太田健策	12番 山脇秀隆
5番 福永善之	13番 八尋源治
6番 小池弘基	14番 安河内利明
7番 田川正治	15番 伊藤正
8番 長義晴	16番 進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信 ミキシング 古賀博文

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因清範	副町長 箱田彰
教育長 大塚豊	総務部長 八尋悟郎
住民福祉部長 水上尚子	都市政策部長 野中清人
教育委員会次長 関博夫	総務課長 安河内強士
経営政策課長 山本浩	協働のまちづくり課長 安川喜代昭
税務課長 石山裕	収納課長 瓜生俊二
学校教育課長 八尋哲男	社会教育課長 中小原浩臣
給食センター所長 城戸和子	健康づくり課長 大石進
介護福祉課長 吉原郁子	総合窓口課長 今泉真次

子ども未来課長 安河内 渉
都市整備課長 吉 武 信 一
上下水道課長 山 野 勝 寛

環境生活課長 因 光 臣
地域振興課長 安 松 茂 久

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議長（進藤啓一君）

本日は、議案第61号工事請負契約の締結についての議案撤回請求書が1件提出されました。これを日程に追加いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

追加日程第1、お手元に配付いたしておりますように、議案撤回請求書の件を議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

おはようございます。

台風18号が大変な被害をもたらしました。特に、京都、滋賀、福井につきましては、先月から施行されました特別警報が出され、京都嵐山あたりは大変な被害でございます。一日も早い復旧、復興を願うものでございます。

また、昨日は中秋の名月ということでございました。満月と中秋の名月が同時に重なるというのは、大変珍しいことだそうでございます。次に、満月と中秋の名月が重なるのは2021年ということで、オリンピックの翌年だそうでございます。

さて、本日、本会議を開催していただきましたのは、先ほど議長からお話がありました議案第61号の工事請負契約の締結についての撤回についてでございます。これについてはこのたび議案の取り下げを行うことにつきましてご説明を申し上げたいと思います。

本議案は、粕屋中央小学校に専用の放課後児童クラブ室を建設し、さらなる保育の充実を図るもので、工事請負契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めたものであります。この9月議会の議会上程と並行して、福岡県に対し補助申請を行ってまいったところでございますが、9月12日に、県の担当部

署より連絡がございまして、国からの県への通知、要するに内示でございますけども、これが遅れそうだと。予定では11月頃になりそうだということでございます。ということから、内示日までの工事請負契約の締結については、国庫補助対象から外れるおそれがあるということでございます。つきましては、再度県との協議をいたしました結果、契約日が内示日より早い日付になることについては好ましくないという結論に達しました。よって、施設の完成がおくれることとなりますが、今後国の内示にあわせまして臨時議会を招集させていただき、本議案を再上程したいと考えております。このようなことから、9月議会に上程いたしておりました工事請負契約の締結議案を取り下げたく、粕屋町議会会議規則第20条の規定によりまして撤回請求書を提出させていただいたところでございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの議案撤回請求書に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案撤回請求書につきましては、請求どおり撤回することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第61号工事請負契約の締結については撤回することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前9時36分)

平成25年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成25年9月25日（水）

平成25年第3回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

平成25年9月25日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決

2. 出席議員（15名）

1番 木村優子	10番 因辰美
2番 川口晃	11番 本田芳枝
4番 太田健策	12番 山脇秀隆
5番 福永善之	13番 八尋源治
6番 小池弘基	14番 安河内利明
7番 田川正治	15番 伊藤正
8番 長義晴	16番 進藤啓一
9番 久我純治	

3. 欠席議員（1名）

3番 安河内勇臣

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信 ミキシング 古賀博文

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因清範	副町長 箱田彰
教育長 大塚豊	総務部長 八尋悟郎
住民福祉部長 水上尚子	都市政策部長 野中清人
教育委員会次長 関博夫	総務課長 安河内強士
経営政策課長 山本浩	協働のまちづくり課長 安川喜代昭

税務課長	石山裕	収納課長	瓜生俊二
学校教育課長	八尋哲男	社会教育課長	中小原浩臣
給食センター所長	城戸和子	健康づくり課長	大石進
介護福祉課長	吉原郁子	総合窓口課長	今泉真次
子ども未来課長	安河内渉	環境生活課長	因光臣
都市整備課長	吉武信一	地域振興課長	安松茂久
上下水道課長	山野勝寛		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

本日、3番安河内勇臣議員から所用のため欠席届が提出されております。したがって出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合議会議員に八尋源治議員を指名いたします。

ただいま議長が指名しました方を糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました八尋源治議員が、糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合議会議員に当選されました。

◎議長（進藤啓一君）

糟屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

糟屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員に八尋敏雄さん、松永孝志さん、長武範さん、井上安彦さん、安川博俊さん、安河内延清さん、小西敏喜さん、山田喬さん、田代秀彦さん、辻正昭さん、以上の方を指名いたします。

ただいま議長が指名しました方を糟屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました八尋敏雄さん、松永孝志さん、長武範さん、井上安彦さん、安川博俊さん、安河内延清さん、小西敏喜さん、山田喬さん、田代秀彦さん、辻正昭さんが糟屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員に当選されました。

◎議長(進藤啓一君)

議案第52号粕屋町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長(山脇秀隆君)

おはようございます。それでは、議案第52号に関して、粕屋町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果についてご報告いたします。

内容につきましては、平成25年3月30日に公布されました地方税法の一部を改正する法律の規定に基づき、さきの6月議会の専決処分で承認されました事項以外の関係政令及び省令が、それぞれ平成25年6月12日に公布されました。また、平成

23年12月2日に公布されました経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律等の規定に基づき、地方税に関する税務調査手続等に関して、所要の規定を整備するため、議会の議決を求められたものであります。

今回の主な改正は、大きく3点ございます。

まず1点目は、今回の税制改正で、金融所得課税の一体化による見直しとして、個人の方が上場株式等を保有、売却した場合、国税である所得税の確定申告がなされますが、その内容を地方税である住民税に反映させるための改正であります。

大きな2点目は、個人住民税の公的年金等からの特別徴収制度の見直しに伴う改正であります。具体的には、粕屋町が公的年金の支払いをする際に徴収する仮特別徴収税額を年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の2分の1に相当する額とする等の見直しが、平成28年10月1日以後実施分から施行されます。

最後の3点目は、徴税に関して、公平で公正な課税を行うため、国税に準じた地方税に関する税務調査手続等の改正により、徴税吏員等が行う徴税に関する調査等の手続きに関し、条例で定める必要がありますので、改正を行うものでございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって可決すべきことに決しましたことをご報告申し上げます。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第52号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第53号粕屋町駅舎コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

議案第53号は、粕屋町駅舎コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

付託を受けました総務常任委員会における議案の審議の経過と結果についてご報告いたします。

これは、平成25年8月1日告示第39号による住居表示の実施に伴い、平成25年9月28日からハーモニーホール伊賀の位置の表示が変更になるため、所要の措置を講じるものであります。

当委員会におきまして慎重に審議を行いました結果、全員賛成をもって可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第53号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第54号粕屋町自転車駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

建設常任委員会委員長。

(建設常任委員長 長 義晴君 登壇)

◎建設常任委員長（長 義晴君）

議案第54号粕屋町自転車駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、付託を受けました建設常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

今回の改正は、住居表示の実施に伴い、別表中の伊賀駅前自転車駐車場の位置の表示を、粕屋町大字戸原259番31外から粕屋町長者原西1丁目259番31外に改正するものであります。

なお、この条例は平成25年9月28日から施行の予定であります。

以上につきまして、当委員会で審議いたしました結果、全員賛成で可決すべきことに決しましたので、ご報告いたします。

(建設常任委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第54号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第55号粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 因 辰美君 登壇)

◎厚生常任委員長（因 辰美君）

議案第55号粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案の付託を受けました厚生常任委員会における議案審議の経過並びに結果についてご報告をいたします。

この条例は、平成25年3月30日に公布されました地方税法の一部を改正する法律の規定に基づき、地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成25年6月12日に公布されたことに伴いまして、所要の規定を整備するものでございます。

今回の主な改正は、公社債等の利子、譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当、譲渡損益に対する課税を一本化することなどに伴いまして、国保税の課税特例を変更するものでございます。

当委員会で慎重審議いたしました結果、全員の賛成をもって可決すべき事項と決

しましたので、ご報告いたします。

(厚生常任委員長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第55号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第56号平成25年度粕屋町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

山脇予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎予算特別委員長（山脇秀隆君）

議案第56号平成25年度粕屋町一般会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

今回は、既定の予算に歳入歳出それぞれ5億3,157万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を121億4,957万6,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、9款地方交付税のうち普通地方交付税の算定結果、1億750万5,000円、14款県支出金では、保育所等整備事業補助金等を1億4,541万2,000円、18款繰越金を3億2,905万2,000円、20款町債では、臨時財政対策債を9,510万1,000円増額するものであります。一方、13款国庫支出金では、子育て支援交付金等が県支出金への組み替えにより、2,275万2,000円、17款繰入金では、財政調整基金繰入金を1億3,164万1,000円減額するものであります。

続きまして、歳出の主なものといたしましては、総務部では、経営政策課所管の13款2項1目開発公社費の土地開発公社補助金を2億円増額し、協働のまちづくり課所管では、9款1項1目常備消防費のうち分署新設に伴う粕屋南部消防組合負担金を618万9,000円、同じく3目消防施設費のうち、消防訓練所新設工事費を1,700万円増額するものであります。

住民福祉部では、総合窓口課所管の3款1項3目社会保障費のうち国民健康保険特別会計一般拠出金を1億1,000万円増額し、子ども未来課所管では、3款2項1目児童福祉総務費のうち保育所等整備事業費補助金を1億2,270万円増額し、同じく2目児童福祉施設費のうち、私立保育所の保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金を1,244万5,000円増額するものであります。介護福祉課所管では、3款1項8目障害者福祉費のうち特別対策事業給付費を340万6,000円減額し、平成24年度の障害者自立支援給付費確定により、837万3,000円を返還のため、同じく医療費についても医療事業の確定により、1,098万8,000円を返還金として増額するものであります。また8款4項1目住宅管理費では、町営住宅修繕料280万円の増額であります。健康づくり課所管では、4款1項2目感染症対策費のうち風疹等ワクチン接種助成金新設により、500万円増額し、同じく3目母子保健事業費では、平成24年度分精算により、230万9,000円減額するものであります。

都市政策部におきましては、地域振興課所管の6款1項2目農業振興費のうち、ため池かんがい施設改修費460万円を増額し、都市整備課所管では、8款2項2目道路改良新設費のうち、筑紫野古賀線県事業負担金600万円、同じく5項1目都市計画総務費では、酒殿駅周辺地区区画整理事業調査等の委託業務715万円を増額するものであります。

教育委員会、学校教育課所管では、10款2項1目学校管理費のうち、来年度に予定される小学校空調機設置工事の設計委託料420万円を、大川小学校校舎増築の設計委託料825万円増額し、10款3項2目教育振興費では、中体連大会等出場旅費補助金160万円を増額するものであります。

その他につきましては、本年6月の電気料金の改定により、庁舎、総合体育館等の公共施設電気料金を増額し、本年4月の職員人事異動に伴い、各課において人件費の所要の組み替えを行ったものであります。

慎重に審議いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

(予算特別委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この議案につきましては、予算特別委員会委員長の報告のとおり、議員全員により審議を行っています。よって、質疑を省略し、これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

4番太田議員。

◎4番（太田健策君）

4番太田健策です。

私は、4月の選挙で町会議員になりましたので、町民代表として、議案第56号平成25年度粕屋町一般会計補正予算について、反対討論をいたします。

粕屋町の町政は、ほったらかしの町政だと思っています。佐賀の武雄市では、市の持つおる土地を1円からの入札で土地を売買し、条件をつけて家を建てて、税金を増やすことをしております。それに引きかえ、粕屋町では旧役場跡地や町有地、旧焼却場、スポーツ広場等をほったらかしにして、その結果、簿価が出たということでおろされております。その中で、4億円を一般財源より支出し、25年度補正予算で2億円を支払うことには同意ができません。そもそもスポーツ広場跡地にサンレイクを建てていけば、こういうことにはならなかったと思います。スポーツ広場、これを利用せずにサンレイクの土地を14億6,000万円で買い、自然ふれあい農園1億3,000万円で買い、その上、簿価金が10億7,000万円発生しておりますが、これはなかったと思っています。これは、人的な損害だと思っています。これについては、執行部の責任も問わない、町民への説明責任もしない、無能無策、何も努力しない、汗もかかないで、そこら辺にあるものでふたをする。そこら辺のおっちゃんやおばちゃんでもこういうことはできます。これが、行政、縦割りの行政と言われるゆえんであると思います。そういう理由で、私は25年度粕屋町一般会計補正予算について、反対をいたします。

終わります。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

11番本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

本田でございます。

この議案第56号平成25年度粕屋町一般会計補正予算をすることに反対を表明いたします。

3つの理由がございます。1つは、今も太田さんがおっしゃったように、13款2項1目の土地開発公社補助金2億円、それから2点目は、9款1項3目の消防設備設置補助事業費1,700万円、それから3番目に、3款1項3目国民健康保険事務特別会計の1億1,000万円の繰出金、この3つが私の反対の主な要因です。

今、先ほど山脇委員長が報告なさったように、この補正案はとても重要ないろんな事業が入っております。だから、この補正案に反対をするというのは、議員として身を切られる思いがしております。特に、保育施設が整備されること、保育園の保育士の待遇改善、これは本当に素晴らしいというか、待機児童がこれでかなりなくなるのではないかと。だから、本来なら私の立場としてはこれは賛成すべき案件なのでございますが、1番から言っていきます。

1番、土地開発公社への補助金の2億円。これは、24年度の決算のときにもちょっと触れようと思っております。決算時、今年の3月の補正予算で、4億円を補助金として提案されました。そのとき、私はこの土地開発公社に対するこういう支援というのは、昨年12月に議会で発表されましたので、計画的にしてほしいと思っておりましたが、突然補助金という形で、3月の間にそれがされたということに対して、その時点で反対を表明しております。そして、今回また2億円という、半年間の間に6億円もの町民の皆さんの本当に大変な思いで納めてくださっている税金を使うということに私は非常に憤りを感じております。今までほったらかしということで、誰もなされなかったことを因町長は英断を持ってされたということに対して、私は本当に評価をしております。ただ、その後のことですね、この土地をどうするか、土地開発公社を今後どうするか、その具体的な施策がない中で、補正という形で出ております。そのやり方が、本当に臭いものにはふたをしようというふうなやり方に似ています。110億円ほどの自治体がやるやり方ではありません。一般行政の職員の皆さん、本当にこれでいいんですか。私はそれを皆さんに聞きたいと思いますが、実はこの件でもう一つ粕屋町議会も問われるべきだと思っております。土地開発公社の理事は、議会もその半分ぐらいは理事として名を連ねておられます。だから、責めるべきは、行政もですけど、私は議会にもその責任の一端

はあると思います。ある方は、ある程度補填しないといけないのではないかという、そういう話もされているという話も耳にします。ただ、私がここで言いたいのは、6月の土地開発公社の話し合いがあった際に、私は今回監査としてそれに入りました。で、自然ふれあい広場に関しては具体的なことは決まっています。でも、ある職員がそのことを言及しましたら、粕屋町議会を代表される方がこうおっしゃってられます。確認と言いたいんですけども、最初にスポーツ広場用地について、25年度で終わりますけれども、自然ふれあい広場用地も町が買うというのが決まったような言い方やったですね。ここは追認機関やないと思う。ということは、ここで決めるということ。決めないといかん。もう町が買うことで決まっていますという言い方やったらね、この理事会そのものが不要になるよとおっしゃっています。これは正論です。粕屋町は、議会がもう少ししっかりと今までの経過をチェックしておれば、このようなことはなかったのではないかと思います。補助金という形で提案されるということに私は反対を表明します。

それから、2番目、9款1項3目の消防施設に設置補助事業費として1,700万円。これは、法的におかしいですよ。この対象となる土地は、自然ふれあい広場1,400平米、隣接する町有地1,000平米、計2,400平米を新しく学校給食センターの横にある現在の施設をここに移す事業というふうになっています。それはそれで結構なんです。ところが、この土地の半分以上は公社の土地となっています。で、公社の許可をあるいは相談もされていない。それで、先ほどの粕屋町を代表される方の発言をここで申し上げますと、本来ならば、ある程度打診、あるいはこのふれあい広場をどうするかという具体的な方策があって初めて、この事業は成り立つわけです。私、昨日県のほうに行っていました。実は、実質公債費比率のことも調べたいと思っていましたので、そのときにいろいろお話を聞きました。結局、公社が持っている土地と一緒に事業するという事は、その方たちの話を聞いてても、どうもおかしいのです。私は、粕屋町が二度と同じような過ちをしないように、これが買い取るということが条件であればいいですよ。でも、一切その話はないんです。しかも、この土地開発公社の所有している1,400平米は、地図では非常に山地ですけど、その中でも扱いやすい土地です。その1万2,000平米かな、その中でも非常にいろんなことができやすい土地です。だから、その土地を粕屋町が一つの事業で固定してしまうということ、それは法的にも大きな間違いがあるし、今後のいろんな問題についても間違いが起きてくるでしょう。だから過ちを重ねていく。それがこの事業費なのです。だから、ここでも皆さんに言います。もう少ししっかりこのことを考えてほしい。例えばこれを何千万円かで町が買い取りますと。で、買い取った上でこの事業をしますとおっしゃるならば問題はありませんが、その話は

一切なしです。しかも私がこの発言を決算審議会のときにしても、それは通用しなかった。この発言に先ほどの議会を代表する方の発言を全員協議会でも私は問いました。ところが、それは何のことですかというふうな形で答えておられます。だから、議会にも問題があります。私は、その議会の一員です。だから、ここで皆さんに訴えたいのです。もう少し慎重に、それから過去のことはもう仕方がないんです。今さら過去のいろんな問題を責めても。でも、今の問題をどう解決するか、それが未来に希望を呼ぶんです。ふたをするようなやり方では、だんだん粕屋町の価値が下がっていきます。その辺を因町長、それから箱田副町長、よく考えてほしいと思っています。

それから、3番目の3款1項3目の国民健康保険事務の特別会計の一般繰出金、これにも反対しております。でも、このことは次の議案でも、あれは決算のところでも関係ありますので、そのときに申し上げます。ただ、今回、今山脇委員長が言われたいろんな事業があるので本当にしたいんですけど、触れられなかったことが1つありますので、それを評価すべき点として、あるいは要望として述べておきたいと思います。それは、収納課所管の……。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

これは、あなたがおっしゃっているのは反対討論ですから、それに沿った発言をお願いします。今から要望とかなんかはその反対討論にはなりませんので、参酌しながら発言をしてください。

◎11番（本田芳枝君）

2款2項2目の30万9,000円、これは評価すべき事業です。そのことに関しては今おっしゃいましたので、後で申し上げます。

私の反対討論は、ここで終わります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

5番福永議員。

◎5番（福永善之君）

議案第56号平成25年度粕屋町一般会計補正予算に反対します。

理由は、土地開発公社への一般会計からの2億円の補填、これに尽きます。

さて、私は今40歳ですが、36歳のときに初めて議会で籍をいただきました。平成21年6月議会、議席をいただいて初めての議会ですね。その議会で、私は1つ目の質問として、土地開発公社の解散について取り上げさせていただきました。現代のニーズに合わない、そういう事業をいつまで続けているのか。要らない事業はもう解散しなさい。そのようなことで発言をしております。

さて、それから現在、平成25年、ただいま9月です。その間の金利負担、毎年約1,000万円から1,500万円発生しております。その財源は、一般会計からこれも補填をされております。現在25年、これは当初からもう国の施策として意味のない外郭団体や第三セクターは解散しなさいという、そういう指令が出ておりますので、そこまで引きずって解散に持っていったような次第だと私は認識しておりますが、私が平成21年6月から現在の平成25年9月までのその間、全く手をつけていない、その間の金利負担、ましてや土地価格の下落、これに関する責任、これは誰がとるのか。皆さんよく考えていただきたい。自分の金だったらそういうことをするのか。塩漬け状態でずっと持つておくのか。まあいいでしょう、それは。自己責任だからですね、自分の責任だったら。しかし、不特定多数の町民の皆さんから集めた税金、皆さんは自分の金じゃないですよ、これは。町民の皆さんは、決められた税金を義務として皆さんに納めている、皆さんにいろいろな事業をやってほしいと負託をされてるんですよ。それを皆さんがこういう負債を抱えているような事業を。町民のツケで賄おうと、それに対してまずやるべきことがあるでしょう。1つ、町民に対する説明。1つ、どうしてこういう経緯に至ったのか、その説明。その2点をしないで、このような補填が許されるのか。皆さんよくよく自分の胸に手を当てて考えてください。

さて、今、土地開発公社の負債は約6億円から7億円あります。これは、もう最終的にまず町が買い取るしか方策というのは今のところないでしょう。また、同じようにこういう町民に説明もしない、時系列的な、どうしてこういう経緯に至ったのか説明もしない、説明もできない、そのようなことで皆さんは町民の税金を負託を受けて使うような立場にあるのか。よくよく自分の手を自分の胸に当てて考えていただきたい。

以上。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

本案は、予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第57号平成25年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第58号平成25年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第59号平成25年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について、議案第60号平成25年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について、以上特別会計4議案を一括して議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

山脇予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎予算特別委員長（山脇秀隆君）

議案第57号から議案第60号まで一括してご報告いたします。

初めに、議案第57号平成25年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についての審議の経過と並びに結果をご報告いたします。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億360万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を41億8,657万5,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税を本算定結果から514万9,000円、療養給付費等交付金を142万1,000円、一般会計繰入金を1億1,000万円をそれぞれ増額するものであります。また、24年度決算見込により、歳入欠陥補填収入を1億3,881万3,000円減額し、収支均衡を図るため、当年度財源不足分を8,049万1,000円を減額するものであります。

一方、歳出の主なものとしたしましては、国庫支出金等返納金を3,994万6,000円増額し、額の確定に伴い、介護納付金を299万2,000円、後期高齢者支援金等を188万2,000円、前年度繰上充用金を1億3,881万3,000円減額するものであります。

以上、予算特別委員会で慎重審議いたしました結果、賛成多数で可決すべき議案といたしましたことをご報告いたします。

次に、議案第58号平成25年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,236万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,387万1,000円とするものであります。

歳入といたしましては、繰越金2,236万6,000円を増額するものであります。

一方、歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を2,005万9,000円、一般会計繰出金を230万7,000円増額するものであります。

以上、予算特別委員会で慎重審議いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第59号平成25年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてであります。

今回の補正は、保険事業勘定で、歳入歳出予算のそれぞれに4,942万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億3,121万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国県支出金1,337万7,000円、支払基金交付金1,031万4,000円、繰入金325万2,000円、前年度繰越金2,248万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳出の主なものは、保険給付費を3,556万8,000円、諸支出金を1,505万4,000円増額するものであります。

また、介護サービス勘定につきましては、歳入において前年度繰越金を211万6,000円増額し、保険事業勘定からの繰入金を211万6,000円減額するものであります。歳入歳出予算総額の1,241万1,000円については、増減一緒でございますので変更がありません。

以上、予算特別委員会で慎重審議を行い、全員賛成で可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第60号平成25年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算それぞれ81万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を437万円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金81万9,000円を増額し、181万9,000円にするものであり

ます。

一方、歳出では、一般会計繰出金を81万9,000円増額し、411万9,000円とするものであります。

以上、予算特別委員会で慎重審議を行い、全員賛成で可決すべきものと決しましたことをご報告して終わります。

(予算特別委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この4議案につきましても予算特別委員会委員長報告のとおり議員全員によります審議を行っています。よって、質疑を省略し、早速議案第57号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

11番本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

議案第57号平成25年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算案を可決することに反対をいたします。

その一番の大きなというか、1つだけなんです、内容はですね、歳入のところで、8款1項6目一般会計繰入金を4,000万円から補助金1億1,000万円をプラスして1億5,000万円とすることという内容でございます。

実は、私自身はずっと町が適正な価格で繰出金を、法定外ですが、することに賛成、それがなくなるときは、なぜないのか、行政のほうをいろんな質疑をいたしておりました。で、実際、3月の補正のときも、私は1億円、金額は言わなかったんですけど、実は8,000億円ほど補正が出ましたので、その理由を聞くと、国と県の補助金の体系が変わったので、これは仕方がないんですが、実際は問題は解決しますとおっしゃいましたけれども、その時点で赤字になっておりましたので、私は補正を要求して、そのときの補正がなかったもので、それに対して異議を唱えました。ところが、今回、私は補正があるということに反対をしています。それはなぜかといいますと、一番の原因は、決算の審議のときに総合窓口課の国民健康保険事業の説明に私は問題を感じました。それで、いろんなことを考えた上で、苦渋の選択でございますがこの補正に対して反対をすることを決めました。一応、内容は、累積赤字解消のため、本年は3月に予定していたが財政事情のために9月に補正を組んだという報告をそのとき受けました。私はずっと見て、先ほど私が3月に問題にした点は、国と、まさに担当の係が言ったように、国と県は補助金が変わったということで、この会計自体に問題はないということがわかりました。それで運営上の問題はないのに、なぜ粕屋町のこの国民健康保険税の赤字が続くのか。私はもう少しここ

で皆さんに分析をしてほしい。それこそ繰出金を投入すれば済むという問題ではないんです。抜本改革を考えてほしいと。いずれ県全体でこの国民健康保険税の会計を統合することになるでしょう。そのときのためにも、今きちんとうちの町のこの問題、課題は何なのか。そして、いろんなところで聞きますが、確かにうちの町は一生懸命してくれています。でも、別の視点からのそれに対する対策が必要です。そういったことを気づいてもらうために、あえて私はこの補正案に反対をいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

本案は、予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第58号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

7番田川議員。

◎7番（田川正治君）

後期高齢者医療制度に対する反対の討論を行います。

今まででもこの後期高齢者医療制度の問題については反対討論を行ってまいりました。今回、特に昨年、2年に1度の値上げということが、保険料の値上げというの

が起きましたので、そういう点からも負担がふえるという状況になってることも含めて、この後期高齢者医療制度を廃止すべきであるという立場から、幾つかの点について発言いたします。

ご存じのように、この制度は小泉自民公明政権のときに、75歳以上の高齢者を切り離すということで、うば捨て山と言われる、世界にも例がない嫌いの悪法だと言われております。民主党政権も廃止という公約掲げておりましたので期待をしておったわけですが、継続になりました。この制度は、福岡県の広域連合をつくるということで、あらゆる保険料なども含めてここで決められるということになります。そして、町ではこの保険料の徴収、町民に対する責任を負わされるというものになります。保険料も年金が1万5,000円以上であれば年金から天引きされて、1万5,000円以下であれば本人が直接納めなければならない。このような状況、そして75歳以上の高齢者が増えたら、そして医療費が増えれば保険料が高くなっていく。このような制度であることは皆さんもご存じのとおりです。諸問題は、先ほど言いました、保険料がこの広域連合で引き上げられるということに対して何の異論も挟めないということです。24年は、月額平均6,606円になっております。全国は4,614円から比べても、福岡県は高い保険料ということになっております。ですから、年金が年間で79万円、6万5,000円、月ですね。年金の人たち、これを一つの基準として考えれば、年間5,496円、月額で458円ということになりますけど、この年金の額で家賃や水道代、電気代、医療など、費用を払えば負担がふえて、家族や親戚含めて援助を受けなければならないし、蓄えがないと生活が厳しくなると。このようなことで、高齢者が増えるにつれて廃止してほしいという声が増えております。高齢者は病気になる人が多く生まれてきますし、保険料を滞納すれば保険証を取り上げられる。粕屋町では保険証を取り上げることはなく、3カ月の短期保険証を渡すということなど、努力されているわけでありまして、いずれにしても病院にかかると医療費もかかり、窓口負担もそういう点で生まれてくるということがあります。私は、このような制度、戦前戦後日本の国の復興のために粉骨砕身頑張ってきたと、高齢者差別するような後期高齢者医療制度は廃止して、もとの老人保健制度に戻して、国が必要な補助を行うということをするべきと考えております。そういう点で、町の決算とか審議する場合でも、何ら異論とか、この内容について審議を深めることができないという状況にあると思います。そういう点では、国民健康保険が広域連合ということなども言われておりますが、このような事態が同じように後期高齢者医療制度もこの悪法という点での制度があります。そういう点で、これを廃止すべきという立場から、この制度そのものを廃止ということで、決算も含め反対します。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

本案は、予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第59号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

本案は予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決いた

しました。

次に、議案第60号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

本案は予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたしたいと思えます。

(休憩 午前10時32分)

(再開 午前10時45分)

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

議案第62号平成24年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件に関し、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

山脇決算特別委員会委員長。

(決算特別委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎決算特別委員長（山脇秀隆君）

決算特別委員会に付託を受けました議案第62号平成24年度一般会計歳入歳出決算の認定についての審議の経過と結果についてご報告いたします。

平成24年度の町長の施政方針及びマスタープランに沿った執行状況かを確認し、予算どおり執行されたかを入念にチェックし、平成26年度の予算にその反省が生かされるよう、慎重審議いたしました。審議の経過については、全議員による予算審議でございましたので、重点施策の結果のみをご報告させていただきます。

まず、経営政策課所管の地域情報化推進事業についてであります。災害発生時の緊急情報をより迅速にかつ確実に町全域に伝達することを目的に、緊急情報伝達システムの構築が行われました。

総務課所管につきましては、町所有の施設や公有財産の長期的維持管理を適切に行えるように、町有財産のマネジメント調査が実施されました。

協働のまちづくり課所管では、電子広報広聴管理事業として、粕屋町の公式ホームページやポータルサイトの管理運用、またそれらを活用した地域ネットワークの構築を行い、災害対策事業として粕屋町地域防災計画の見直しが行われました。

教育委員会所管の給食センター建設調査事業については、共同調理場の老朽化による学校給食共同調理場建設に向けたPFI導入調査が実施されたところであります。

学校教育課については、粕屋西小学校の耐震化補強工事をもって、町内小・中学校の校舎躯体について一応の耐震化がなされました。

都市整備課所管の阿恵大池公園整備事業が完了し、遊具や植栽などが整備され、完了いたしました。道路改良新設事業として、筑紫野古賀線関連工事が実施されており、平成29年度完成を目途に事業が進められております。

環境生活課所管では、駕与丁公園等管理として、29カ所の公園維持管理が行われ、遊具135基の定期点検が実施されました。

総合窓口課所管では、住民サービスの質の向上から、窓口業務のスピード化や窓口アンケート等による町民の要望や意見など、総合窓口課職員全員で情報の共有化が図られました。

健康づくり課所管では、出生後の乳児全戸訪問やさまざまな子育て教室相談業務を通じて、育児不安や産後うつ、虐待の予防がなされました。また、なでしこ検診の導入や大腸がん検診の日程の増設がなされ、新たな未受診者対策が図られました。

子ども未来課所管においては、安心こども基金を活用し、原町駅南側に、青葉はるまち保育園が建設され、待機児童解消のための子育て支援がなされました。

以上、報告がなかった各課におきましても、例年どおりの事業がなされていますので、割愛させていただきます。

続きまして、決算の状況についてご報告いたします。

平成24年度の決算は、歳入総額128億6,074万5,000円、歳出総額121億1,958万4,000円、歳入歳出差し引き7億4,116万1,000円で、繰越明許費の繰越財源として1億1,210万9,000円を除いた6億2,905万2,000円が次年度への繰り越しとなりました。

歳入面では、地方交付税が1億393万2,000円増となり、それにより一般財源は増加しているものの、財政の基礎となる地方税収は、固定資産税の評価がえに伴い、1億3,852万3,000円の減となっております。公平公正の観点から、税の滞納を減らし、今後とも自主性、安定性向上のため、自主財源の確保が求められます。

一方、歳出では、総務費が1億1,330万3,000円の減、民生費が1億334万円の増、土木費が9,308万3,000円の減となり、教育費が3億231万5,000円の減、公債費が6,310万2,000円の減となっております。限られた予算で施政方針やマスタープランで計画された事業を主体的に計画的な執行が行われていると判断されます。町債残高は、前年より6億7,092万9,000円減少し、97億890万3,000円となりました。また、平成24年度末基金残高は26億5,600万2,000円で、対前年比6,499万円の減となりました。

当委員会で慎重審議した結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

なお、平成24年度も後期マスタープランに基づいた事業が展開されておりますが、今後とも行財政の健全化を推進し、簡素で合理的な行政運営を期待いたしまして、私の報告を終わります。

(決算特別委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この議案につきましては、決算特別委員会委員長報告のとおり、議員全員によります審議を行っています。よって、質疑を省略し、これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

4番太田議員。

◎4番（太田健策君）

4番太田健策です。

議案第62号平成24年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について、土地開発公社の4億円の支出について反対をいたします。

討論につきましては、一般質問でしておりますので、重なりますので、省かせていただきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

11番本田議員。

◎ 11番（本田芳枝君）

議案第62号平成24年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定をすることに反対をする立場から、その内容について今から申し上げます。

この決算審議は、私にとっては非常に楽しいものでした。昨年、行政評価を公表されて、それを非常に反映した課が幾つもあったからです。今の事業の内容、それを再度分析をして来年に生かす、今後に生かす、そういう姿勢が見られる課が幾つもありましたので、本当にうれしかったです、しかも、会計課が決算報告書を記載内容を変えてくれたことに非常に私は感謝しております。今後もさらに皆さんとともに具体的な内容ができるように、一議員としても、私、努めていきたいと思いません。

それでは、本題に入りますが、実は3点ございます。私はどうしても認定できないことがですね。その1番は、先ほどの審議の中でも申しましたように、13款2項1目土地開発公社利子等補助金で、24年度末に4億円補正して、4億953万円としたものです。24年度末に、4億円補正を提案されたときに反対を表明しているので、それに連動しています。詳しくは先ほど述べましたので、これはここで終わりにします。

2番、学校給食センターの準備室の報告についてでございます。PFI導入可能性調査終了の報告で、VFMは5億8,000万円という内容が、コンサルタントの報告だけを記載してあるということに対して、私は疑問を投げかけます。その上に、自校方式とセンター方式の比較の数値は明確に31億2,000万円対16億5,400万円という数字を明確に記載してあるんですが、それならPFI方式ですか、その方式に頼らないで通常町が事業をおこすように起債を起こして運営なども含めた15年間の費用が出るはずですか。正確ではなくても、ある程度の目算で出るはずですか。それから、公共施設マネジメント事業で、町が施設建設に幾らかけたか、施設の維持管理にどれだけかけたか、現在私は今の給食センターを数値したものを持っていません。幾らで建てたか。そして、この30年間は、当初のあれはないんですけども、2005年からその設備の維持管理に幾らかかったか、その資料を今手元に持っています。で、いろんなことを参考にして、もっと積極的にいま一步進んだ分析あるいは提案が、そしてその上でこうですということが欲しかったですね。それから、検討委員会が民営化は現実的であると報告をしているならば、今のサンレイクのように、民間に任せたらどうなるか。それはそんなに難しいことではないと思います。コンサルタントに依頼した結果だけを報告するのは、決算報告としては不十分です。なぜならば、そこに職員を張りつけておられます。職員が、皆さんもそうです

が、これは私の考え方が違うのかもしれませんが、町長命令あるいは総合計画に基づいた事業をその命令に沿ってやるのと、この町のためにどうしたらいいのかという、そういう提案も職員はできるはずです。町のために。そこを町民の皆さんは応援していると思うんですね。だから、その2つがあって、そこで分析をして、これがこうですという結果なら、それはそれでいいんですが、今現在はPFI、コンサルタントを選び、PFIの久留米の給食センターに私どもを連れていき、調査結果を報告することに偏っているような気がするんです。もっと大切な試算、検討がなされるべきです。教育長にさらなる検討をお願いしたいと思います。

それから3番目、総合窓口課の国民健康保険事業のことに關してですが、私は分析が足りないと思っています。先ほど補正案のところで反対を述べましたが、結局その決算審議会の報告を聞きますと、減免あるいは滞納の状況、不納欠損に対する徴収体制、そういうものに対する説明がなかったのです。数字を見てくださいと。もし本当にほかに方策がなかったら、もう少しこれはこういうふうに入れたけどこうなんですという説明があつてしかるべきでしたが、それから徴収体制のやり方は、他町との比較も毎回請求しなければ出てこないというのが不思議です。例えば収納課とか、それから水道課とか、上水道課ですね、そういうのは必ず出てくるんですよ、他町との比較が。ところが、この国民健康保険事業のそういうところにはそれはないんです。うちの町のだけ。で、報告には、毎年少しずつ改善しているという報告があるんです。だから、自分の町だけのことを考えて、もちろんその内部ではいろいろ検討してあるでしょう。けども、私どもにその内部だけではなくて、外部と比較してどうなのか、もっといい方法はないのか、そういうことを提案したという事実をぜひ報告してほしいなと思っています。

そのために、さらにお尋ねしますと、赤字自治体は財政健全化計画を毎年県に提出しなければならない。それで、毎年してあるそうですが、私が何うにマンネリ化していると思います。それで、先ほど収納課のことでちょっと要望と言いましたら、ちょっとこの場ではないとおっしゃいましたが、ほかの視点から、なぜ収納ができないのか、税金を納めることができないのか、もっとほかの視点から見詰めれば、町民は誰でもしたいんです。でも、できないんです。一人で頑張っているけれど、力尽きて倒れている人もいるでしょう。それを支援するのが、町の義務です。仕事です。皆さんの仕事です。だから、その角度から、数字だけを扱うんじゃないで、違う体制で、例えば学校教育課は、スクールソーシャルワーカーを配置しました。これは先生方にとっても喜んでおられます。だから、今回30万円の予算ですけれども、それをもっと膨らませる形で、今後できるような方向性を持っていてもらいたいと思います。

全体を総括して、今後の粕屋町の財政運営がどうなるのか、今皆さんの頭に一番あるのは、実質公債費比率ですね、実質公債費比率の負担が今18.8%ですよ。18%になると思いますけど、それが今後も続くという、でも来年はそれはなくなる予定なんですけれども、でもさらなる起債をすれば、またそれが復活するのではないかというおそれが皆さんの中にあると思います。でも、これは過去いろんな事業の結果です。だから、その結果を分析して、今の状況を分析して、この決算を生かして、そして次の予算につなげてほしい。そういう意味で、私は反対を表明いたします。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

5番福永議員。

◎5番（福永善之君）

議案62号平成24年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について反対します。

理由は、私は24年度の一般会計予算案については審議をしておりません。しかし、決算に関しましては、土地開発公社への一般会計からの4億円の補填、これについて反対をさせていただきます。理由につきましては、先ほど議案第56号平成25年度粕屋町一般会計補正予算とダブりますので、重複しますので、省略させていただきます。

つけ加えまして、このたびの決算審議におきまして、1つ改善をしていただきたいと思う点がありましたので、発言させていただきます。

まず、職員のレベルアップ、説明する人たちは自分たちがつくった資料プラス決算資料、これを全て数字をリンクさせる、もしくは質問が上がったら自分たちの課の行った事業に関してはやっぱり全て答え切れるような、そのぐらいのレベルアップをやっぱりつけていただきたい。これがさきの行政監査のときに聞き及んだ話によりますと、そういうご指摘をしたと。ただ、議会の決算審議では全くそれが反映されていない。何を皆さんは考えてるのか。指摘されたことに対して改善をしようとしめない。そのぐらいの説明のレベルで、今後議会運営がなされていいのだろうか。その辺のことをやっぱりよくよく考えられて、まず数字上の各担当課のレベルアップ、自分たちがつくった事業に関しては確実に答えられるような、そのような説明ができるような状態で説明をしていくと、その辺を私の指摘とさせていただきます。

ます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長からの報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第63号平成24年度粕屋町……。

◎8番（長 義晴君）

議長、いいですか。

◎議長（進藤啓一君）

はい。

◎8番（長 義晴君）

お尋ねしたいんですが、議案第61号は後で……。

◎議長（進藤啓一君）

議案第61号はですね、この前取り下げられましたので、ここではありません。よろしいですか。はい。

再開いたします。議案第63号平成24年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号平成24年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出

決算の認定について、議案第65号平成24年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号平成24年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上4議案一括して議題といたします。

本件に関し、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

山脇決算特別委員会委員長。

(決算特別委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎決算特別委員長(山脇秀隆君)

議案第63号から議案第66号まで一括してご報告いたします。

金額につきましては、先ほど議案第62号のときに1,000円単位で発表させていただきましたので、特別会計につきましても1,000円単位で発表させていただきますことをご了解いただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、議案第63号平成24年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審議の経過並びに結果をご報告いたします。

平成24年度歳入歳出決算は、歳入総額37億5,455万8,000円、歳出総額39億8,574万4,000円で、歳入歳出差し引き額2億3,118万6,000円の赤字決算であります。

歳入の主なものは、国庫支出金9億7,846万9,000円、国民健康保険税8億3,662万6,000円、前期高齢者交付金6億1,666万4,000円であります。

一方、歳出の主なものは、保険給付費24億8,175万8,000円、共同事業拠出金5億3,720万6,000円、後期高齢者支援金等4億5,720万2,000円であります。

以上、決算特別委員会で慎重審議いたしました結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第64号平成24年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成24年度歳入歳出決算は、歳入総額4億974万6,000円、歳出総額3億8,737万8,000円、歳入歳出差し引き額2,236万8,000円が次年度への繰り越しとなっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億941万8,000円、繰入金8,150万4,000円、繰越金1,869万9,000円であります。

一方、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金3億6,683万2,000円、総務費1,754万9,000円であります。

以上、決算特別委員会で慎重審議いたしました結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第65号平成24年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい

てでございます。

平成24年度の決算は、保険事業勘定で、歳入総額17億1,472万6,000円、歳出総額16億9,223万9,000円となり、歳入歳出差し引き額2,248万6,000円が次年度への繰り越しとなりました。

歳入の主なものは、介護保険料3億5,836万1,000円、国県出資金及び支払基金交付金10億4,356万7,000円、一般会計からの繰入金3億222万1,000円、繰越金1,039万8,000円であります。

一方、歳出につきましては、保険給付費15億5,786万6,000円、総務費6,962万円、地域支援事業費3,923万6,000円であります。

次に、介護サービス勘定では、歳入総額1,057万5,000円、歳出総額845万7,000円、歳入歳出差し引き額211万8,000円が次年度への繰り越しとなりました。

歳入はケアプラン作成によるサービス収入1,009万6,000円と繰越金47万8,000円であります。

歳出は、総務費768万3,000円、サービス事業費77万4,000円であります。

以上、決算特別委員会で慎重に審議を行い、賛成多数で認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第66号平成24年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成24年度住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算額は、歳入総額773万6,000円、歳出総額591万7,000円で、歳入歳出差し引き額182万円が次年度への繰り越しとなりました。

歳入の主なものは、貸付金元利収入等453万9,000円と、繰越金319万7,000円であります。

一方、歳出の主なものは、一般会計繰出金579万7,000円であります。

以上、決算特別委員会で慎重審議を行い、全員の賛成で認定すべきものと決しましたことをご報告して、終わります。

(決算特別委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この4議案につきましても、決算特別委員会委員長報告のとおり、議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、早速議案第63号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

7番田川議員。

◎7番（田川正治君）

私は、この24年度決算、国保税に対してですね、この反対討論を行います、一般質問でも、6月議会でも、国保税の1世帯1万円引き下げというために、町の一般財政0.5%、5,000万を繰り入れて行うことも提案をいたしました。このときには、町長は国保も県単位の広域連合に移行していくことを望んでいるということでした。先ほど後期高齢者医療制度の問題でも意見述べましたけど、広域連合になれば、町の責任ということが、保険料の徴収というようなことなどで町民に対する責任を本当に果たしていけるのかという点などが残ります。そういう点では、福祉の向上に資するという自治体の役割、これは疑問視されると思います。

そこで、決算についてですけど、23年度は当初予算で4,000万円一般会計から繰り入れて、4,000万円補正予算で繰り入れ、赤字補填をしました。そのときも赤字が見込まれる状況が明らかなので、当初予算で赤字補填を含めた予算額、一般会計から繰り入れて行うべきじゃないかということで反対いたします。

ところが、24年度も当初予算4,000万円として、補正予算5,400万円を繰り入れるという決算を行い、国保財政が赤字ということが前年度の実績でも出るという状況のもとで、当初予算に予算編成を行うということが当然のことだというふうに思います。粕屋町の国保税、福岡県でも上位にあり、高い保険税になってます。糟屋郡6町では一番高い国保税、平成23年の町の指標でも、給与所得400万円世帯で、子供2人の40歳代4人家族で60万300円、国保税になってます。これは、2カ月分の給与に値するほどの負担額になります。まさに担税能力を超えた国保税です。このことは、町長も担税能力を超えたと、超えているということも認めておられます。そういう点では、高過ぎる国保税、無慈悲な保険税取り下げ、過酷な滞納制裁などで住民を苦しめる異常な状況が全国でも起こっております。病院に行けずに病気がひどくなる、命を落とす人も生まれています。そういう点では、この決算のあり方とあわせて、国保税の引き下げということもあわせて、つけ加えまして反対討論いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

本案は決算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第63号は原案のとおり認定することに決しました。

これより議案第64号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定であります。本案は決算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり認定することに決しました。

これより議案第65号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

本案は決算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第65号は原案のとおり認定することに決しました。

これより議案第66号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

本案は予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第66号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第67号平成24年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について、議案第68号平成24年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計収入支出決算の認定について、以上2議案を一括して議題といたします。

本件に関し、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

山脇決算特別委員会委員長。

(決算特別委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎決算特別委員長（山脇秀隆君）

決算特別委員会に付託を受けました議案第67号、議案68号の審議の経過と結果についてご報告いたします。

議案第67号は、平成24年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定についてであります。

平成24年度の収支決算では、消費税抜きで、収益的収支の収入は9億3,243万2,000円、支出は7億7,917万5,000円で、当年度の純利益は1億5,325万7,000円あります。資本的収支は、消費税込みで、資本的収入が43万2,000円、資本的支出が2億9,926万4,000円、不足額2億9,883万2,000円となっております。不足額につきましては、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填されるものであります。

なお、剰余金処分につきましては、平成23年度から繰越利益剰余金1億1,032万7,000円と当年度の純利益1億5,325万7,000円を合わせました2億6,358万4,000円から、減債積立金1,000万円、建設改良積立金1億5,000万円を積立処分し、翌年度繰越利益剰余金は1億3,058万4,000円となっております。

決算特別委員会で慎重審議いたしました結果、全員の賛成で原案どおり可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

引き続き、議案第68号平成24年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計収入支出決算の認定についてであります。

平成24年度の収支決算では、消費税抜きで、収益的収支の収入は12億4,786万2,000円、支出は10億2,016万7,000円で、当年度の純利益は2億2,769万6,000円あります。資本的収支は、消費税込みで、資本的収入が6億1,881万3,000円、資本的支出が9億4,431万1,000円、不足額3億2,549万8,000円となっております。不足額につきましては、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填されるものであります。

決算特別委員会で慎重審議いたしました結果、全員の賛成で原案どおり可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

なお、下水道事業におきましては、浸水対策事業の5カ年計画が進められている中で、平成24年度におきましては、役場の雨水調整池と粕屋フォーラム雨水調整池の流入環境が全て建設され、これからの局所的な豪雨に対して大きな役割を果たすことができることとなりました。この事業は、町民の生命財産を守る上で大切な事業でありますので、残りにつきましても計画に沿って円滑に進めていただきたいことを申し添えまして、私の報告を終わります。

(決算特別委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この2議案につきましても、決算特別委員会委員長報告のとおり、議員全員により審議を行っています。よって、質疑を省略し、早速議案第67号の討論に入り

ます。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は原案可決及び認定であります。

本案は決算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第67号は原案可決及び認定することに決しました。

これより議案第68号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

本案は決算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第68号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

さきの6月議会におきまして継続審査となっておりました意見書案第3号「原発

ゼロ」をただちに求める意見書（案）を議題といたします。

意見書案第3号に対する建設常任委員会委員長からの報告は、お手元に配付のとおり、文言の一部を修正し、可決であります。意見書案第3号は、文言の一部を修正し、可決とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は文言の一部を修正し、可決することに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

請願第1号「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

請願第1号に対する総務常任委員会委員長からの報告は採択であります。請願第1号は採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択とすることに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

陳情第2号本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書を議題といたします。

陳情第2号に対する総務常任委員会委員長からの報告は継続審査であります。陳情第2号は継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号は継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。請願、陳情にかかわる草案につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、請願、陳情にかかわる草案につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出することに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

委員会の閉会中の所管事務調査を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から閉会中の継続審査の申し出があつて

おります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

町長から発言の申し出があつておりますので、これを認めます。

◎町長（因 清範君）

平成25年第3回粕屋町議会定例会の閉会に当たりまして、自席からでございますけれども、御礼の言葉を一言申し上げます。

去る9月6日に開会いたしました今定例会におきまして、提案を申し上げました16件の議案につきましてご審議賜り、いずれも原案どおりご可決をいただきましたことに対しまして、心から御礼と感謝を申し上げます。

早いもので、今年も半期を過ぎようとしております。残りの後半も気を抜くことなく、さらなる行政改革に取り組みますとともに、職員の行政マンとしての立つ位置の研修、教育等をしっかりと行い、質の向上を図り、町民との協働のまちづくりを進め、信頼される行政執行に当たってまいります。なお、会期中にいただきましたいろんなご指摘等につきましては、十分留意いたしまして行政執行に当たってまいります。

また、今、須恵町、志免町、粕屋町の3町で提案をいたしておりますソフトバンクホークス誘致は、大変注目度が高い場所と思います。いよいよあすは2軍、3軍のファーム球場の第1次審査の結果が出ます。つきましては、今後の取り組みに対しまして、議員の皆様方にご相談、ご協力を願うところも多々あるかと思えます。この件につきましても、どうぞよろしくお願いいたしたいと思えます。

残暑まだまだ厳しゅうございます。皆様方におかれましては、十分にお体にご自愛いただき、公私ともに、町民のために、また粕屋町のために活躍されますことをご祈念申し上げまして、9月定例会の閉会に当たりまして、私のご挨拶とさせていただきます。どうも大変9月の長丁場お疲れさまでございました。どうもありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成25年第3回粕屋町議会定例会を閉会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、平成25年第3回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前11時32分)

会議録調製者 青 木 繁 信

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 小 池 弘 基

署名議員 長 義 晴